

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第20集／1939年版

(覆刻版)

法政大学出版社

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

第十二輯

日本勞働年鑑

昭和十四年

THE
LABOUR YEAR-BOOK
OF JAPAN 1939
VOLUME XX

大原社會問題研究所

COMPILED BY OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

TOKYO, JAPAN

緒言 昭和十三年（一九三八年）度大觀

昭和十三年における我國の政治的・經濟的・社會的・思想的性格は「戰時體制」の強化を以て特徴づけられる。従つてそれは前年後半期において日支事變と共に明かとなつた諸傾向の一層の強化にほかならぬのである。

戰時體制のかかる強化をもたらした要因は主として對外關係、特に日支事變の深刻化・長期化に求められる。換言すれば、日支事變の進展こそわが國における全體制の急激且つ深刻なる變化の決定的推進力であつたのだ。即ち不擴大主義より徹底膺懲に進んだわが對支國策は、一月十一日の大本營御前會議において「最高不動の方針」を與へられ、これにもとづいて政府は「爾後國民政府を對手とせざる」旨を中外に宣言してその態度を明徴ならしめた。つづいて徐州包圍戰・廣東占領・武漢三鎮の攻略あり、わが軍の偉勳燦として輝く。陸海空のこれら赫々たる勝利の後をうけて、近衛首相は明治節の放送において、今次事變の目的が日支兩國の協力によつて「東亞新秩序」を建設して「東洋永遠の平和を確立」するとともに、歴史の進展に併行する世界の「新平和體制」を創設することに存する所以を明らかにし、さらに歳末、政府は「善隣友好」「共同防共」「經濟提携」

の三原則によつて日支の國交を調整せんとする用意ある旨を聲明した。かくて偉大なる戦果と戦争目的並に事變處理原則の明確化を以て飾られた事變第二年は、しかし同時に戦争の長期化・擴大化・深刻化を約束するものであり、且つ大陸における長期建設をも伴うものであつたから、我國民の戦争負擔はそれに應じて益々加重されざるをえなかつたのである。

さらに國民政府の敗退につれて支那及周邊における諸國の援蔣又は牽制運動はその度を加へ、一方、英・佛・米の經濟的援助が增強せらるると共に、他方特にソ聯の態度は、かの張鼓峰事件でも窺はれるやうに、極めて露骨となつた。かくて日支事變は單純に支那一國のみを對手とする事變にあらざることが次第に明らかとなり、事變の意義が一段と重大化されて來たのである。

加ふるに、歐洲における風雲も漸く急となり、獨逸の塊太利併合につづいてステューテン問題を契機としてチェッコ問題の危機至り、ミュンヘンにおける四元首の協定を以て僅かに一應の妥協點が見出されたものの、全體主義國家群と民主主義國家群との對立は益々尖鋭化するに至つた。さうしてかかる歐洲の危機は世界戦争の萌芽を内藏するものであり、したがつて樞軸國家として伯林・羅馬につながる我國も亦いつまでもその圏外に留まること困難な狀勢となり、それと共に日支事變がいつ世界戦争の一環をなすに至るやも圖られぬ事態に當面せざるをえなくなつた。かかる世界情勢が日支事變を、しかして我國の戦時體制の強化を、極めて喫緊且つ深刻な問題たらしめたであらうことは察するにかたくないのである。

以上の諸事情によつて命令された戦時体制の強化が、これを反映すること最も敏感な政治において、最も早く行はれたことは申すまでもない。政治における戦時体制の強化は権力の集中であり、何よりもまず内閣の強化であるが、この点において近衛総理は内閣改造を断行し、宇垣・池田・荒木・木戸といふ政界財界の巨頭を加へてその勢望を高め、且つ五相會議にインナア・キャビネット的機能を與へて、権力集中化の傾向を一段と促進した。これと平行して國民生活の諸多の部面における官廳と官僚の権力及活動の範圍が劃期的な擴大を示したことも注意されねばならぬ。

次に、権力の政府への集中は、他面においては議會の政治的重要性の減退を意味するものである。そしてこの傾向は實質には滿洲事變以來着々進展しつつあつたのであるが、本年度においては廣汎なる委任立法を許す國家總動員法の成立によつて形式的にも確立された。さらに舉國一致體制の強化のために舉國黨を志向する新黨組織も政府筋によつて目論見れた。しかしこの策動は結局ものにならずに終つた。

なほ、對支政策の一元的強化を期して、興亞院の創設されたことも、政府部内の摩擦を伴ひ、それと前後して宇垣外相の辭職をもみるに至つたとはいへ、政治における集中化への一進展とみなさるべきであらう。

戦時体制の強化は政治の世界における権力の集中化と照應して、経済の世界においては統制の強化を意味する。非常時経済より準戦時経済、準戦時経済より戦時経済へと遞増し來つた統制は、國際情勢の險悪化とならんで日支事變の長期化・深刻化並に東亞新秩序の建設を前に、一段の強化を加へざるをえなかつた。さうしてそれは從來の諸傾向の單なる強化に留まらず、國家總動員法の制定及施行によつて象徴化されてゐるやうに、新なる傾向への發足をなした。といふのは、そこでは流通部面の統制より生産部面の統制へ、金の統制より物及人の統制へ、間接的な自治統制より直接的な國家統制へ、對症的な部分統制より計畫的な全體統制への轉換が行はれたからである。しかしこの轉換はむろん資本主義とそのモティーフをなす營利主義に根本的變革を施す程度のものではなく、これを拘束按配して戦時經濟の要請に即應せしめることに存した如くである。従つてまた兩者の間に割れ切れぬ矛盾が依然として存続したことも蔽ひがたき事實であつた。

わが戦時經濟統制によつて充足さるべき軍國喫緊の目標が(一)日支事變の勝利的貫徹と(二)東亞新秩序の建設と(三)濃化する國際危機に備へる國防の充實に存することは言ふまでもない。この目的のため第七十三議會において成立した豫算は一般會計三十五億、臨時軍事費を加ふれば八十餘億といふ未曾有の老大豫算となり、公債發行豫定額もまた前年度繰越分をも通計すれば、六十五億を超える巨額に達したのである。

だが肝腎なことは老犬豫算を机上に編成することではなく、國民經濟を危険に陥れることなしに、その豫定された實績を確保することである。そしてこれがためには、豫算費目の増額とならんで、その實現を可能とする物資の動員計畫が必要とされる。そこで政府は本年一月創めて「物資動員計畫」なるものを樹立し、さらに六月その不備を匡正して「改訂物資動員計畫」を決定した。

「生産力の擴充・物資需給の調整・國際收支の適合」なる賀屋三原則より「軍需の充足・輸出の振興・物價の抑制」なる池田三原則への推移も同じ事情に基づくものであつて、このとはすでに事態の或程度の深刻化とヨリ根本的な對策の必須とを示唆するものであつた。しかして「戦時に際し國防目的達成のため國の全力を最も有効に發揮せしむるやう人的物的資源を統制運用する」ことを期する國家總動員法の制定とその順次的適用はこれが實證とみることができよう。といふのはこの法律は實質上、物資・勞務・資金・施設・事業・物價・出版に對する、それゆゑに殆んど全經濟生活に亘る白紙委任的統制を意味するから。

物動計畫の眼目はいふまでもなく軍需の充足、即ち軍需生産力の擴充に存するのであつて、本年三月の「國防四ヶ年計畫」同十一月の日滿支を綜合する「生産力擴充四ヶ年計畫」はいづれもそのヨリ高次なる計畫的展望にほかならぬ。さうしてかやうな形で計畫的に強調された軍需の充足こそ、本年度における戦時經濟體制の特質を形造る第一點なのである。かくて軍需産業は大量且つ有利なる需要、資金・物資・勞働力の調達における優先的地位及び其他の利便を保障せられ、謂ゆ

る殷賑産業の名實をほしいままにするに至つた。その結果は、既に前年度版に指摘したやうに、軍需産業部門における資本の累積を激増させ、わが経済機構の重心を平和産業より軍需産業へ、輕工業より重工業及化學工業へ、同じ程度にはないが内需産業より外需産業へ移動させ、かくて時局的事業金融と國策會社の設立による國家資本の役割の増大とならんで、軍需産業、なかんづく重工業民間資本の繁榮と勢威を著しく増大せしめつつある。本年末、配當制限を指して總動員法第十一條の適用が問題となつたのもかかる事情の反映にほかならない。

本年度における戦時經濟の第二の特質は賀屋三原則による消極的貿易統制が却つて輸出の循環的激減を結果する恐れあるにかんがみ、池田三原則がリンク制其他の方法によつて積極的に「輸出振興」に乗出した點に求められる。軍需資財輸入の不可避・金産額の遅増・圓ブロック輸出の増大等々の逆事情を思ひ合はせれば、このことはけだし當然の措置であつて、その結果として平和産業の一部を回生させ、或程度に輕工業大資本の再起を可能ならしめたのである。

終りに、本年度における戦時經濟體制の第三の特質として物價統制の進展を挙げねばならぬ。老大豫算の遂行、物資の不足、輸入の必須と第三國輸出の減退は當然に悪性インフレーションの危険を孕む。そこで政府は一方では爲替水準の維持・公債の消化・低金利・貯蓄の奨励等により、他方で生産力の擴充・輸入力の維持・消費の節約等により、更らに暴利取締令及自治的價格統制によつては騰勢を抑止しようとしたが、その効果覺束なく、兌換券發行高は二十億を超え、物價は急騰の

態勢を示すに至つた。かくては豫算の遂行・輸出の振興・國民生活の安定の上に寒心すべき影響を及ぼすことあるべきを慮り、政府は物價の抑制に對して積極的態度を採り、なかんづく「物價委員會」の創設と「物品販賣價格取締規則」による全般的公定價格制度の採用によつて價格統制に向つて劃期的な歩武を踏み出した。しかしこの價格統制は價格面への干涉である限りにおいて一般的にその効果が限られたものであつた上に、その主動力が一般消費者でなく、特に軍需産業家に存したために、辛じて米價の最高價格を据置きえたが、その他の生産必需品の昂騰は繼續し、一般國民大衆は物價騰貴の危険に曝されんとするに至つたのである。

四

戰時體制の強化は最後に思想統制の強化を意味する。しかして精神作興を以て諸運動の出發點と考へる世界觀にもとづいて、他方ではまた思想部面が最も抵抗少く最も可塑的であるところから、思想統制は諸統制中少くとも形式的には最も徹底的に行はれたものといつてよい。さて、この思想統制の目標が國體の本義を明徴にし、日本精神を發揚し、共產主義を始めとしてすべての反國體的外來思惡を排撃すると共に、戰爭の勝利的遂行を妨げる反戰的・國際主義的・階級闘争的・乃至國內平和攪亂的色調を帶ぶる一切の思想の禁遏に存するとは前年度版に述べた通りである。

ところで、この思想統制において最も進捗したものは、その否定的側面であつた。すなはち、言論の統制はジャアナリズムに向つて一層嚴酷となつただけでなく、これまで幾分氣兼ねされてゐたと

ころのアカデミズムに對しても假借なく迫進して行つた。さらにこの統制領域の擴大とならんで、その對象においても一段と深刻化し、つい先頃までマルクス主義の對立思想として一個の公認思想であつた自由主義も亦明かにこの強化された統制の犠牲となつた。何となれば當局は「民主主義自由主義が共產主義思想の温床」として克服さるべきものであることをはつきりと言明するに至つたから。謂ゆる教授グループの檢舉、河合東大教授問題の悪化、荒木文相の提唱による大學自治を繞る帝大總長會議等々はその象徴と見ることが出来る。

思想統制がその否定面においてかくも徹底したのに對比して、その建設面においては極めて沈滞的であつたといへる。なぜなれば、全國民の精神を戦争目的のために總動員することを期した「國民精神總動員」運動は末梢に墮して根幹的活動においてはこれといふ業績を示さず、また教育・學問の世界において國體主義・日本精神に基づく刷新と振興を圖る目的を以て創設された「教育局」もその抱負を實證するに足る何らの積極的成果を示さず、さらに國民精神文化研究所の「思想國防體制」の立案とてもさしたる建設的收穫をもたらすものとは思はれないから。してみれば、諸統制中最も徹底された思想統制が他面からはまた最も跛行的な統制であつた、といふ批判もむげに斥けることはできないのである。

五

かやうな政治的・經濟的・思想的戦時體制の強化に伴うて本年度の社會情勢は如何なる動向を示

したか。本年鑑における我等の特殊の課題は、前年度版におけるそれに準じて、戦時体制の強化が社会情勢に及ぼした変化を、特にそれが勤労階層に課した負擔の種類及程度に留意しつつ説述し、之に對する反作用としての勤勞國民の自助運動の消長と、事業家並に第三者、とりわけ國家の他助方策の發展を闡明するにある。けだし戦争の長期化・深刻化に伴う銃後生活の變貌と戦争負擔の加重は、交戦國としての不可避の運命であるのみならず、特にわが勤勞階層が決然從來の行きがかりを一擲して時局の積極的支持に邁進したのであるけれども、同時に戦争負擔の諸階層間における合理的配分は社会正義の要求するところであり、また避けがたき軍國の負擔を合理化することは、長期戦と民族の將來が之を絶對的に要請して止まないところであるから。

戦時經濟の絶對命令は軍需生産力の擴充であり、我國の經濟がこの中心目標に向つて再編成されつつあることは既述の通りであるが、これがためには巨大な資金・物財とならんでこれに應ずる夥しい勞働力の把握を必要とすることは申すまでもない。かくて本年度は昨年度より承けついで勞働者數の増大に一層の拍車をかけた。なかんづく工場勞働者の増加は五十萬になんなんとする躍進振りである。多數の應召者を控へてのこの勞働者數の膨脹は、主に失業者・農民・轉業者青年・婦人等により賄はれた。にも拘らず、生産擴充の欲求はこれらの自然的補給をもつてしては應じきれず、勞働力、特に熟練勞働力の不足は益々顯著となつた。そこで數年前の失業の克服の代りに、勞働不足の克服が喫緊の勞働國策たるべき素地が準備せられたのである。

労働者の配置及構成も大體において準戦時體制下に始まつた傾向を繼續した上に、戦時色を一層濃化したものと考へられる。まづ、労働者の種別配置においては工場労働者と鑛山労働者は著増し、運輸交通通信労働者は僅かばかりの自由労働者其他は相當の減少を見た。次に工場労働者について事業別配置をみるに、金屬・機械・化學の如き軍需産業の膨脹甚しきに對して、平和産業とりにわけこれを代表する紡織産業は——輸出振興策の結果として息を吹き返した一部分を除けば——停頓又は頽勢を示し、かくて時局産業への集中化の傾向が截然と窺はれる。さらに、地方別配置においても東京・大阪・愛知・兵庫・神奈川・福岡等の大工業地帯への集中の狀況は繼續され、幾分増加の傾向さへも見える。工業地方化の意圖にも拘らず、重要産業は依然として大都市集中的である。なほ、規模別配置においては、各種工場を通じ所屬者の絶對數は増加したが、比率の増加を見たものは、二〇〇人以上の大工場所屬者のみで、中工場（二〇—一〇〇人）所屬者の比率は減少し、小工場（五—三〇人）のそれは停頓状態にあり、ここでも集中的動向がしたがつて重工業的大資本の制覇が明かに觀取される。終りに、労働者の性的構成は重工業の興隆と紡織業の停頓の結果、比率的には男子超過の傾向を一層明確にしたが、他方、労働力需要の緊迫化と労働力供給の窮屈化に伴ひ、絶對的には、年齢別構成における十六歳未満者の雇傭増加とならんで、謂ゆる男性職業への女性進出の兆候も窺はれ、機械器具工場においてさへ女子の比率は次第に上昇しつつあるのである。

労働者の總數とその配置及構成に現はれた上記の變動とならんで、彼らの労働生活の諸條件に

においてもまた戦時體制強化の影響が確認される。戦時統制經濟下における労働生活の特質は、謂ゆる戦争景氣が一般好景氣の積極面を伴うこと少く、その消極面をヨリ多く招來する點に存する。軍需の喫緊と物的設備の遅増は必然に労働力の支出に對する要求を過大する。かくて労働時間の延長・休日の減少・安全保健設備の不良化・労働強化の趨勢は必至である。その結果として、未熟練工・弱質者・婦人・未成年者の大量的雇傭の影響も手傳うて、罹病率・災害率・事故缺勤率は遅増し、これに戦傷病死の影響をも加ふれば、國民體位上まことに寒心に耐へぬものがある。

他方においてこの戦時下の労働に對する報酬はかかる低下條件の下に行はれる過重なる肉體的・精神的消耗を充分補償するものであつたらうか。この點に關し軍需産業における一部の熟練工の跛行的好況を除外すれば、一般労働者の賃銀は昨年同様の状況よりも幾分改善されたけれども、労働力の過度の支出にも、その異常の不足にも、應じて昂騰してはゐない。すなはち昭和六年に基準をとれば、生計費指數の三割の上昇にも拘らず、名目定額賃銀はいまだ五分方低く、早出居殘等の補足によつて實收賃銀が二割方騰貴したるに過ぎず、したがつて實質賃銀は定額において二割六分實收において七分の減收となつてゐる。尤も我等はこのさい未熟練工・未成年工・女工・速成工の熟練工に對する比重増加が平均賃銀をヨリ低く現はれしめる傾向を有つことと、一部労働者の賃銀が部分的には移動率の著増に示されてゐる業主間の競争の結果として實質的にも急騰の態勢を採りつつあることと、平和産業における失業者及失業危険者の存在にも拘らず、全體としては失業

が著減し、ために國民所得の勤勞階層への分配總額が絶對的にはかなり増大しつつあることを看過してはならぬ。だが、それらすべてを考慮に入れても、勤勞國民の勞働生活條件は全體としては停頓し、彼らの勞働力の非常支出に對してこれを生理的・經濟的・文化的に補償してその旺盛なる再生産を確保するに足るものなりとは斷言できない。

そのほか、俸給生活者・商業使用人にあつては數量上の増大と勞働者化的傾向とは引續き進行しつつあるものの如く、農村においては一方では軍需景氣の浸潤・軍事援護の徹底・糸價及繭價高等によつて部分的にはその窮乏の緩和された向もあるが、他面では物價の缺型・負擔の不均衡・負債の重壓は依然解消せず、人馬の不足と生産資材の缺乏による農業勞働の強化が必至であるとするれば、ここでも決して樂觀は許されぬ状態にあるのである。

六

戰時體制強化の社會情勢への影響は消極的の形では社會運動の領域において最も顯著であつたやうに思はれる。といふのは本年度において社會運動の無産階級的性格は著しく清算され、まさにその離脱を思はしむるものがあつたから。そしてこのとの意義は、次の事實を考慮に入れると一層重大である。すなはち前節に説述した如き勞働生活の状態は、資本主義の正常な場合には活潑なる時には深刻なる社會運動を喚起し、その闘争を通じてこの弊態が或程度まで克服されるのであるが、舉國一致と生産力擴充を至上命令とする戰時體制は勤勞國民のかかる階級的自救運動

發展に強き抑制を加へた。そこでわが事變第二年の社會は實質的には社會運動興隆の基礎を持ちながら、現象的にはその衰頹を見る、といふ矛盾の相貌を露はしたのである。

まづ經濟鬭争についてみるに、労働争議は時局の壓力と組合側の自肅の結果、減少且つ緩和化し件數参加人員においては略ぼ大正十二年以來の最小數字を示し、この傾向は罷怠業において特に著しい。小作争議の動向も程度こそ少いが大體に同様であり、唯だ争議の大半が小作權關係のものであることのみが注意を惹く。

次に労働及農民諸團體の消長を見るに、労働組合は就業労働者數の著増に反比例して組合數・組合員數・組織率共に昨年來の減少の勢を續け、活動の重心は争議より産業協力と銃後活動に遷移しイデオロギ―においても重要組合は相次いで名稱變更・綱領改正等を通じて無産階級主義より國民主義への急旋回を表白するとともに、他方では戦時労働運動對策としての産業報國運動の登場あり、かくて經濟的労働運動の階級的成長は量・質のいづれにも現はれず、却つて内外の事情はこの減退乃至解消を迫りつつあるかに見える。なほ、農民戦線の統一を目指した大日本農民組合の結成が日本農民聯盟の分立を誘致したるが如き、また我國無産運動樞軸を確立するかに見えた社大Ⅱ組合會議Ⅱ全農樞軸の動搖の如き、いづれもこの同じ社會的悩みの反映にほかならない。

戦時體制の強化はそれが労働組合と農民組合に衰頹的影響を及ぼしたと同じく、否なヨリ徹底的に労働者消費組合運動及労働者教育運動に作用し、其他の社會運動も多くは衰滅又は極度の不

振に陥り、しかもその程度はかつて左翼的影響下にあつたものほど著しい。これらの間にあつて無産政黨のみは幾多の不安と難關に逢着しつつも不斷の發展を遂げ、不振の全社會運動を代表して無産階級運動の領域における政治の優位を確認するかに見えたがここでも階級政黨としてのその本質の轉化が蔽ひがたきものとなつたのである。

無産政黨運動における戰時體制強化の作用は、すでに前年度の大會において國民主義的新綱領を採擇したところの實質上我國唯一の無産政黨たる社大黨が、新黨運動に關聯して「全國民の組織化を目標とする眞の一大革新政黨の出現を待望し、これがため己を空うして努力せんとす」といふ國民的革新政黨への發展的解消をも辭せざる聲明をなしたことにおいて最もよく顯はれてゐる。次に、とりわけ防共の高唱されてゐる戰時體制下において、共產主義運動の再擡頭はむろん問題とならず、その潜行形態たることを疑はれた合法左翼運動も、前年末より本年初頭にかけての人民戰線派諸團體の彈壓——謂ゆる勞農派教授グループの檢舉もこれに關聯して行はれたのである——によつて運動史上よりその影を没するに至つたのである。しかしこの大學にまで波及した干涉の影響は實際運動よりも思想上においてヨリ大きく、狙ひどころも亦むしろここに存してゐたのではないかと推測される。最後に、國民主義的・右翼主義的諸運動は何らかの局面打開の方途を模索しつつ依然として弛緩停頓の状態に留まつた。それは根本的にはこの運動の反動的性質とこの陣營のセクト的な異質構成とにもとづくのであるが、そのほか革新的指導者の出征及分

散の影響もあり、社大黨其他の國民主義的轉向がこれらの右翼諸勢力の存在價値を減少せしめたことも或程度には作用したであらう。これを要するに、社會運動の諸部面におけるかのやうな遲疑・停頓・衰頹は、戰時體制の強化と前段に約説した勤勞國民階層の生活狀態とを合せ考へれば、階級的社會運動の崩壞又は變質と戰時體制の線に沿ふ國民的・社會的——國民社會主義ではないが——革新的特質を持つところの新運動の興起を準備しつつあるものとも考へられる。

七

勤勞階層の勞働生活狀態が戰時體制強化の下に上記のやうな推移を遂げ、且つ勤勞階層の自助運動としての社會運動が同じ事情の下にその性質を改變し、その自然的機能の大部分を發揮しえざるに至つたとすれば、廣汎なる勤勞國民を彼等の生命及健康の危険から保護して勞働資源を確保し、併せて勞資關係を調整して舉國一致的社會平和を實現するため、強力なる社會政策が必要とされるのは當然のことである。けだし社會政策の主要任務の一つは、勤勞國民の生活負擔の偏重を矯正し、その止むをえざる負擔については、形態と方法において之を忍びやすきやうに合理化することによつて、社會正義を實現するに存するから。しかしてこの必要は戰爭負擔の配分が公正を缺ぎ、特に大衆の窮乏化を背景として謂ゆる戰爭利得が浮彫せられ、事業の好況にも拘らず事業主が勤勞國民の恒久的福祉のため適切なる關心と犠牲と拂ふことを肯ぜざる場合においては、更にその緊迫度を加へるのである。それはともあれ、強化戰時的體制下の本年度において昨年度

に發程した戰時社會政策は全體主義的色彩を濃化しつつ、一段と本格化されるに至つたのである。かくて本年度は我國社會政策史上の劃期的な年次となつた。といふのは本年度においては(一)まづ社會政策を管掌する最高官廳たる厚生省が創設され(二)次には國家總動員法——その全體が社會立法であるのではないが——を始めとして未曾有の多數且つ重要なる社會立法が實施・制定・立案され(三)さらに社會行政の、特に産業福利と軍事援護における積極的活動が見られたからである。そのさい我等は、社會政策が單に雜然たる量的増大をなしたただけでなく、(一)成年工の勞働的時間制限、最低賃銀の公定をも本來は意圖したところの賃金統制、安全管理者・工場醫・安全委員會の設置等を含む勞働保護立法の進歩と、(二)國民健康保險・職員保險・船員保險の制定又は立案による社會保險制度の充實と、(三)紹介所の國營化・勞働力の補給及配置・轉失業對策等を引くるめた勞働需給調整機構の整備とにおいて、さらにまた從來社會政策の對象が主として勞働者に局限されてゐたのを、商店法・農地調整法・國民健康保險法・職員保險法の制定・實施によつて農民・中小商工業者・商業使用人・俸給生活者にも推し及ぼした點において、質的並に體系的發展を遂げたことを觀取することができ、と同時にそれが戰時社會政策として普通の純然たる社會政策と異り、善きにつけ惡しきにつけ戰爭需要と不可離に結びついてゐることと、また全體主義社會政策として在來の自由主義的及集團主義的社會政策と異り、勤勞階層の自主的運動の協力をではなく、その抑止を内包してゐることも亦念頭に置かれねばならぬ。かくて戰時體制下の社會政策は(一)勞働

資源の確保を目的とする労働力の保護・培養・補給・配置の手段として(二)国民生活安定を目的とする生活最小限保障の手段として(三)社會的調和を期する負擔公平化の手段として(四)「下よりの革新」に代はる「上よりの革新」の手段として、新なる意義を賦與されるに至つたのである。

社會運動對策においても戰時體制の強化に伴うて數年來の軍國的・國民的・舉國一致的基調は愈々支配的となり、共產主義はいふまでもなく、人民戰線的・反戰的・國際主義的・階級闘争挑發的・自由主義的諸思想及諸運動に對しても、團體と個人の別なく、峻嚴に向けられた。そのさいしかし本年度の特徴と認められるものは、この否定的政策がすでに時局に即應した實際運動にでなく、却つて思想に對して主として向けられた點にある。我等はさきに述べた謂ゆる勞農派教授グループの檢舉、河合東大教授問題の悪化等々想起すれば足りよう。かく思想對策が抑壓を特徴としたに對して實際運動對策のそれは、積極的・建設的方面において劃期的な巨歩を踏み出した點に求められる。即ち、荒川案に端を發し、協調會の「時局對策委員會」の提唱となり、厚生省によつて採擇せられたところの勞資調整對策としての産業報國運動がそれである。獨逸勞働戰線に範をとつたと思はれるこの運動は、單なる戰時勞働對策以上に、一個の社會政策として、さらに將來における産業労働機構の改編をも含蓄しうるものとして、それが今後如何なる形において發展するかは、社會的日本の將來によつて至重の影響を持つものと考へられるのである。なほ、本年度において我國は二十年來その熱心な協力者であつたところの國際労働會議より脱退した。しかも我國の國際的連絡

が益々稀薄化しつつある矢先、この脱退が當の國際労働機關との間に起つた事由からではなく、國際聯盟の制裁決議の側杖であるとすれば、返す返す残念なことである。とりわけ、國際労働會議が條約案勸告案を通して久しく我國における社會改善の一大推進力であり、またその總會が我政府・資本家・労働者の社會的啓蒙と刺戟の好機會となつてゐたことを思ひ合はせば、益々その感を深くせざるをえないのである。

本年鑑はかやうな内外の情勢下における昭和十三年の我國労働者及農民の各方面における生活状態と各種の社會運動と諸般の社會的施設に關する諸事實を及ぶ限り信頼しうる資料につき客觀的立場に立つて忠實に記録せんとするものである。我等のかかる意圖にも拘らず、特に資料調査其他において少からぬ不自由を忍ばねばならぬ戰時體制下においては、なほ幾多の缺陷なきを保しがたい。希くは大方の諒恕と叱正と助言を惜まれざらんことを。

昭和十五年四月

大原社會問題研究所

凡 例

一、本年鑑の記事は従前と同じく、主要なる新聞、雑誌、各労働者関係團體の報告、各官公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨按配したるものと、本所が直接調査したところに據るものにより成る。

一、本年鑑の編纂方法は一昨年度改正のそれを踏襲した。即ち全體を三部に分ち之を夫々「労働者状態」「社會運動」及び「社會政策及社會運動對策」とした。併し各部の編成の細目に於ては事實の推移に應じて多少の變更を行つた所もある。尙「統計表」は昨年度と同じく、本文にあるものは之を割愛し、成るべく重複を避けることとした。

一、本年鑑に利用さるべき資料特に官廳資料にして、遺憾乍ら發表中止になつたもの、發表が締切までに間に合はなかつたもの、或は細目の發表中止になつたもの等が若干あつたが、それ等はいづれも當該箇所はその旨明記して省略に従つた。例へば「本邦鑛業の趨勢」「工場監督年報」等の如きものの發表中止乃至は發表遅延は本年鑑の性質上甚だ遺憾であるが、いまは全く止むを得ない。

一、本文の記述は原則として昭昭十三年中の事實に限つたが、資料の関係上、それ以前の事實をもつて記述した箇所もあり、また極めて稀れではあるが、昭和十四年に入る事實にも言及せざるを得なかつた箇所もある。従つて記述の中で「本年」とあるはみな昭和十三年のことであり、昭和十三年以外の事實については一々そのことを附記した。

一、總目次は之を卷首に提げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の最初に載せてある。

日本労働年鑑目次

緒言——昭和十三年（一九三八年）度大觀

昭和十三年重要日誌

凡例

第一部 労働者状態 (Part I. Labour Conditions : Including hours of works,

industrial accidents, movement of wages, unemployment and workers'

family budget etc. with Statistical Tables)..... 1

概説..... 1

第一篇 労働人口とその配置及構成..... 二

第二篇 工・鑛・交通労働者状態..... 三

目次

第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人状態…………… 六三

第四篇 農・林・漁業労働状態…………… 七九

第一部(労働者状態)統計表…………… 一〇三

第二部 社會運動 (Part II. Social Movements : Including labour disputes,

trade unions, peasants' unions, labour parties and other social
movements etc. with Statistical Tables & Labour Directory) …… 一三三

概 說…………… 一三三

第一篇 労働爭議…………… 一三四

第二篇 労働組合…………… 一四六

第三篇 無産政黨…………… 二四四

第四篇 消費組合…………… 二六四

第五篇 其他の社會運動…………… 二六七

第六篇 國家主義的運動…………… 二八五

第二部(社會運動)統計表……………三〇一

第三部 社會政策及社會運動對策 (Part III. Social Policies : Including

labour legislations, social insurance, unemployment measures,
employers' welfair works, rural measures and government
policies for labour movements etc. with Statistical Tables) ……三三三

概 說……………三三三

第一篇 社會政策の一般方針……………三三四

第二篇 工・鑛・交通労働者に對する社會政策……………三四八

第三篇 商業使用人・俸給生活者に對する社會政策……………四二四

第四篇 農民に對する社會政策……………四三三

第五篇 社會運動對策……………四四三

第三部(社會政策及社會運動對策)統計表……………四七二

附 錄 昭和十三年中に制定せられたる社會問題關係法規一覽

(Labour Laws) 1

索引 (Index) 卷末

目次完

第一節 勞働者狀態

概説	一	第二節 鑛山勞働者	五
第一篇 勞働人口とその配置及構成	二	第三節 交通勞働者	七
第一章 一般的考察	二	第四章 家計	九
第二章 最近に於ける主要勞働人口の配置及構成	二〇	第一節 工場勞働者	六〇
第一節 地方別配置	二〇	第二節 交通勞働者	六二
第二節 事業別配置	二三	第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業 婦人狀態	六三
第三節 規模別配置	二六	第一章 俸給生活者狀態	六三
第四節 體性別構成	二八	第一節 俸給生活者數	六三
第五節 年齡別構成	三〇	第二節 生活狀態	六四
第六節 教育程度別構成	三三	第二章 商業使用人狀態	六七
第三章 勞働異動及失業	三五	第三章 職業婦人狀態	七五
第一節 勞働異動	三五	第一節 職業婦人數	七五
第二節 失業	三六	第二節 生活狀態	七六
第二篇 工・鑛・交通勞働者狀態	三三	附 女給・藝娼妓・酌婦	七七
第一章 勞働時間及勞働強度	三三	第四篇 農・林・漁業勞働狀態	七九
第一節 工場勞働者	三三	第一章 農民狀態	七九
第二節 鑛山勞働者	四〇	第一節 農家の配置	七九
第三節 交通勞働者	四二	第二節 農家の經營Ⅱ家計	八三
第二章 勞働災害及勞働衛生	四三	第三節 農業被傭勞働者	九九
第一節 工場勞働者	四三	第二章 林業勞働者狀態	一〇一
第二節 鑛山勞働者	四四	第三章 漁民狀態	一〇三
第三章 賃銀	四七		
第一節 工場勞働者	四七		

表計統(態狀者働勞)部一第

第一表 労働人口統計

其一 昭和五年國勢調査に依る職業別人口

其二 大正九年及昭和五年國勢調査産業別人口比較

其三 工場鑛山等労働者數

第二表 工場労働者及鑛山労働者數統計

其一 職工數累年表

第三表 労働異動統計

其一 工場労働者異動

其二 鑛山労働者異動

第四表 家計調査統計

其一 労働者家計調査

其二 俸給生活者家計調査

概 説

支那事變は昭地十三年度に於いて謂ゆる長期建設戦の段階に入り、我國産業またこの方式を盛つて昨年に引続き軍需生産力の擴充を中心とする編成替を益々強行せしめられたが、それは當然に重化學工業乃至鑛業部門に於ける勞働力の急激なる需要増加を結果し、全體的にも就業状態の依然たる好轉をもたらした。だが他方に於いては時局産業方面に於ける勞働力の供給不足も亦急激に顯現化し國家總動員法の發動による一聯の勞働力需給調整策、補給策の採用實施を必須ならしめたのである。時局産業を中心とする勞働市場がかくの如き緊張を呈してゐた反面に於いて不急産業特にこれ等部門の中小商工業者の謂ゆる轉失業問題は本年半ば以降物資動員強化を契機として漸く全國的に發生、時日の経過と共に漸次深刻なる様相を呈するに至つたのである。

次に勞働時間をみるに、これ亦時局産業部門に於いては昨年に引続きその増加率最も著しく、その就勞時間は平均十數時間に及ぶ様であつた。これは主として早出居殘時間の延長によるものであり、軍需生産力擴充の反面をなすものであるが、それにしてもかゝる過長勞働時間並に勞働強度の増進が生産力擴充の目的に反するが如き多數の勞働災害（特に女子及び幼年勞働者の災害の激増は注目に値する）を招來しつ

ゝあつたといふ事實は最も注目を要するところである。尤も八月の成年男子就業時間十二時間制の勸奨は多少は勞働時間の規正を結果したやうであるが、事態はなほ工場就業時間制限の法制化を要請するところまで來てゐたのである。

ところで實收賃銀は右の如き勞働時間の延長或は勞働強度の増進によつて上昇したけれども、少數の例外は兎も角之を全般的にみれば暴騰といつたものはみられないのであつて、この點世上に應々傳へられた浮説は事實を誤るものと云はざるを得ないのである。年末可決された賃金統制の勅令案要綱にしてもこれが勞働者の移動及び爭奪防止政策の結果として疑惧された賃銀上昇の停滯の緩和策としてならば格別、傳へられたるが如く一般的賃銀暴騰を抑制するといふのであれば事實の認識を缺くものと云ふべきであらう。而かもこの賃銀の上昇は概して勞働時間の延長乃至強度の増大を補償する底のものとも受取り難い上に、更に生計費は物價高を映して月と共に騰貴し商工省調によれば實質賃銀は低下の一路を辿つてゐるのである。

都市を離れて農村をみても、既に過度勞働集約に陥つてゐる農民は謂ゆる逆條件の下に於ける農業生産力維持方策を盛る一聯の農村勞働對策のために益々集約を強化せしめられるに至つたと共に農民階層の分化もまた漸く顯著になるやうに見えたのである。

第一篇 労働人口とその配置 及構成

第一章 一般的考察

本邦に於ける労働人口に關する調査は遺憾乍ら未だ完備してゐるとは云ひ難い。特殊的に労働人口を對象とする比較的包括的な唯一の調査は厚生省労働局（従前は内務省社會局）によつて年二回發表される「工場鑛山等労働者數調」であるが、それについては、材料の蒐集から編整に至る一切の方法が發表されてをらず、従つてそれが値すべき信憑度についてはもとよりそのうちに掲げられてゐる諸項目が如何なる規定をもつかについてさへ、吾々は殆んど確認の途をもち得ない状態に置かれてゐる。それ故こゝでは主として昭和五年の第二回國勢調査の結果に基き或る意味においての本邦労働人口と、その産業上乃至職業上の配置とを紹介し、併せてそれが如何なる層から構成されてゐるかにつき若干の考察を試みることにしよう。

第二回國勢調査報告においては、周知の如く、産業別及職業別の兩種分類方法が並び採用されてをり、そしてそこでは職業小分類の各項目は同時に職業上の地位（業主、職員、勞

務者）の識別に役立つべきものとして設計されてゐるのであるが（同報告、第二卷、職業及産業、附録、一三—四頁参照）第一回調査の場合とは異つて職業上の地位別による有業者の分類集計は行はれることなく、その代りに、産業上の地位別（雇主、單獨、使用人）によるそれが與へられてゐるのである。だが労働人口を區分し抽出する目的からいへば後者は前者よりも遙に不適當と云はねばならぬ。けだし、茲に「使用人」とは「俸給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者又は家族にして世帯主其の他の家族の業務を補助する者」を謂ふのであり、従つてその中には職員、しかも高級な職員までが包含されてゐると同時に、他面にはまた、自ら労働に従事する者と雖も「使用人」に非ざる限り全部それから排除されてゐるからである。即ちこの分類は雇傭關係の有無を明かにし生産關係の一端を察知せしむるものとしては獨特の長所を有することは勿論であるが、それは一般的な「労働人口」の區分抽出に適するものではなく、「労働人口」が確められた後に進んでその内的構成の究明を企圖する場合に最も適當に利用さるべきものなのである。そこで吾々は先づ「労働人口」と看做され得べき勞務者數を明かにする必要があるのであるが、その可能性は幸にして、前述の如き職業分類法によつて與へられてゐる。即ち、吾々は職業小分類の各項目について職業上の地位を辨別し、そのうちの勞務者に該當すべき

ものを抽出し集計することによつてこれを知ることができるのである。がその前に豫め有業者全體についての大體の知識を得て置くことが便宜であらう。

職業別有業者數 昭和五年「國勢調査報告」に依れば、我國內地總人口六四、四五〇、〇〇五で（昭和十年の中間調査に依れば六九、二五四、一四八となつてゐる。大正九年以降の變遷に就いては、例へば「統計時報」第五六號参照）、その中有業者は二九、六一九、六四〇、有業率は四六・〇％に當る。次表を見よ。

	總數	男	女
總人口	六四、四五〇、〇〇五	三三、三九〇、一五五	三三、〇五九、八五〇
有業者	二九、六一九、六四〇	一九、〇三〇、二七七	一〇、五八九、四〇三
有業率(%)	四六・〇	五八・八	三三・〇

次に有業者總數を職業大分類によつて區分すれば、農業最も多く、有業者の半數近くを占め、次いで工業、商業の順位で、鑛業が最も少い。次表をみよ（大正九年との比較については統計表参照）。

	總數	男	女	有業者千人中各業總數割合
總數	二九、六一九、六四〇	一九、〇三〇、二七七	一〇、五八九、四〇三	一、〇〇〇
農業	一四、一四〇、一〇七	七、七四三、〇六五	六、三九七、〇四二	四七七
水産業	五〇六、六二四	五〇一、〇七八	四五五、五四六	一・八
鑛業	二五、二二〇	二二〇、一七四	四一、〇四六	八

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

業	總數	雇主	單獨	使用人
工業	五、六九九、五八一	四、二六九、一五一	一、四三〇、四三〇	一九三
商業	四、四七八、〇九八	三、〇三三、九〇三	一、四六四、一九五	一五二
交通業	一、一〇七、五七四	一、〇二八、五九五	七八、九七九	三七
公務自由業	二、〇四四、一五一	一、六九一、八〇三	三五二、三四八	六九
家事使用人	七八一、三三九	八四、二〇三	六九七、一六	二六
其他の有業者	五七〇、九六六	四八八、二六五	八二、七〇一	一九

職業別「使用人」數 右有業者數中産業上の地位別分類による「使用人」は前述の如く之を「労働人口」と見做すには不適當であるが、いま参考のため之を職業別に掲ぐれば次の如くである（便宜上「雇主」、「單獨」をも併記した）。

	總數	雇主	單獨	使用人
總數	二九、六一九、六四〇	六、一四九、九四四	三、三九五、八四五	二〇、〇七三、八五一
農業	一四、一四〇、一〇七	四、二七七、一六六	七三九、三四	九、一三三、六七
水産業	五〇六、六二四	一一五、八三〇	一一六、四三六	三三四、三七八
鑛業	二五、二二〇	四、四二〇	五、三三〇	二四一、四三〇
工業	五、六九九、五八一	六八六、六四四	九七五、二五六	四、〇三七、八八一
商業	四、四七八、〇九八	九五三、〇五六	一、二四三、四八六	二、二八二、五五六

交通業	一、一〇七、五七四	六〇、九五八	一一一、三四八	九五、二六八
公務自由業	二、〇四四、一五一	(五五)	(一一〇)	(八三五)
家事使用人	七六一、三三九	(二四)	(八五)	(八九一)
其他の有業者	五七〇、九六六	二、八八三	三、七一九	五三六、三六五
		(五)	(五六)	(九三九)

〔備考〕—括弧内は各職業總數を一、〇〇〇とする各業有業者の産業上の地位別割合。

職業別「勞務者」數 次に前述の如く「労働人口」と見做し得べき「勞務者」數を既述の如き方法によつて算出し、之を職業別にみれば次の如くで、二千萬足らずの「勞務者」のうちその大部分八四%が農業、工業及商業に従事してゐることが分る。これはこれら職業部門が本邦「労働人口」よりして如何に重要であるかを物語るものであらう。(尙便宜上「業主」「職員」をも併記した)。

(有業者)	總數	業主	職員	勞務者(同上割合)
總	數二九、六一九、六〇七、六一五、一四七二、〇五五、四四四一九、九四九、〇四九(一〇〇・〇)			
農	業一四、一四〇、一〇七、四、九六一、六一四	二〇、二八八	九、一五八、二〇五(四五・九)	
水産業	業五、四六、六三四	二、三三、三四六	一、〇五〇	三、三二、三三八(一・六)
鑛業	業二、五二、三三〇	一〇、六九六	一一、六九四	二、三九、五二〇(一・二)
工業	業五、六九九、五八一	四三〇、八〇五	八五、六二七	五、一八三、一五九(二五・九)

商業	業四、四七八、〇九八一、八四〇、六六九	二一六、五四〇	二、四二〇、八八九(二二・一)
交通業	業一、一〇七、五七四	一三八、〇一七	六五、一三五(九四・四三)
公務自由業	業二、〇四四、一五一	—	一、六五五、八〇〇(三八・八、三五一)(一・九)
家事使用人	業七六一、三三九	—	七八一、三三九(三・九)
其他の有業者	業五七〇、九六六	—	五七〇、九六六(二・九)

〔備考〕—昭和五年國勢調査に於いては各職業上の地位への區分の基準は大正九年國勢調査におけるとは可成り異つてゐることに注意しなければならぬ。この點に就ては昭和五年國勢調査報告第二卷附録、「産業及職業分類方法」参照。尙右記載以外の項目は社會通念に従つて分類した。

産業別「勞務者」數 更に右の「勞務者」總數を産業別にみれば左の如くで、その産業別配置は職業別配置と殆んど同じ結果を示してゐる。(尙便宜上こゝでも「業主」「職員」を併記した)。

(有業者)	總數	業主	職員	勞務者(同上割合)
總	數二九、六一九、六〇七、六一五、一四七二、〇五五、四四四一九、九四九、〇四九(一〇〇・〇)			
農	業一四、一三一、〇五五、四四四一九、九四九、〇四九(一〇〇・〇)	一三、三五五	九、一五八、〇八四(四五・九)	
水産業	業五、四六、六三四	二、三三、三四六	一〇、六八〇	三、三四、四一〇(一・六)
鑛業	業二、五二、三三〇	一〇、六九六	一一、六九四	二、五八、七三六(一・四)
工業	業五、六九九、五八一	四三〇、八〇五	八五、六二七	五、二〇三、〇四三(二六・一)
商業	業四、四七八、〇九八一、八四〇、六六九	四三、一〇七八	四、七七八、二二三	二、五八七、六九九(二三・〇)
交通業	業一、一〇七、五七四	一、八三九、八四八	七五、二六四	一、一五、一〇三(七・四、七四九)(三・八)
公務自由業	業二、〇四四、一五一	六三、八八六一、一六八、四三七	六三、八八六一、一六八、四三七	七、七三三、八六九(三・九)
家事使用人	業七六一、三三九	一四	二九五	八〇一、八五八(四・〇)

其他の産業 七〇、五八二 三 一、七九〇 六八、七九八(〇・三)

〔備考〕—この中農業、工業及商業に就ては友安亮一氏の論稿がある。「本邦に於ける農業、工業及商業従業者の職業上の地位に就て」(「統計時報」第五十三號)がそれである。(但し友安氏の計數と右表の計數とは必ずしも一致してゐない)。

昭和五年に於ける「勞務者」の職業別及産業別配置は右の如くであるが、本年度(昭和十三年)に於けるその職業別及産業別配置は勿論不明である。そこでこゝでは参考のため前記社會局調査の「勞働者」に就いて昭和五年度と同十三年年度の計數を對比して掲げて置くことにする。

	昭和五年末	昭和十三年末
工場労働者	二、〇七六、〇〇五	三、八五五、一八四
鑛山労働者	三三五、八六三	四三五、八一〇
運輸交通通信労働者	五〇六、六九六	五〇五、一四八
日傭労働者其他	一、九〇四、四三九	一、九二九、二四七

業	雇主	單獨	使用人	總數
農業	三、〇三三(一)	四三、一三六(〇・五)	九、一二三、〇〇七(九・五)	九、一五八、二〇五(100・0)
水産業	—	—	三三二、三三八(100・0)	三三二、三三八(100・0)
鑛業	—	—	二二九、五二〇(100・0)	二二九、五二〇(100・0)
工業	二七六、二七(五・三)	九七五、二五六(一八・八)	三、九三二、六八六(七五・九)	五、一八三、一五九(100・0)
商業	七四、三五二(三・一)	三五〇、〇二四(一四・五)	一、九九六、五四八(八二・四)	二、四四〇、八八九(100・0)
交通業	—	一一三、二九三(二・五)	七九二、二二九(八七・五)	九〇五、五二二(100・0)
公務自由業	八、二二八(〇・三)	五二、七九二(一三・三)	三三八、三四三(八四・五)	三八八、三四三(100・0)

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

計 四、七三三、〇〇二 六、七六五、三九九

職業別「勞務者」の産業上の地位 「勞務者」の職業別或は産業別の配置は右の如くであるが、こゝでは更に進んで「勞務者」を産業上の地位によつて分類してみれば次表の如くで、「勞務者」のうちの殆んど全部は云ふまでもなく「使用人」であり、「勞務者」にして「雇主」又は「單獨」たるものは併せて「勞務者」總數の一割にも満たない。併し之を職業別にみれば勿論その間に可成りの相違があり工業、商業、公務自由業及交通業に於ては「勞務者」にして「雇主」又は「單獨」たるものゝ割合はいづれも一割を超え、特に工業に於ては二割四分に及んで最も大であり、商業の一割八分がこれにつづく。これは云ふまでもなく本邦商工業に於ける所謂小商工業經營者の比重の大なることを物語るものであらう。

家事使用人	—	—	七二、三三九(100.0)	七二、三三九(100.0)
其他の有業者	二、八二二(0.8)	三、七二九(5.6)	五三六、三六五(93.9)	五七〇、九六六(100.0)
計	三、六四四、七三〇(1.8)	一、五六五、二〇九(7.9)	一八、〇一九、一一〇(90.3)	一九、九四九、〇四九(100.0)

職業別「勞務者」の社會的地位 次に右職業別「勞務者」の産業上の地位に基いて職業別「勞務者」の社會的地位をみるに左の如く、「勞務者」は五つの階層に分類されるであらう。尤も同一階層に於ても職業を異にするに従つてその社會的地位に距離のあることは否定され難いのであるが、いまはこの程度で満足するより外はない。けだしこの複雑性は本邦

社會構造の複雑性に基く統計資料の止むを得ざる不備に職由すると考へられるからである。それにしても吾々は左表によつて昭和五年に於いて約五〇〇萬内外の賃銀勞働者が存在し又一、〇〇〇萬内外の家族手助が存在してゐたことを知り得るのである。而してこのことは本邦農業の零細經營及び中小商工經營の壓倒的優位に照應するものである。

	雇主		使用人	
	單獨	兼用	賃銀勞働者	家族手助
農業	三、〇二二	四三、一三六	—	五五四、二一七
水産業	—	—	—	一六九、二四八
鑛業	—	—	—	二二九、五二〇
工業	二、七六、二七	九七五、二五六	—	*二、五七一、〇〇〇
商業	七四、三五二	三五〇、〇一四	一、三六四、三一九	—
交通業	—	一三三、二九三	—	七九二、二二九
公務自由業	八、二二八	五二、七六一	三三八、三四三	—
家事使用人	—	—	七八一、三三九	—
其他の有業者	二、八二二	三、七二九	八三、〇八四	四三三、二八一
計	三、六四四、七三〇	一、五六五、二〇九	二、五五七、〇六四	*四、七六八、一八五

〔備考〕—*印は概業。工業に於ける家族手助は國勢調査よりしては原表に就てみる以外には全く之を明にすることができないの

で、こゝでは昭和八年の主要都市並にその所在府縣の「工業調査」(こゝで利用したものは東京市、大阪府、大阪府、兵庫縣

*一〇、六九四、一七五

*一、三六一、〇〇〇

六三三、二〇五

神戸市のものである)により、その家族従業員数の従業員總數(技術員、事務員を含む)に對する割合の平均(二四・七%)を求め、これを國勢調査の産業別職員數と勞務者數の合計に加乗して算出した。併し「工業調査」では産業別の數字しか與へられてをらず、又年代も異なるため正確は期し難い。産業別構成を職業別に編成替へすれば右の結果よりも稍々小となると共に家族手助の總従業員數に占める割合は漸増する傾向が見られるものゝ如くであるから、右表の數字は或は多少過大に失するかも知らない。併しそれにしてもその大體の見當をつけるには差支へないであらう。

なほ國勢調査は職業別乃至産業別に於ける本業者の地位を區分するに當つて資本制的な劃一的な計算をしてゐるため、農業特に農耕に於ける自小作農等は「業主」として「勞務者」から區別されてゐるが、その計算は事實に反するものである。吾々は以上に於いては國勢調査に従つて「勞務者」を勞働人口と見做して來たが、より正確にはこれ等農耕業主(自作一、七六四、六一八、自小作一、六四六、七四八、小作一、三八六、六七二)の大部分をも勞働人口として、これ等を含めた勞働人口を考察すべきであつた。さうすれば中小商工業従業者と並んで零細農耕従業者の壓倒的多數の事實が明にされ、我國に於ける中小商工業並に農業の重要性が事實に即して前景に押出されることとなるであらう。

小工業勞働人口並に經營數 本邦商業並に工業に於ては小

第一部第一篇 勞働人口とその配置及構成

商工業勞働人口の比重が極めて大であることは前述せるところよりしても略々明らかであるが、これに關する全般的な調査は未だ存在しない。即ち工業に關して云へばその最も総合的な官廳調査たる商工省「工場統計表」でさへも周知のやうに、「五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場」に限られてゐるのである。従つて次章以下の記述も資料に制約されてすべて小工業以外の工業に限られてゐるのであるが、小工業が我國工業に於いて如何に重要な地位を占めてゐるかを、特に戰時下に於ける物資總動員計畫の中小工業に對する影響を考へれば、これを除外することは不當であらう。そこでこの場所をかりて昭和五年の國勢調査報告と「工場統計表」に基いて、使用職工五人未満の小工業勞働人口並に經營數をみることにしやう。

なほ小商業に就いても同様のことが云はれるのであるが便宜上こゝでは小商業は省略に従ふことにした。

昭和五年十月一日現在(「國勢調査報告」に據る)

工業「勞務者」にして「使用人」たるもの(職業大分類)

三、九三一、六八六

中、土木建築に従事する「勞務者」にして「使用人」

五三三、三九四

差引、土木建築以外の工業「勞務者」にして「使用人」

三、三九八、二九二

昭和五年十二月三十一日現在（「工場統計表」に據る）

使用職工五人以上の工場の職工（官公營工場を含む）

一、八〇四、九三一人

兩者を比較しての概數（以下、土木建築を含まず）

使用職工五人未満の工業「勞務者」にして「使用人」たるもの

約一、五九三千人

工業「勞務者」にして「單獨」たるもの

六六五、五三三人

工業「勞務者」にして「雇主」たるもの

一八三、八三六人

使用職工五人未満の工業「勞務者」と見做し得べきもの

約二、四四一千人

土木建築以外の工業「勞務者」に對する割合

約五七・四%

〔備考〕—「工場統計表」に於ける職工とは「工場主と雇傭關係に

ありて當該工場の目的とする作業の本體たる業務に付勞働に従

事し又は直接に其の業務を助成する爲勞働に従事する者を謂ふ

（職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工は勿論

工場建設物の修理等に從事する常傭の大工、左官等をも含む）

徒弟及職人は之を職工と看做すと」。

右に依れば、土木建築以外の使用職工五人未満の小工業の

「勞務者」にして「使用人」たるものは約一、五九三千人で

あり、これに「勞務者」にして「單獨」たるもの六六五、五

三三人を加へれば、小工業に於ける單獨經營者並に被傭者約

二、二五八千人を得る。なほ被傭者一人乃至四人を有する雇

主の數は不明であるが、「勞務者」にして「雇主」たる一八

三、八三六人はそれが「勞務者」であることから推して略々その全部が右に該當するものと見做しても大過あるまい。さうすると昭和五年第四四半期に於ける小工業の「勞務者」數或ひは勞働人口は二、四四一千人となる。而してこれは土木建築以外の「勞務者」數四、三四七、六六一人の約五七%即ち過半數を少しく越える状態にある。

更に經營數に就いてみれば、上記の如く昭和五年第四四半期に於ける土木建築以外の小工業「勞務者」或ひは勞働人口の總數は二、四四〇千人であり同時期に於ける單獨經營者は六六五、五三三人であるから之を差引いた殘餘即ち一、七七五千人を以て二人乃至五人の經營に従事する者の數と見做し得るであらう。「そこで此の二人乃至五人經營の平均従業員數を三・五人と假定し」（高野岩三郎博士「小工業の状勢に關する日本及獨逸の統計に就て」月刊大原社會問題研究所雜誌第三卷第七號）之を以て「勞務者」總數を除して得る約七一〇千人が二人乃至五人の經營數となる。之に單獨經營數六六五千を加へた一、三七五千は即ち土木建築以外の小工業全體の數と認められる譯である。而してこれは同じく昭和五年第四四半期に於ける土木建築以外の工業經營數（官公營を含む）の約九五%に當るのである。即ち小工業はその従業員數に於いてもまた經營數においても本邦工業において極めて重要な地位を占めてゐるのである。

以上の数字は一般的なものではあるが、一の推測に過ぎないものであつた。そこでこゝでは、「工場統計表」と「商工省統計表」によつて「工場統計表」に所謂紡織工業の中の織物業の一部に關する最も最近の（昭和十二年末）確定數を、小工業勞働人口並に經營數の一例として掲げておかう。資料の關係上、全般的な數字の得られないのは遺憾であるがいまは如何ともしがたい。（尤も地方的なものには全般的な調査がある。例へば、東京市役所「東京市産業統計年鑑」、大阪市役所「大阪市工業調査」等。）

ところで左表によれば、特に織物業における大宗たる綿織物並に絹織物及絹綿交織物工業においては、その使用職工の約三五—三七%が、またその經營數の約八六—八七%が、いづれも使用職工五人未満の經營に屬するのであつて、前述の一般的推算と略々等しい數字を得るのである。

綿織物	職工數	
	總數	五人未満 (同上割合)
絹織物及絹綿交織物	二四、二九二	一、〇、二〇二 (三七・三)
麻織物及麻交織物	一九、〇九一	一、三、七五五 (七一・一)
毛織物及毛交織物	四九、八九〇	一、二、五七七 (二五・二)
總數	五八、〇七三	五八、〇七三 (同上割合)

第一部第一篇 勞働人口とその配置及構成

綿織物	絹織物及絹綿交織物	麻織物及麻交織物	毛織物及毛交織物
四一、五三三	六五、五五三	九、三五三	一、六八八
三六、一九六 (八七・二)	五八、一三三 (八八・六)	九、二五三 (九八・九)	五五六 (三二・九)

〔備考〕—昭和十二年「工場統計表」及び昭和十二年「商工省統計表」に據り算出。絹織物及絹綿交織物は人造絹織物及人造絹交織物を含むものである。

小工業勞働事情 東京市役所「東京市小工業調査」によつて東京市に於ける小工業の勞働事情をみるに次の如く、従業員の勞働諸條件は極めて苦汗的であることを知ることができ、小工業世帯主及び家族従業員——これは小工業に於ける従業員の半ば近くを占めてゐる——の勞働條件はこゝでは遺憾乍ら不明である（右調査の對象は東京市に於ける本業或は副業的小工業（従業員十人未満の工場法非適用工場）の工場或は職場數六、七六三である）。

- (1) 本調査の對象の如き極小工業にあつては其經營規模内職的家的内工業と余り隔りが無く、裁縫品、製本、紙製品の取扱に従事するものが多い。
- (2) 對象小工業六、七六三の一ヶ年生産金額は生産高一三、六〇四、〇一一圓〇〇錢、工賃九、四七五、三八〇圓三七錢、生産高工賃合計二三、〇七九、三九一圓三七錢であつて一工場或は職場當平均三、四四七圓七七錢に當る。

(3) 対象小工業では問屋或は他の製造業者の下請をなし専ら商品の加工又は部分品の製造に従事するものが最も多い。

(4) 対象小工業の生産に従事する従業員数は二六、一六三人で工場或は職場平均三・九人に當る。従業員種類としては徒弟に亞いで家族従業員多く小工業生産の中心を爲してゐる。

(5) 従業員の年齢は一五歳—二〇歳最も多く、之に亞いでは二一歳—三〇歳で一四歳未満及五一歳以上は少い。又性別には男八〇%女二〇%の割である。

(6) 家族以外の従業員の一ヶ月給与金(賃銀並に割増金)では五圓以下の者最も多く、一〇圓以下、二〇圓以下と金額の遞増するに従つて人員は減じ、五〇圓超過に至つては極めて少い。尙無給与の四七五人を數へることは注目に價する。

給与の中一ヶ月の賃銀給与は總額二二一、一二六圓一四錢、従業員一人當一二圓七四錢に當る。之を賃銀形態に依つて分つと、時給總額三、一七九圓九四錢、一人當平均月二八圓六五錢、日給總額七〇五五六圓五九錢、一人當平均月二八圓二七錢、月給總額一〇七、九三九圓三六錢、一人當平均月一五圓一四錢、出來高總額一七、二六四圓九五錢、一人當平均月二六圓八九錢、其他總額二二、一八五圓三〇錢、一人當平均月三圓二二錢となる。

次に一ヶ月の割増金給与は總額一、九四四圓一七錢で、之を受けた従業員一人當平均月二圓九六錢である。

(7) 家族以外の従業員の就業時間は十二時間以上が過半を占めて最も多く、其以外でも就業は概して長時間に亘るものが多い。

勿論夫等の勤務方法としては住込が大部分で通勤は約三分の一に

すぎない。

(8) 対象小工業の中公休日制度は大多數に就いて之を認められるが、従業員の休憩時間を一定せるものは之を設けざるものよりも少く、作業規定の如きも不備なるものが意外に多い。

(9) 対象小工業の中従業員退職の場合の於ける手當制度の一定せるものは極めて少いが、手當有るものの中、年期明けに着物、道具等を支給するもの、開店の面倒を見るもの等があり、又極めて少數であるが従業員に賃銀の前貸を許すもの等がある。

(10) 対象小工業の作業場状況は普通のもの最も多く、又不良のものには良に比較すると極めて少く大體状況の良好なるを認められるが其面積は五坪—一〇坪程度のものが多い。

第二章 最近に於ける主要労働

人口の配置及構成

第一節 地方別配置

地方別工場労働者數 商工省「工場統計表」によつて「五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場」(民營のみ)における職工數の地方別分布状態をみるに(主要府縣のみ)左の如く、東京首位にあり職工總數二、九三六、五二二人の一四・三%を占め、大阪の一

三・八%が之に次ぐ。左表をみよ。(なほ参考のため當該府縣における工場數をも併記した)。(昭和十二年末現在)。

	職工數		工場數
	男	女	
總數	1,777,031	1,109,480	2,936,511(100.0)
東京	330,639	98,873	499,511(14.3)
大阪	271,193	134,887	406,079(13.8)
愛知	137,777	129,658	267,435(9.1)
兵庫	144,660	77,967	222,627(7.6)
神奈川	90,213	27,817	118,030(4.0)
福岡	90,555	25,355	115,910(3.9)
静岡	43,755	50,926	93,681(3.1)
京都	46,414	36,999	83,413(2.8)
岡山	29,587	37,603	67,190(2.3)
長野	16,065	50,444	66,509(2.3)

なほこれを累年的に考察すれば、昭和六年以降極めて微弱ではあるが、大工業府縣への集中傾向が窺へるものゝ如くである。すなはち、京東、大阪、愛知、兵庫各府縣における職工數合計の職工總數に對する割合は、昭和六年末の三九・四%より毎年僅少の増加を示しつゝ、昭和十二年末の四四・八%に及んでゐる。(厚生省労働局調によるものは統計表参照)。

地方別鑛山労働者數 厚生省労働局調に依つて鑛夫數の地

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

方別分布状態(一万人以上)をみるに次の如く福岡縣首位を占め一三二、八二八人にして總數の三〇%に及び他を遙に凌駕してゐる。(昭和十三年十二月末現在)。

	鑛夫數		計	%
	男	女		
總數	389,365	46,445	435,810(100.0)	
福岡	130,624	12,224	142,848(32.8)	30.5
北海道	64,246	4,181	68,427(15.7)	15.7
山口	19,600	8,199	27,799(6.4)	6.4
長崎	24,533	3,223	27,756(6.4)	6.4
福岡	19,049	2,557	21,606(5.0)	5.0
秋田	17,357	1,743	19,100(4.4)	4.4
岩手	12,610	1,437	14,047(3.2)	3.2
佐賀	10,130	1,453	11,583(2.7)	2.7

	總數に對する割合		
	男	女	
總數	470,601	74,557	545,158(100.0)
東京	58,637	10,925	69,562(12.7)
大阪	48,859	8,508	57,367(10.5)
北海道	26,073	2,891	28,964(5.3)
神奈川	23,843	3,924	27,767(5.1)

地方別交通労働者數 厚生省労働局調による交通労働者(運輸・交通・通信労働者)の地方別配置をみるに、二十萬人以上を有する府縣は次の如くである。(昭和十三年末現在)。

福岡	二二、三五五	四、三八九	二七、七四四	(五・一)
兵庫	三三、六六三	四、三九二	二七、〇五四	(五・〇)
愛知	二〇、九七四	三、九四六	二四、九二〇	(四・六)

〔備考〕—「労働時報」第十六卷第二號附録に據る。

地方別林業労働者數 農林省第九次「山林要覽」により林業労働者の府縣別分布(五萬人以上)状態をみるに次の如くである。

總數	國有林		公有林野 官行造林		民有林		計
	數	面積	數	面積	數	面積	
岩手	三三、一七七	一、一七〇	一六、六六六	一、一七〇	五七、一九六	一、一七〇	一一〇、八九八
秋田	四四、七五一	一、二六九	二二、六二九	一、二六九	二五、一四六	一、二六九	八二、五五六
鹿兒島	二二、八九三	—	四、〇三二	—	五二、三三七	—	七九、三〇一
長野	七、九七九	—	五、八七九	—	五七、六四二	—	七二、五〇〇
北海道	三三、六一一	—	—	—	三三、六三一	—	六三、三四二
青森	三六、六六一	—	七、二一七	—	一六、九六八	—	六三、七四六
福島	三〇、七八八	—	四、二四四	—	二二、九七八	—	五八、〇一〇
福岡	五、八八〇	—	二、一五三	—	四九、九四八	—	五七、九八一
宮城	一三、〇三七	—	一〇、九七八	—	三〇、三四五	—	五四、三五〇
岐阜	六、四二二	—	二、八六八	—	四二、七一	—	五〇、九九一
山形	二五、〇六〇	—	六、八三六	—	一九、〇七六	—	五〇、九七三

〔備考〕—國有林及び公有林野、官行造林は昭和十一年度、民有林は昭和十年年度の數字、但し北海道のみはすべて昭和九年度の數字である。

地方別漁業労働者數 第十四次「農林省統計表」により漁業「被用者」の地方別分布状態を主要府縣についてみるに次の如し。(昭和十二年末現在)。

總數	八八二、六五(一〇〇・〇)	静岡	三四、五九(三・九)
北海道	一五九、四五(一八・二)	三重	三、五四(三・七)
長崎	三、五七(六・〇)	高知	二九、七〇(三・四)
千葉	四三、四三(五・三)	青森	二八、八四(三・三)
岩手	三六、七七(四・二)	鹿兒島	二八、六七(三・二)

〔備考〕—被用者は十五歳以上の者とす。本業及副業を含む總數。

第二節 事業別配置

工業別職工數 前掲「工場統計表」により職工數並に工場數をみるに、職工數では紡織工業首位を占め全體の三五・二%に上り、之に次ぐは機械器具工業の二〇・五%、化學工業の一・一・〇%、金屬工業の一〇・六%である。工場數では同じく紡織工業の二六・六%首位を占め、之に次ぐは食料品工業の一五・六%、機械器具工業の一三・八%である。(昭和十二年末現在)。

事業	職工數	工場數
紡織工業	一、〇三三、五二〇(三五・二)%	二八、一三三(二六・六)%
金屬工業	三三〇、四九〇(一〇・六)	一〇、〇七六(九・五)
機械器具工業	六〇一、六八四(二〇・五)	一四、六三六(一三・八)

窯業	一二、八五七	三・八	四、九〇〇	四・七
化學工業	三三、七九六	一一・〇	五、八二〇	五・五
製材及木製品工業	一〇七、八六九	三・七	九、八八〇	九・三
印刷及製本業	六四、六五三	二・二	三、八五七	三・六
食料品工業	一八五、五〇八	六・三	一六、五二八	一五・六
ガス及電氣業	九、三六六	〇・五	六五六	〇・六
其他の工業	一八八、八六〇	六・四	二一、四三九	二〇・八
計	二、九三六、五五三	(一〇〇・〇)	一〇六、〇〇五	(一〇〇・〇)

〔備考〕— 民營工場のみ。工場法適用工場の職工數並に工場數に就いては統計表参照。

更に右によつて昭和六年以降の職工數及工場數の變遷並に各年の總數に對する割合を見るに左表の如く、職工數工場數ともに逐年増加の傾向にあるが、就中時局産業方面即ち金屬工業、機械器具工業、化學工業等における職工の増加は頗る顯著で二倍乃至三倍に達し、從つて夫々その總數に對する割

合も増加の傾向にある。更にこれらの部門においては職工數の増加が工場數のそれよりもより急速であるといふ傾向がみられる。之に反し紡織工業等においては職工數も工場數も絶對數においては幾分の増加を示してはるが、總數に對する割合においては却つて減少してゐるのが注目される。而もこれらの部門にあつては、時局産業に於けるとは異なり工場數の増加の方が職工數のそれよりも稍々大であることが窺はれる。紡績工業は昭和十二年末に於いては職工數並に工場數共夫々約三五%、約二七%を占め、未だ依然として首位を保つてゐるが、その相對的地位の低下の事實は蔽ふべくもない。而かも準戰時體制から愈々戰時體制に入つた昭和十二年においては右の趨勢が急速度に強化されてゐることは當然のこと乍ら注目に値する。なほこの點については第三章第三節失業を参照され度い。

職	昭和六年				昭和十一年			
	職	工場數	職工數	割合	職	工場數	職工數	割合
紡織	100	100	(四・二)	100	100	100	(四・二)	
金屬	100	100	(五・一)	100	100	100	(五・一)	
機械器具	100	100	(九・五)	100	100	100	(九・五)	
窯業	100	100	(三・四)	100	100	100	(三・四)	
化學	100	100	(七・四)	100	100	100	(七・四)	
製材及木製品	100	100	(三・四)	100	100	100	(三・四)	
印刷及製本	100	100	(三・一)	100	100	100	(三・一)	
食料品	100	100	(八・一)	100	100	100	(八・一)	
ガス及電氣	100	100	(〇・五)	100	100	100	(〇・五)	
其他	100	100	(五・四)	100	100	100	(五・四)	
計	100	100	(一〇〇)	100	100	100	(一〇〇)	

	工場				
	十二年	十一年	十年	八年	六年
總數	1,140,433	1,009,895	800,536	7,363	1,190
男	651,090	516,031	133,488	419	363
女	489,343	493,864	665,048	7,363	827
工場數	1,190	1,009	800	7	1
製 服、身裝品	114	114	114	114	114
被 造	114	114	114	114	114
紙工業、印刷業	114	114	114	114	114
皮革、骨、羽毛	114	114	114	114	114
品類製造業	114	114	114	114	114
木竹草蔓類に關する製造業	114	114	114	114	114
飲食料品製造業	114	114	114	114	114
土木建築に關する業	114	114	114	114	114
ガス、電氣	114	114	114	114	114
水道業	114	114	114	114	114
其他の工業	114	114	114	114	114

〔備考〕—各年の實數については統計表参照。

なほ第五回「労働統計實地調査報告」によつて産業（中分類）別労働者數並に工場數を見るに左の如くである。

労働者數

	總數		工場數
	男	女	
總數	1,140,433	1,009,895	7,363
窯業、土石加工業	651,090	516,031	419
金屬工業	183,350	169,488	566
機械器具製造業	161,353	138,111	591
造船業	224,838	209,531	171
運搬用具製造業	29,479	23,694	12
精巧工業	129,339	83,896	554
化學工業	788,641	169,655	3,237
紡織工業	1,140,433	1,009,895	7,363

〔備考〕—第五回「労働統計實地調査報告」は原則として労働者五十人以上を使用する工場、鑛山及交通事業體（船舶は千噸以上のもの）の凡てを調査客體としてゐる。

鑛種別鑛夫數 商工省「本邦鑛業の趨勢」及「同概要」は本年未發表のため、第五回「勞働統計實地調査報告」によつて産業（小分類）別鑛山勞働者數並に鑛山數をみるに次の如くである。（昭和十一年十月十日現在）。

鑛種	勞働者數				鑛山數
	總數	男	女	總數	
總數	二七四、六九四	二四九、一八三	二五、五一一	五、六	五六
金屬鑛業	六七、九七三	六二、八三一	六、一四二	二〇	二〇
石炭鑛業 （亞炭を含む）	一九七、五二〇	一七八、八二六	一八、六九四	二六	二六
石油鑛業	三、二六五	三、二一七	一四七	一	一
其他の鑛業	五、九四八	五、四一八	五三〇	三	三

鑛種	坑内		坑外		總數
	男	女	男	女	
總數	一七八、四七一	一七三、八二〇	四、六五二	九六、三三三	七五、三六二
金屬鑛業	三三、七九	三三、七九	—	二四、二四三	二八、一〇三
石炭鑛業 （亞炭を含む）	一四三、八四一	一三六、一九三	四、六五二	五五、六六六	四〇、六三三
石油鑛業	—	—	—	三、二六四	四、一七
其他の鑛業	一、八九八	一、八九八	—	四、〇五〇	三、五三〇

なほ「昭和十二年鑛山勞働監督狀況概要」〔「勞働時報」十六卷五號所載〕によれば、昭和十二年六月末に於ける鑛山數は

第一部第一篇 勞働人口とその配置及構成

二、六二二で前年に比して五六三鑛山の激増を示し、鑛夫數は男三一一、二一五人（前年に比し四四、七八五人増）、女二九、八六四人（二、八六一人増）で其の合計は三四一、〇七九人を數へ四七、六四六人の増員を見た。なほ保護鑛夫に就いては第五節年齢別構成の項参照。

産業別交通勞働者數 第五回「勞働統計實地調査報告」によつて産業（中分類）別交通事業體所屬勞働者數をみるに左の如くである。（昭和十一年十月十日現在）

事業體	勞働者數	
	男	女
總數	四〇五、二九二	三三三、五八五
陸上運輸業	二五四、四六五	二三四、三八五
郵便、電信、電話事業	八五、一四六	五五、三六四
運輸取扱業	三六、二七一	三六、五三三
船舶運輸業	二七、四一〇	二七、三三三
伐木造材	一八三、四三五	三〇一、九〇〇
運材	二二三、六一一	二四二、八八六
造林	六三五、四六六	七〇、八六六

作業種別林業勞働者數 前掲「山林要覽」に依り作業種別林業勞働者數を見るに次の如く、造林勞働者數最も多く總數の三七・二％に及び之に次ぐは土木、製炭、運材、伐木造材の順である。

(苗圃を含む)
 其他 一〇二、八三三
 計 一、七〇八、九八八

〔備考〕—各府縣、北海道の合計。國有林、公有林官行造林は昭和十一年度、民有林は昭和十年度、但し北海道のみはすべて昭和九年度の數字。なほ運材中には貯材を含む。

從業別漁業労働者數 前掲「農林省統計表」によれば次の如くである。(昭和十二年末現在)。

	被用者			業主
	男	女	計	
本業	漁撈	三三三、九二〇	六六、八三三	四〇〇、七五三
	養殖	一一、八八五	六、〇九八	一七、九八三
	製造	五四、九六五	五四、二六三	一〇九、二二八
	計	四三〇、七七〇	一三七、一九四	五六七、九六五
副業	漁撈	一四、八七三	五七、八〇三	一九二、六七五
	養殖	二二、四四〇	一九、七九四	四一、二三四
	製造	三五、一七五	六五、六〇七	一〇〇、七八二
	計	一九二、四八七	一四三、二〇四	三三四、六九一
百分率	(七六・七九)	(三三・二二)	(一〇〇・〇〇)	
本業副業合計	八八二、六五五	六二二、二五七	一、五〇四、九一二	六九二、三三七

右被用者數を前年度と比較すれば、支那事變下の本年度は本業においては「製造」の男女「被用者」を除く外、各業

共減少を示し、副業においては、各業共ひとしく減少してゐる。

第三節 規模別配置

規模(使用職工數)別職工數 「工場統計表」により使用職工數による規模別に産業別職工數をみれば左の如く、時局産業部門に於ては一般に「二〇〇人以上使用工場」に於ける職工數が當該産業部門の過半數を占めてゐるが、これに反し不急産業部門に於ては(紡織工業は例外として)概して「五—三〇人使用工場」の職工數が當該産業部門の過半數を占めてゐる。而して平均に於ては時局産業並びに紡織工業の職工の過半數が「二〇〇人以上使用工場」に集中し、而かもその數が當該規模の工場に於ける職工總數の九割以上を占めてゐることゝして、「二〇〇人以上使用工場」の職工總數は全體の四六%に上り壓倒的多數を占めてゐる。なほ次の「一〇〇—二〇〇人使用工場」の職工總數は全體の一割にも達せず各規模別職工總數のうちで最も少數である。而してこれは産業別にみても略々同様の結果を示してゐる。(昭和十二年末現在)。

	職工數	五—三〇人 使用工場%	三〇—一〇〇人 使用工場%	一〇〇—二〇〇人 使用工場%	二〇〇人以上 使用工場%
紡織工業	1,031,510(100)	35.974(3.19)	17.8,311(1.73)	101,805(9.9)	555,430(5.09)
金屬工業	310,490(100)	84,791(27.3)	54,230(17.5)	33,217(7.1)	149,262(48.1)
機械器具工業	601,684(100)	118,038(19.6)	86,579(14.4)	44,955(7.5)	353,133(58.5)
窯業	113,857(100)	3,812(3.4)	29,334(26.0)	16,459(14.6)	34,262(30.3)
化學工業	33,796(100)	43,388(128.4)	48,851(145.1)	29,637(88.2)	200,930(623.3)
製材及木製品工業	107,869(100)	70,749(65.6)	26,004(24.1)	6,297(5.8)	4,819(4.5)
印刷及製本業	64,653(100)	3,298(4.8)	15,298(23.7)	6,733(10.4)	11,334(17.5)
食料品工業	185,508(100)	11,396(6.0)	37,073(20.0)	13,367(7.2)	33,673(18.2)
ガス及電氣業	9,266(100)	4,998(53.8)	2,072(22.3)	979(10.6)	1,237(13.3)
其他の工業	188,860(100)	88,183(46.7)	42,062(22.3)	17,642(9.3)	40,973(21.7)
計	2,936,521(100)	82,617(2.8)	59,793(2.0)	321,020(10.9)	1,333,011(45.3)

〔備考〕—工場法適用工場に於ける數字に就ては統計表参照。

これを昭和六年に比較すれば、紡織工業に於ては「三〇—二〇〇人使用工場」の職工數が相對的に稍々減少してゐるのに反し、「二〇〇人使用工場」及び「五—三〇人使用工場」の職工數は相對的に稍々増加してゐる（絕對數に於ては「三〇—二〇〇人」使用工場を除き他は多少とも増加してゐるが「五—三〇人」の職工數の増加が最も大である）。これに對し時局産業方面に於ては「二〇〇人以上使用工場」の職工數のみが他の規模に於けるとは異り獨り相對的に可成り顯著なる

増加を示してゐる（絕對數に於ては各規模の職工數とも可成りの増加を示してゐるが特に「二〇〇人以上使用工場」の職工數の増加が極めて著しい）。
なほ「工場統計表」によつて使用職工數による規模別に工場數をみれば左の如く各産業とも「五—三〇人使用工場」數が壓倒的に大で、これに「三〇—一〇〇人使用工場」數を加へれば各産業とも總數の九割五分以上に及び前述の規模別職工數の配置とは異つた様相を示してゐる。（昭和十二年末現在）

工場数	使用工場 5130人	使用工場 30128人	使用工場 100128人	使用工場 200人以上
紡織工業	26,133(100)	3,939(15.1)	3,733(12.7)	855(3.0)
金屬工業	10,076(100)	8,591(85.3)	1,153(11.4)	168(1.7)
機械器具工業	14,636(100)	12,207(83.4)	1,769(12.1)	38(0.3)
窯業	4,990(100)	4,195(84.0)	593(11.9)	83(1.7)
化學工業	5,820(100)	4,435(76.0)	959(16.5)	333(5.8)
製材及木製品工業	9,880(100)	9,261(93.7)	55(0.5)	17(0.2)
印刷及製本業	3,857(100)	3,452(89.5)	38(1.0)	27(0.7)
食料品工業	16,518(100)	15,433(93.4)	869(5.3)	83(0.5)
ガス及電氣業	656(100)	604(92.1)	40(6.1)	5(0.7)
其他の工業	11,439(100)	10,348(90.5)	80(0.7)	81(0.7)
計	106,005(100)	91,455(86.3)	10,718(10.1)	1,869(1.8)

これを昭和六年と比較すれば、この點では紡織工業に於ても時局産業方面に於ても前記昭和六年以降の規模別職工数の推移と略々同様の傾向が窺はれる。

第四節 體性別構成

體性別産業別職工數 「工場統計表」により工場労働者の體性別産業別數をみれば次の如く、男工は一般に時局産業部門に集中してゐるが、女工は壓倒的に紡織工業に集中してゐり、従つてこれ等産業に於ける男工女工の割合も略々同様の結果を示してゐる。而してその割合は平均に於ては男工が過半數を少しく超える状態にある。(昭和十二年末現在)。

産業	男 男工總數に對する割合%	女 女工總數に對する割合%	職工百人中女
紡織工業	201,355 (21.7)	831,155 (68.7)	80.5
金屬工業	226,551 (26.6)	233,939 (21.0)	77.7
機械器具工業	547,276 (31.7)	540,408 (44.5)	91.0
窯業	88,033 (5.1)	24,824 (2.1)	33.0
化學工業	221,948 (23.3)	110,848 (9.2)	34.3
製材及木製品工業	96,564 (5.6)	11,305 (0.9)	10.5
印刷及製本業	56,547 (3.3)	8,105 (0.7)	13.5
食料品工業	140,364 (8.1)	45,144 (3.7)	24.3
「ガス」及電氣業	9,234 (0.5)	53 (0.0)	0.6

其他の工業 八九、一六〇 (五・三) 九九、七〇〇 (八・二) 五三・八
計 一、七三七、〇三三 (100.0) 一、二〇九、四八〇 (100.0) 四二・二

〔備考〕—前表参照。

なほ第五回「労働統計實地調査報告」による産業別體性別労働者數に就ては第二節「事業別配置」の項参照。

次に昭和六年以降に於ける男工及び女工の増加率並に職工

百人中女工の占める割合を、「工場統計表」によつて産業別にみるに左の如く、時局産業部門に於ける男工及女工の増加が頗る顯著である。特に女工の増加の著るしいのが注目されるが、總數に於いてはやはり男工の増加の方が可成り大である。従つて職工百人中女工の占める割合も逐年低下しつゝある。

職工 百人 中 女 占 割	男		女		昭 和 六 年	同 八 年	同 十 年	同 十 一 年	同 十 二 年	昭 和 六 年	同 八 年	同 十 年	同 十 一 年	同 十 二 年	計
	昭 和 六 年	同 十 年	同 十 一 年	同 十 二 年											
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
紡織	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金屬	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
機械器具	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
窯業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
化學	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
製材及木製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
印刷及製本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ガス及電氣	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
其他	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

いま支那事變以後における女工の重工業への進出状況を、警視廳管下の機械器具工場四五について調査した結果によつてみれば次の如く、女工の増加指数は男工のそれを凌駕し、従つて女工の占むる割合は増加しつゝある。

	男工増加 指数	女工増加 指数	女工の占 むる割合
昭和十二年六月	100	100	17.7
同 十月	105	113	18.8
昭和十三年二月	118	130	19.1
同 六月	155	176	19.6

〔備考〕—内閣情報部、「週報」第一四〇號による。

體性別鑛種別鑛夫數 第二節「事業別配置」の項参照。

體性別産業別交通労働者數 第二節「事業別配置」の項参照。

第五節 年齢別構成

年齢別體性別職工數 「工場統計表」により體性別にみたる職工年齢別三階級の實數並に比率をみれば次の如く、男工の殆んど凡べては「十六歳以上五十歳未満」であるが、女工はその八一%がこの生産年齢階級中にある。更に各年齢階級に於ける男工と女工の割合をみれば、「十六歳未満」に於ては女工が壓倒的に多く、これに反して「五十歳以上」は極めて少い。生産年齢階級中にあつては男工が過半数を占めてゐる。

（昭和十二年末現在）

年齢階級	職工總數		職工百人 中女子	
	男	女	男	女
十六歳未満	36,244 (9.7)	66,277 (3.8)	29,937 (18.3)	76.8
十六歳以上 五十歳未満	2,596,687 (88.4)	1,619,293 (93.8)	977,395 (80.8)	37.6
五十歳以上	53,621 (1.8)	41,463 (2.4)	13,148 (1.0)	3.7
計	2,936,553 (100.0)	1,777,033 (100.0)	1,309,480 (100.0)	41.3

年齢別産業別職工數 上掲「工場統計表」により年齢別職工數を各産業別にみれば次の如くであつて、云ふまでもなく「十六歳以上五十歳未満」の生産年齢階級の職工數がいづれも當該産業別職工總數の九割以上を占めてゐる。但し紡織工業のみは稍々例外をなし約八割であるが、こゝに於ては「十六歳未満」の職工の割合が他に比して極めて大であるのが注目される。（昭和十二年末現在）

産業	十六歳未満		十六歳以上 五十歳未満		五十歳以上	
	人	%	人	%	人	%
紡織工業	187,407	18.3	835,633	80.9	9,470	0.9
金屬工業	9,799	3.1	293,861	94.7	6,880	2.3
機械器具工業	37,068	6.3	553,766	93.0	10,850	1.8
窯業	4,681	4.1	103,473	91.7	4,703	4.3
化學工業	23,403	7.3	293,431	90.9	5,963	1.8

製材及木製品工業	三、一六七(二・九)
印刷及製本業	三、二四八(五・〇)
食料品工業	四、一八二(二・三)
ガス及電氣業	三六(〇・四)
其他の工業	一三、二七三(七・〇)
計	二八六、二四(九・八) 二、五九六、六八七(八八・四) 五三、六二(一・八)

更に同じく「工場統計表」によつて昭和六年以降の變遷をみるに「十六歳未満」の幼少年工の割合が時局産業方面に於いて激増してゐるのが目立つ。これに對して「五十歳以上」の老年工の割合は不急産業方面において最近漸増の傾向にあることが注目される。更に「十六歳以上五十歳未満」の生産年齢階級の職工の時局産業方面に於ける漸減の傾向も注目されてよい。

職工總數	十六歳未満		十六歳以上		五十歳以上		計
	昭和六年	同八年	同十年	同十二年	昭和六年	同八年	
紡織	100	100	100	100	100	100	100
金屬	100	100	100	100	100	100	100
機械器具	100	100	100	100	100	100	100
窯業	100	100	100	100	100	100	100
化學	100	100	100	100	100	100	100
製材	100	100	100	100	100	100	100
印刷製本	100	100	100	100	100	100	100
食料品	100	100	100	100	100	100	100
ガス電氣	100	100	100	100	100	100	100
其他	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100

年齢別産業別體性別職工數 上掲「工場統計表」により産業別によつて體性別年齢別職工數をみるに次の如くである。

業 別	年 齢	男		女		計
		同十一年	同十二年	同十一年	同十二年	
製材及木製品工業	十六歳未満	二、四四二	二、四四二	七三五	七三五	三、一六七
	十六—五十歳	八九、八七三	一〇、二七三	一〇、二七三	一〇、二七三	一〇〇、一四五
	五十歳以上	四、二五〇	三〇七	三〇七	三〇七	四、五五七
	計					
	計					
	計					
窯業	十六歳未満	二、七〇八	一、九七三	一、九七三	一、九七三	四、六八一
	十六—五十歳	八二、四七五	二二、九九八	二二、九九八	二二、九九八	一〇三、四七三
	五十歳以上	三、八五〇	八五三	八五三	八五三	四、七〇三
	計					
	計					
	計					
化學工業	十六歳未満	四、六〇五	一、八七九	一、八七九	一、八七九	二、五〇四
	十六—五十歳	二〇二、七八一	九〇、六五〇	九〇、六五〇	九〇、六五〇	二九三、四三一
	五十歳以上	四、五六二	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	五、九六二
	計					
	計					
	計					
機械器具工業	十六歳未満	二九、三五四	七、七二七	七、七二七	七、七二七	三七、〇六八
	十六—五十歳	五〇七、三九二	四六、三七四	四六、三七四	四六、三七四	五五三、七六六
	五十歳以上	一〇、五三〇	三三〇	三三〇	三三〇	一〇、八六〇
	計					
	計					
	計					
金屬工業	十六歳未満	七、八二二	一、九二八	一、九二八	一、九二八	九、七四九
	十六—五十歳	二七三、三三三	二二、五〇九	二二、五〇九	二二、五〇九	二九三、八六一
	五十歳以上	六、三七八	五〇二	五〇二	五〇二	六、八八〇
	計					
	計					
	計					
紡織工業	十六歳未満	一一、四三八	一七五、九七九	一七五、九七九	一七五、九七九	一八七、四〇七
	十六—五十歳	一八六、〇四三	六四九、五九〇	六四九、五九〇	六四九、五九〇	八三五、六三三
	五十歳以上	三、八八四	五、五六六	五、五六六	五、五六六	九、四七〇
	計					
	計					
	計					
印刷業及製本業	十六歳未満	二、三三七	九三二	九三二	九三二	三、二四八
	十六—五十歳	五三、九四四	七、一三一	七、一三一	七、一三一	六〇、〇七五
	五十歳以上	一、二七六	五三	五三	五三	一、三三九
	計					
	計					
	計					
食料工業	十六歳未満	一、七三三	二、四四九	二、四四九	二、四四九	四、一八二
	十六—五十歳	一三四、六九三	四二、四七六	四二、四七六	四二、四七六	一七六、一六九
	五十歳以上	三、九三九	一、二二九	一、二二九	一、二二九	五、一五八
	計					
	計					
	計					
ガス及電氣業	十六歳未満	三八	一	一	一	三九
	十六—五十歳	八、七二二	五二	五二	五二	八、七七三
	五十歳以上	四七五	一	一	一	四七六
	計					
	計					
	計					
其他の工業	十六歳未満	三、八三三	九、四五〇	九、四五〇	九、四五〇	一三、二八三
	十六—五十歳	八三、〇二九	八八、三四三	八八、三四三	八八、三四三	一七一、三六三
	五十歳以上	三、三三九	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	四、二四六
	計					
	計					
	計					

年齢別體性別鑛夫數 「本邦鑛業の趨勢」未發表により、「昭和十二年鑛山労働監督狀況概要」によつて保護鑛夫數をみるに次の如く、これによつて年齢別體性別鑛夫數の一斑を窺ひ得るであらう。

	昭和十一年	昭和八年	昭和五年	昭和二年	大正十三年
總數	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不就學の者	1.7	2.7	3.5	4.6	5.9
尋常小學校中途退學程度の者	2.2	3.8	6.0	10.2	15.0
尋常小學校卒業程度の者	4.1	5.1	5.8	5.2	5.5
高等小學校修學程度以上の者	5.0	3.4	3.9	2.0	3.6

教育程度別産業別工場労働者數 次に同じく右「報告」により各産業別に教育程度をみるに、何れの産業でも義務教育修了程度以上の者其の過半を占めてゐるが、其の割合の最も大いのは精巧工業の九九%、機械器具製造業及造船業・運搬用具製造業の各九八%であつて、紡織工業は九七%、金屬工業及被服・身裝品製造業は各九六%、紙工業・印刷業及化學工業は各九五%、食料品製造業及瓦斯・電氣・水道業は各九四%、皮革・骨・羽毛品類製造業は九〇%、窯業・土石加工業及木竹草蔓類に關する製造業は各八八%を示し、最低は土木建築に關する業の八五%である。更に義務教育修了程度以上の者の中・高等小學校修學程度以上の者の割合大なるは機械器具製造業及造船業・運搬用具製造業の七三%、精巧工業の七二%、金屬工業の六七%、瓦斯・電氣・水道業の六三%、化學工業の五九%、紙工業・印刷業の五八%、窯業・土石加

工業及被服・身裝品製造業の五三%であり、尋常小學校程度の者の割合の大きいのは紡織工業の六三%、土木建築に關する業の五六%、皮革・骨・羽毛品類製造業の五四%、木竹草蔓類に關する製造業の五二%であり、食料品製造業は五〇%である。

教育程度別體性別鑛山労働者數 右第五回「労働統計實地調査報告」によりて鑛山労働者の體性別教育程度をみるに次の如し。(昭和十一年十月十日現在)

	男	女	計	%
總數	249,183	25,522	274,705	100.0
不就學	13,624	4,123	17,747	6.5
尋常小學校中途退學程度	25,344	5,233	30,577	11.1
尋常小學校卒業程度	117,765	11,308	129,073	47.0
高等小學校中途退學程度	10,426	657	11,083	4.0
高等小學校卒業程度	74,953	2,760	77,713	28.3
實業補習學校中途退學程度	473	23	496	0.2
實業補習學校卒業程度	2,155	96	2,251	0.8
中等學校中途退學程度	1,783	73	1,856	0.7

中等學校 卒業程度	五、四〇五	二二五	二、六〇〇	一〇
專門學校以上 の教育程度	二〇	一	二〇	一
不詳	一五四	八	一三	〇・二

これを前四回の調査と比較してその割合を示せば次の如くであり、明らかに教育程度の向上を物語つてゐるが、未だ工業労働者には及ばないことが分る。

總數	昭和十一年	昭和八年	昭和五年	昭和二年	大正十三年
不就學の者	六・五	九・二	一三・八	一八・六	二〇・一
尋常小學中途退學程度の者	二・二	一五・〇	一八・三	二二・七	二七・四
尋常小學卒業程度の者	四七・四	四五・四	四三・三	三八・〇	三三・六
高等小學修學程度以上の者	三五・〇	三〇・四	二五・六	二二・七	一八・九

教育程度別産業別鑛山労働者數 各産業共義務教育修了程度以上の者がその過半を占めてゐる。即ち金屬工業八八・一％、石油鑛業八五・三％、石炭鑛業八〇・二％であつて、其中高等小學校修學程度以上の者は、石油鑛業では五三・一％、金屬鑛業では四八・二％、石炭鑛業では四〇・三％である。
教育程度別交通労働者數 交通労働者總數四〇五、二九二人の中、義務教育修了程度以上の者三九四、九六七人（九七・

五％）、高等小學校修學程度以上の者三〇〇、三三七人（七四・一％）であり之を工場労働者總數に比較するときは遙に高位にある。次に各産業別にみれば何れも義務教育修了程度以上の者が過半を占めてゐる。即ち陸上運輸業（九八・六％）船舶運輸業（九七・七％）運輸取扱業（八六・〇％）郵便電信電話事業（九九・二％）である。更に高等小學校修學程度以上の者をみれば、陸上運輸業（七八・〇％）、船舶運輸業（六四・一％）、郵便電信電話事業（八三・八％）と過半數を占め運輸取扱業のみは三三・五％と下つてゐる。

第三章 労働異動及失業

第一節 労働異動

工場労働者異動狀況 日銀調により（厚生省調は本年度は未發表）昭和十三年中に於ける工場労働者の異動狀況（但し毎月四、七〇〇―四、九〇〇内外の工場）をみるに、解雇及雇入は夫々七三二、六六六、八四七、九四九で差引雇入超過一一五、二八三を示してゐる。これを前年に比すれば解雇に於いて一五三、二四七、雇入に於いて一一〇、八三八の各増加で移動率は高くなつてゐる（詳細の數字は統計表参照）。次に之を各事業別にみると次の如くである。

	昭和十二年		昭和十三年	
	雇入	解雇	雇入	解雇
繊維及染色工業	三七、六二五	三四、三三三	三三、四八〇	三七、八七八
機械及器具工業	二二、六三五	二〇、一六〇	三六、二三三	二〇、七九
化学工業	七三、八六六	五八、〇九三	八二、二二七	七、七七八
飲食物工業	一四、五六五	一三、二〇三	一九、二二二	一七、〇七
雑工業	四五、四〇五	三九、八三一	五〇、八八九	五三、三三四
合計	七三、〇五六	五九、六一九	八四、七九九	七三、六六六

鑛山労働者異動状況 日銀調により昭和十三年中に於ける鑛山労働者の解雇及雇入の状況をみるに、解雇一五五、六七六、雇入一八三、四九五で、差引雇入超過二七、七五九を示してゐる。これを前年に比すれば解雇に於いて二二、二八九雇入に於いて三〇、七八五の各増加で移動率は高くなつてゐる。なほこれを工場労働者の移動率に比すれば略々同位になるやうである（詳細の数字は統計表参照）。

第二節 失業

工場、鑛山、其他一般産業労働者失業状態 厚生省調によつて昭和七年以降の俸給生活者、日傭労働者を除く、「其の他の労働者」（工業、鑛山、其他一般産業労働者）の失業者数（推定）をみるに次の如く失業者は年と共に漸減し昭和十三年は昭和七年の三四%、約七萬二千に過ぎない。これは事變

下軍需産業の擴張に伴ふ労働力不定、従つて失業状態の著しき緩和を示すものであるが、他面これ等現存失業者は一般に年配失業者或は労働能力低きものであつて容易に普通の職業に轉換するを得ず、長期間失業し生活に窮迫し失業應急事業及官營失業者使用事業により辛うじて救濟せられる慢性的失業者であることは注意さるべきであらう。

	實數	指數
昭和七年平均	二〇九、一九七	100
同 八年平均	一五、九三〇	七三
同 九年平均	一三、六七七	六六
同 十年平均	一一、四二五	五五
同 十一年平均	一〇、四八八	五〇
同 十二年平均	九、五九二	四三
同 十三年一月—九月平均	七、八一〇	三四

工場労働者失業状態 工場労働者の失業状態は之を就業者の側面よりみる外ないが、いま日銀「労働統計」によつて労働人員指數をみるに左の如く、前年度平均一一七・三から本年度は更に一二九・二と飛躍的上昇を續け基準たる大正十五年を昭和十一年以來引續き益々超過せんとしてゐる。これこそ軍需生産の擴充に伴ふ労働力不足を物語ると共に、少くとも一般的には失業状態は著しく緩和するに至つたと見られるのである。尤も右日銀調は使用職工大體四、五十人以上の工

場をその調査対象とするものであるが、使用職工五人以上を
 対象とする「工場統計表」(但し昭和十二年度までしか発表
 されてゐない)によるも略々同じ傾向がみられる。本篇第二
 章第二節「事業別配置」を参照。而かも右日銀調に依れば就
 業者は月を追ふて増加さへしてゐる。特に四月を境として飛
 躍的に増加してゐるのは豫算撤布開始の時期と關聯するもの
 とみられやう。かくの如く就業者の増大は一般的にはその反
 面に於いて労働力の絶對的不足と共に失業者の著減を意味す
 るものに外ならないのである。

年	月	總指數	男	女
昭和六年		七四・四	八一・〇	六八・〇
同 八年		八一・九	八七・〇	七六・八
同 十年		九九・九	一〇八・六	九一・四
同十二年		一二七・三	一三四・六	一〇〇・六
同十三年		一二九・三	一五八・五	九九・九
同	一月	一二三・九	一四六・二	九九・八
同	二月	一二三・五	一四八・〇	九九・一
同	三月	一二五・〇	一五〇・九	九九・二
同	四月	一二九・三	一五五・四	一〇三・三
同	五月	一二九・八	一五六・八	一〇三・九
同	六月	一三〇・〇	一五六・三	一〇三・八
同	七月	一二九・九	一五九・五	一〇〇・二
同	八月	一三〇・二	一六一・〇	九九・三

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

月	總指數	男	女
同 九月	一三三・二	一六三・四	九六・七
同 十月	一三三・九	一六五・六	九六・一
同 十一月	一三三・八	一六七・三	九六・二
同 十二月	一三三・五	一六九・〇	九七・八

〔備考〕—民營工場(内地に於ける)大體職工四、五十人以上、但し
 製糸工場は三百人以上のもの、労働人員は各工場の月末労働者
 數の合計、その指數は連鎖法に依り作成。大正十五年中基準。
 但し製糸業に限り指數の基準に大正十五年三月乃至十一月の九
 ケ月分平均にして、斯業に關する計數は總指數の計算より除外
 す。

工場労働者重要事業別就業状態 工場労働者の就業状態は

之を一般的にみれば好轉しつつあると共に他面労働力の不足
 をも顯著ならしめつつあることは右の如くであるが、それが
 産業機構再編成過程の反映であるといふ意味に於いて各事業
 別には著るしい凹凸があることが豫想せられるのである。い
 ま前掲日銀調に依れば就業率は依然として機械製造業の四二
 二・四を最高とし器具製造業、船舶製造業、金屬製造業、製
 藥業、車輛製造業等々中心として居り、製糸業、紡績業、織
 物業等は前年はおろか昭和十年以下に低下してゐる。殊に製
 糸業は昭和六年以來の最低であり労働人員指數も最も低い。
 一般に基準年度よりの上昇の程度の高い部門が又前年度に比
 して一段と大幅の増大をなしてゐる傾向がみられ、従つて時
 局産業方面と製糸業を中心とする平和産業方面との跛行状態

は益々増大しつゝあるとみられるのである。即ち軍需産業部門に於ける労働力、特に技術者及び基幹工の絶対的不足は、職業紹介事業の國營管掌の斷行、國家總動員法第六條に基く「學校卒業生使用制限令」の制定、同第二十二條に基く「工場事業場に於ける技能者の養成に關する勅令案要綱」の可決等による労働統制を緊急とする底のものであつたに反し、平和産業部門特にその中小工業經營乃至中小商業經營に於いては物資動員強化による失業状態を現出するに至つたのである。

	昭和八年	昭和十年	昭和十二年	昭和十三年	同 一月	同 六月	同 十二月
製糸業	六・八	六〇・三	五四・五	五三・七	五〇・九	五四・五	四六・六
紡績業	六四・五	七四・一	七七・八	七三・六	七四・三	七四・四	六九・二
織物業	七三・〇	七九・五	八二・八	七六・九	八〇・三	八〇・〇	七六・六
染色整理業	八一・二	一一五・八	一二五・五	一二七・一	一二三・六	一二六・九	一二三・〇
組物編物業	八一・二	九三・六	一〇八・二	一〇四・八	一〇六・八	一〇九・六	九七・八
機械製造業	一三・六	一九七・六	二八〇・八	四三二・四	三四六・四	四二一・三	四八五・四
船舶製造業	八〇・五	一一七・五	一八七・七	二二三・六	二二〇・四	二三三・七	二四六・一
車輛製造業	八五・二	一一九・四	一三四・八	一六四・九	一四四・四	一六二・八	一八四・四
器具製造業	一〇七・四	一五〇・七	二〇七・九	二七八・四	二三四・〇	二七九・一	三三四・〇
金屬製造業	一〇〇・五	一一三・〇	一六八・六	二〇四・〇	一八六・六	二〇三・一	二二三・九
窯業	七三・四	八五・九	九八・五	九九・五	一〇一・一	九九・八	九七・六
製紙業	七五・〇	八四・五	九四・八	九七・二	九六・一	九六・五	九九・〇
製藥業	一〇五・五	一三四・五	一六三・七	一八六・六	一七四・五	一八六・九	一九七・八

護謄製品業	一四六・七	一四七・七	一五五・九	一四一・四	一五四・六	一四三・九	一三四・九
人造肥料業	七六・二	九六・九	一三五・〇	一五八・三	一四七・三	一五七・二	一六七・六
飲食物工業	八一・五	九〇・一	九七・三	一〇五・六	一〇三・八	一〇三・一	一一〇・〇
印刷製本業	九三・三	九七・六	一〇二・〇	一〇一・〇	一〇〇・四	一〇〇・九	一〇〇・七
製材家具工業	七四・六	七九・八	八二・四	八一・一	八二・〇	八二・三	七六・九

〔備考〕—前備考参照。

いま本年度の失業問題を特徴づける最も主要なる内容をなす平和産業部門に於ける失業者をみるに彼等は平時經濟體制より戰時經濟體制への移行道程に於けるいはゞ戰時失業者であつて、既に昨年七月支那事變勃發直後、輸出不振乃至消費節約等によつて地方的、部分的に發生をみたのであつたが、事變の長期化に伴ひ物資の需給調整が緊急事となり、六月「改訂物資動員計畫」が決定されるに及んで平和産業に於ける中小の生産乃至配給部門に於いては廢業、休業状態に立至る者の漸次に多きを加へ、茲に謂ゆる「物資動員の強化による」失業者が現出するに至つたのである。而かもかゝる状態は時の経過と共に漸次深刻を加へ、當時地方長官の推定によれば現に失業せるもの及び一、二ヶ月後に於いて失業の惧ある者は合せて四十四萬人の多數に上ると報ぜられたのである。尤もその後は部分的統制緩和、少量原材料の配給、軍需品製作の受註並に販賣産業方面への轉業乃至轉職等によつて十月には三十七萬餘、十二月には三十一萬餘と減少を示したが、

十一月末日現在に於いて轉業乃至歸農せるものが業主四・九%、被備者六・四%に過ぎぬといふことはこの問題の深刻さを充分に證明するものである。ところで、前掲日銀「勞働統計」はその調査範圍の關係からして右の如き中小商工業に於ける失業問題を反映してゐるとは云ひ難いが、いまこれを内務省及び厚生商工兩省の調査にかゝる資料によつてみるに次の如くである。

事變による事業休廢止狀況

(内務省警保局調、八月二十日現在)

(イ) 事業休止

業種	件數	従業員數	離職者數	轉業可能見込數
織維	五、四五六	四九、九二三	一七、〇八七	一三、八九三
皮革	二、一三〇	六、〇五七	二、六四五	一、二九三
ゴム	三九七	三、六四八	二、三四三	一、七三九
鐵鋼	一、一七四	五、四六八	二、四三九	三、一四六
非鐵金屬	六三六	三、一七七	一、三八〇	一、〇〇三
合計	九、七九三	六八、二七三	二五、七九三	二〇、〇六一

(ロ) 事業廢止

業種	件數	従業員數	離職者數	轉業可能見込數
織維	五八	三、一〇八	一、四三六	一、八三三
皮革	三三一	七〇〇	六六七	三五三
ゴム	一〇〇	三三七	三五三	二七五

第一部第一篇 勞働人口とその配置及構成

業種	業主	被備者	合計
鐵鋼	四五三	一、三五〇	一、一四〇
非鐵金屬	二七七	七三八	五八〇
合計	一、七〇九	六、二三三	四、一六六

(ハ) 操業短縮

業種	業主	被備者	合計
織維	一三、一四八	一九三、九四三	一四、五六九
皮革	三、九四〇	一〇、一七二	二、六二七
ゴム	一、二七二	二六、七二一	三、九三三
鐵鋼	九六四三	五四、一四五	七、五九八
非鐵金屬	二、三四一	一三、〇七七	一、六三九
合計	二九、三四三	二九七、〇四七	三〇、三五七

事變關係失業狀況調 (厚生省關係)

業種	業主	被備者	合計
十月一日	一三、三四一	二六、九八六	四〇、二〇〇
十一月一日	一三、四九三	二四、七六八	三八、二六一
十一月末日	二九、四七一	五八、八三四	八八、三〇五
十二月末日	二六、三六〇	五三、一五五	七九、五五五

〔備考〕「商工省並厚生省「轉失業對策時報」より作成。

なほ十二月末日現在における事變關係失業狀況について厚生省、商工省「轉失業對策時報」は次の如く報告してゐる。

「十二月末現在に於ける失業者一一五、一九二人 (業者二六、三六〇人、被備者八八、八三二人) 休業操短等に依り二、三ヶ月以内に失業の虞ある者は一九九、五五三人 (業者五三、一五五人、被備者

一四六、三九八人)合計三一四、七四五人である。……

之を府縣別に見ると最も多數なのは東京府の十五萬九千人で總數の五〇%を占め、大阪、群馬、神奈川、愛知、兵庫等が之に次ぎ少數なのは大分の五十人を初め鹿兒島、山口、宮崎、佐賀、秋田、千葉等で孰れも五百人未満である。

次に業態別に見ると繊維關係が最も多く總數の三九%を占め鐵鋼關係、非鐵金屬關係、皮革關係、ゴム關係之に次ぎ、其他の物動關係(製紙、製材、建築、自動車運輸業等)及物動以外の關係(絹織物、陶磁器等の輸出不振、飲食料理店、貴金屬商の消費減退等)に於て二二%を示してゐる。

就中東京府は各業態別を通じ首位を占むるも、繊維關係では群馬

工業關係

十一月末日	一八、三〇四、六〇	八三八、〇〇八	七、四九二	三、九三二	〇、九二四	一、〇三三	八、九四五	三、二七八	五、七五五	四、八六一	二、四二二	五、三三三	一、六、七四四	一、五五五	四、五八八	一、二二三
繊維	皮革	ゴム	鐵鋼	非鐵金屬關係	其他物動以外の關係	計	繊維	皮革	ゴム	鐵鋼	非鐵金屬關係	其他物動以外の關係	計	其他産業	合計	
十二月末日	二、一四〇、四、三五三	五、〇〇九、四七五	六、七三三	四、六四二	九、二一三	八、五〇七	二、〇八二	四、〇〇一	八、七九四	七、七七七	三、六二二	一、四、六五七	三、九三四	三、九〇五	二、二二七	九、八六三

〔備考〕—本表は業主にして現に失業せる者及殆んど失業状態にある者の合計數を示す。「轉失業対策時報」に據る。

更に商工省調(十一月末現在)により轉業を要すべき事業をみるに、工業關係に於いては鍛冶、金屬薄板品製造、メリヤス品製造、靴製造、綿布染加工機械器具製造、染色、皮革製品製造、ゴム製造、鑄造、撚糸、佛壇製造、ブリキ玩具製

沖繩、愛知等、皮革關係では大阪、和歌山、富山等、ゴム關係では大阪、北海道、兵庫等、鐵鋼關係では大阪、神奈川、群馬等、非鐵金屬關係では茨城、富山、石川等、其他の物動關係では神奈川、群馬、福島等、物動以外の關係では兵庫、香川、大阪等が之に次いで多數を示してゐる。

更に被傭者に就て男女別に觀れば男六二%、女三八%であつて、内男は鐵鋼關係で八六%、皮革關係で九〇%、非鐵金屬關係で七八%。ゴム關係で六五%、其他の物動關係で八四%を占め繊維關係では女稍々多く六三%を占めてゐる。

次に業主の失業狀況を業態別にみれば次の如くである。

業主別失業者數總計表(商工省關係)

商業關係

十一月末日	一八、三〇四、六〇	八三八、〇〇八	七、四九二	三、九三二	〇、九二四	一、〇三三	八、九四五	三、二七八	五、七五五	四、八六一	二、四二二	五、三三三	一、六、七四四	一、五五五	四、五八八	一、二二三
繊維	皮革	ゴム	鐵鋼	非鐵金屬關係	其他物動以外の關係	計	繊維	皮革	ゴム	鐵鋼	非鐵金屬關係	其他物動以外の關係	計	其他産業	合計	
十二月末日	二、一四〇、四、三五三	五、〇〇九、四七五	六、七三三	四、六四二	九、二一三	八、五〇七	二、〇八二	四、〇〇一	八、七九四	七、七七七	三、六二二	一、四、六五七	三、九三四	三、九〇五	二、二二七	九、八六三

造、ビロード製造、衣服裁縫、鑛金業、仕立業等であり、商業關係に於いては皮革、綿糸、ゴム、織物、金屬材料、非鐵金屬、染料藥品、電氣機械器具、被服、提灯商等が擧げられてゐる。

鑛山労働者失業状態 鑛山労働者に就ても失業状態の緩和は最近數年來の一般的傾向である様である。いま前掲日銀調

みるに、前掲厚生省調によれば本年は昨年比し更に失業状態の改善をみたのである。但しその改善はなほ前述の「其の他の労働者」には及ばない。勿論こゝに日傭労働者とは如何なるものを指すか詳かではない。

	日傭労働者		給料生活者	
	實數	指數	實數	指數
昭和七年平均	一九七、九三	一〇〇	八二、九七八	一〇〇
同 八年平均	一八九、四六一	九六	七二、九三	八八
同 九年平均	一八〇、〇九五	九三	六八、五六六	八四
同 十年平均	一七三、二六六	八八	六七、八七六	八三
同 十一年平均	一六四、三〇〇	八三	六七、一五七	八二
同 十二年平均	一四四、四四〇	七五	六四、五〇九	七九
同十三年一月—九月平均	一九、一四三	六〇	五五、六三三	六八

俸給生活者失業状態 俸給生活者の失業状態に關し、前掲厚生省調によれば、本年は昨年比し更に失業状態は緩和してゐる。但しなほ未だ日傭労働者には及ばない。なほこゝに俸給生活者といふもその内容は同じく不明であるが、恐らくは技術者以外の者を指すものと考へられる。

次に局部的ではあるが俸給生活者の失業状況を側面より語るものとして各種學校卒業生の就職状況をみるに次の如くであつて、各種學校卒業生總數に對する就職決定者數(自營も含む)の割合は昭和八年迄は停滯的傾向にあつたが以後逐年上

昇に轉じ本年は昨年と引續き時局殷賑産業の影響を受けて上昇率特に顯著である。次表を見よ。

昭和六年	大學		專門學校		甲種實業學校	
	就職決定數	自營	就職決定數	自營	就職決定數	自營
昭和六年	四〇・七%	一七・八	四四・六%	九・六	六七・五%	八・六
昭和八年	四〇・一	四・三	四四・三	六・一	四三・八	二八・四
昭和十二年	五七・八	一三・九	六二・八	九・〇	五七・八	九・四
昭和十三年	六五・九	二・一	一〇・五	五・八	二四・〇	九・五
	六三・〇	一三・八	六三・〇	二・六	六五・一	一九・〇
	三・六	二・一	三・六	二・一	三・六	二・一

〔備考〕—本表は六一九校(大學五六校、專門學校一一七校、女子專門學校三九校、甲種實業學校四〇七校)七六、七〇五人の卒業生の就職状況である。本表中專門學校欄には女子專門學校を含む。厚生省職業部「昭和十三年度知識階級就職に關する資料」に依る。

第二篇 工・鑛・交通労働者

状態

第一章 労働時間及労働強度

第一節 工場労働者

(イ) 労働時間

概観 日銀「労働統計」によつて昭和五年以降の「平均正味就業時間」即ち實際労働時間を各年十月についてみるに次の如く、逐年増大の傾向にあり本年は平均九時間五六分に及んでゐる。併し、之を前年に比すれば一分の減少となつてゐる。尤もこれは偶々十月のみの現象であつて他の月はいづれも前年に比して増加してをり、結局年平均においては昨年の九時間五四分に比し本年は九時間五七分に延長してゐるのである。これは前述の如き労働人員の激増によつても補ひきれぬほど戦時下の軍需生産の擴大が甚しいものであることを物語つてゐるやうである。なほ同様の傾向は略々「就業日數」についても窺はれるのである。

昭和五年	平均正味就業時間 時分	就業日數 日
	九・三五	二七・〇

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

同 六年	九・三三	二六・九
同 七年	九・四一	二七・三
同 八年	九・四七	二七・四
同 九年	九・五二	二七・五
同 十年	九・五一	二七・五
同 十一年	九・五三	二七・五
同 十二年	九・五七	二七・六
同 十三年	九・五六	二七・六

〔備考〕 各年十月現在。民營工場四、六〇〇内外の平均。
 ところで日銀調は既述の如く大體職工四、五十人以上を用する民營工場（それも約九〇％）に限られてゐるのであるからそれ以下の規模の中小工場（これは全民營工場數の壓倒的部分を占めてゐる。——例へば五人以上三十人未滿使用工場は工業別平均において五人以上使用工場總數の八六・三％を占めてゐる。但し昭和十二年末現在）における労働時間はこの調査では不明である。そこで更に「工場統計表」によつて五人以上使用工場における「労働時間延數」の推移をみるに次の如くである。

昭和五年	四、九七一、九九一、五七七	同 九年	六、三〇三、三九八、二三七
同 六年	四、七〇一、五三八、七四八	同 十年	六、九九九、四一八、六三九
同 七年	四、七九五、一四九、六〇六	同 十一年	七、六九二、九三二、五五四
同 八年	五、三九八、二一九、三三三	同 十二年	八、七五三、〇三四、八四〇

〔備考〕—各年末現在。

「工場統計表」は労働時間について右の如く「労働時間延数」を掲げるのみであるが、これによつても労働時間の増大傾向は窺へるのである。即ち昭和十二年の「労働時間延数」は同十一年に比して一三・八%の増加率を示してゐるが同期間における職工数の増加率は一三・三%であり（但し工場数の増加率は一七・〇%）、本年度における職工一人當り實際労働時間は前年に比し確かに延長してゐることが推論されるのである。本年の労働時間は「工場統計表」によつては遺憾乍ら不明であるが、前述の日銀調によつても窺はれる如く、益々延長してゐるものと推測されるのである。

産業別労働時間 最近に於ける労働時間の實情は右の平均的な統計数字をもつては必ずしも明瞭ではない。また最近の労働時間延長の問題が時局産業特に重工業部門における問題として日程に上つてゐることも確かである。そこでいま日銀調によつて實際労働時間を産業別にみるに次の如くである。

	昭和五年	昭和八年	昭和十一年	昭和十三年
	十月	十月	年十月	年十月
	時分日	時分日	時分日	時分日
繊維及染色	九・五三(二七・四)	九・五〇(二七・六)	九・五〇(二七・六)	九・四七(二七・六)
機械及器具	九・一三(二六・三)	九・五八(二七・一)	一〇・〇八(二七・三)	一〇・一九(二七・五)
化学	九・三四(二六・八)	九・四四(二七・四)	九・五〇(二七・六)	九・五三(二七・五)
飲食物	九・三三(二七・九)	九・二六(二七・七)	九・三七(二七・八)	九・四五(二八・〇)
雑	九・二三(二六・八)	九・三六(二七・〇)	九・四七(二七・三)	九・四七(二七・四)

平均 均 九・三五(二七・〇) 九・四七(二七・四) 九・五三(二七・五) 九・五八(二七・六)

先づ繊維及染色工業についてみるに、昭和五年は同年の平均労働時間を遙かに超過してゐるにも拘はらず、同八年、十一年、十三年と減少乃至停滞傾向にあり、昭和十三年においては十一年に引續き益々平均以下に下る傾向がみられる。これに對し爾餘の部分においては、いづれも逐年労働時間の延長をみてゐるが、中でも機械及器具工業は昭和五年には同年の平均を遙かに下つてゐたにも拘はらず、戦時下の十三年においては十時間十九分に上り、遙かに平均以上であり、その増加率も最も顯著である。（尤も機械及器具工業は十月において前年同月に比し一分を減少してゐるが、これは偶々十月のみの現象であつて年平均に於ては昨年の十時間十四分に比し本年は十時間十九分と大幅に増加してゐるのである）そしてこれが早出居残時間の延長によつて齎されたものであることは云ふまでもないであらう。平均的には以上の如くであるが、いま厚生省労働局調により全国の機械器具工場の實就業時間（休憩を含む）を昨年と比較してみれば次の如くことでは労働時間の延長が顯著である。

實就業時間	昭和十二年	昭和十三年	昭和十三年
	十一月	五月	十一月
八時間以下	二・四%	二・〇%	二・九%
八 — 九時間	一四・六	一〇・三	九・六

九—一〇時間	三・六	二五・七	二二・九	一五—一六時間	〇・四	〇・五	〇・六
一〇—一一時間	一三・二	一三・三	一三・九	一六—時間以上	一・四	一・八	二・二
一一—一二時間	一六・一	二〇・七	二三・一	〔備考〕—十六歳以上の男工につき調査、各實就業時間別延職工数を百分比にしたもの。			
一二—一三時間	一六・八	一三・八	一四・三	内閣情報部「週報」第一四〇號所載。			
一三—一四時間	一〇・七	九・五	八・七	なほ之を工場規模別にみれば次の如くである。			
一四—一五時間	一・七	二・四	二・八				

機械及器具工場に於ける就業時間別職工数比率調 (昭和十三年五月)

規模別	總數	八時間以下	十時間以下	十二時間以下	十五時間以下	二十時間以下	二十四時以下	二十四時以上
總計	100.00%	20.3%	35.9%	33.9%	25.8%	1.0%	1.0%	0.8%
五十人以上百人未満	100.00%	1.7%	3.7%	4.9%	1.9%	0.6%	0.1%	0.9%
百人以上三百人未満	100.00%	1.2%	3.8%	4.1%	2.3%	0.7%	0.4%	0.4%
三百人以上五百人未満	100.00%	3.8%	2.5%	4.7%	2.8%	1.7%	1.9%	0.5%
五百人以上千人未満	100.00%	4.4%	3.9%	3.9%	2.8%	0.8%	0.7%	0.0%
千人以上	100.00%	1.6%	3.9%	2.5%	2.4%	1.0%	1.3%	0.7%

〔備考〕—労働局「労働時報」第十六卷第一號に據り作成。就業時間中には休憩時間を含む。本調査対象は成年男工(十六歳以上)のみ、延職工数を各實就業時間に記載せるものにして延職工数を一〇〇とせる比率を以て示せるもの。

(昭和十二年十一月)

規模別	總數	八時間以下	十時間以下	十二時間以下	十五時間以下	二十時間以下	二十四時以下	二十四時以上
總計	100.00%	23.6%	37.1%	29.3%	29.2%	0.7%	0.7%	0.4%
五十人以上百人未満	100.00%	1.5%	3.1%	3.8%	3.5%	0.4%	0.3%	0.2%
百人以上三百人未満	100.00%	1.5%	3.7%	3.4%	2.9%	0.8%	0.3%	0.8%
三百人以上五百人未満	100.00%	4.5%	2.6%	3.9%	2.6%	1.1%	0.7%	0.3%

五百人以上千人未満	100.00	六.六	二九.七四	三五.〇一	二七.四二	〇.六一	〇.五五	〇.三〇
千人以上	100.00	一.六	四〇.四九	二三.五四	三三.一三	〇.六八	〇.八七	〇.五三

〔備考〕―前表に同じ。

右の如き平均十数時間にも及ぶ就業が労働者の肉體に及ぼす過勞の結果は想像に餘りあるが（本篇第二章参照）、重工業部門の工場に於ては實際は所謂「連勤」制によつて三十六時間連続就業の交替制度が採用されてゐる所が多いと云はれたのである。かくてこそ十年八月十九日「軍需品工場に於ける交替制實施要綱」が通牒せられ、軍需工業能力増進のための勞働力保護方策として實施可能なる限り三交替制が勸奨されると共に、併せて昨年十月の「軍需品工場に對する指導方針」に於いて示された成年男子就業時間十二時間制が再確認されたのである。而かも年末には國家總動員法第六條に基く、「工場に於ける就業時間制限に關する勅令案要綱」が可決され、十二時間制は近き將來に於いて法制化されんとする事態にまで立ち至つたのである。これ等の通牒乃至勅令案要綱に示された過長勞働時間の事實は勞働力の源泉そのものを破壊し去る底のものであることは云ふまでもないのであるが、而かもその上に後述の如く勞働強化は益々促進されてゐるのである。尤もこれ等に對しては當然後述の如き賃銀の増額がなされてはゐるものゝ、それが過度勞働の代償たり得るとは見えないのである。而かも他方に於て生計費の昂騰があるのであるから、これをも考慮に入れれば益々そのやうに斷ぜざるを得ないわけである。

なほ參考迄に商工省「賃銀統計表」により昭和十年以降に於ける金屬工業及び機械器具工業の就業時間（休憩時間を除く）をみるに次の如くである。

業工屬金	昭和十年				同十一年				同十二年				同十三年			
	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	
平爐工	110.55	111.33	110.45	110.55	110.55	110.44	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	
鑄造工	110.51	110.53	110.45	110.51	110.51	110.44	110.51	110.51	110.51	110.51	110.51	110.51	110.51	110.51	110.51	
鋼壓延工	110.58	110.59	110.59	110.58	110.58	110.59	110.58	110.58	110.58	110.58	110.58	110.58	110.58	110.58	110.58	
鍍金工	110.57	110.33	110.33	110.57	110.57	110.33	110.57	110.57	110.57	110.57	110.57	110.57	110.57	110.57	110.57	
鍛冶工	110.55	110.54	110.54	110.55	110.55	110.54	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	110.55	
木型工	110.53	110.49	110.49	110.53	110.53	110.49	110.53	110.53	110.53	110.53	110.53	110.53	110.53	110.53	110.53	
施盤工	110.50	110.51	110.51	110.50	110.50	110.51	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	
轉削工	110.50	110.56	110.56	110.50	110.50	110.56	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	
研磨工	111.10	111.06	111.06	111.10	111.10	111.06	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	
銲接工	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	110.41	
リベッター	110.39	111.05	111.05	110.39	110.39	111.05	110.39	110.39	110.39	110.39	110.39	110.39	110.39	110.39	110.39	
組立工	110.54	110.48	110.48	110.54	110.54	110.48	110.54	110.54	110.54	110.54	110.54	110.54	110.54	110.54	110.54	
仕上工	110.50	110.51	110.51	110.50	110.50	110.51	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	110.50	

〔備考〕―全國の年平均。

休憩時間 内閣統計局調によつて本年度に於ける休憩時間をみるに平均五七分である。これを産業別にみれば時局産業に於いては概して五〇分内外で平均より低い。更に昭和六年以降の推移をみるに、いづれの産業に於いても殆んど増減なく特に時局産業に於いては昨年十月の「軍需品工場に對する指導方針」において就業時間の制限と並んで休養が強調されてゐるにも拘らずさう云つた傾向は見られない。左表をみよ。

	昭和五年		昭和八年		昭和十一年		昭和十三年	
	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	
總數	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇	
窯業、土石加工業	〇・五九	〇・七〇	〇・五八	〇・五八	〇・五八	〇・五八	〇・五八	
金屬工業	〇・四八	〇・五〇	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	
機械器具工業	〇・四〇	〇・四四	〇・四五	〇・四五	〇・四五	〇・四五	〇・四五	
造船業、運搬用具製造業	〇・四八	〇・四八	〇・四九	〇・四九	〇・四九	〇・四九	〇・四九	
精巧工業	〇・五五	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	
化學工業	〇・七〇	〇・五六	〇・五七	〇・五七	〇・五七	〇・五七	〇・五七	
紡織工業	〇・五五	〇・五四	〇・五四	〇・五五	〇・五五	〇・五五	〇・五五	
被服、身裝品製造業	一・〇一	一・〇七	一・〇六	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	
紙工業、印刷業	〇・五四	〇・五五	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	
皮革、骨、羽毛品類製造業	一・〇八	一・〇五	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	
木竹草葛類に關する製造業	一・〇二	一・〇七	一・一〇	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

飲食料品製造業 一・三五 一・一九 一・一八 一・一七
 土木建築に關する業 一・〇〇 | | | |
 ガス、電氣、水道業 一・〇六 一・〇二 一・〇三 一・〇三
 其の他の工業 〇・五三 〇・五六 〇・五九 一・〇〇

休業日數 こゝでは休業日數を作業日數の側面よりみると、しよ。そこで右内閣統計局調によれば本年度の作業日數は平均二七・二日である。これを産業別にみれば時局産業に於いては概して平均程度乃至稍々少しくそれ以下にある。更に昭和六年以降の數字をみるに稍々増大の傾向にあり、從つて休業日數は漸減の傾向にあることが分る。而してこの傾向は獨り時局産業のみに限らず、いづれの産業にも見られるところである。左表を見よ。

	昭和五年		昭和八年		昭和十一年		昭和十三年	
	日	日	日	日	日	日	日	
總數	二六・五	二六・九	二七・〇	二七・二	二七・二	二七・二	二七・二	
窯業、土石加工業	二七・一	二七・二	二七・三	二七・四	二七・四	二七・四	二七・四	
金屬工業	二六・二	二六・七	二六・八	二六・九	二六・九	二六・九	二六・九	
機械器具製造業	二五・七	二六・七	二六・八	二七・二	二七・二	二七・二	二七・二	
造船業、運搬用具製造業	二五・五	二五・九	二六・一	二六・四	二六・四	二六・四	二六・四	
精巧工業	二五・〇	二五・六	二六・二	二六・二	二六・二	二六・二	二六・二	
化學工業	二六・五	二六・九	二七・二	二七・三	二七・三	二七・三	二七・三	
紡織工業	二六・七	二六・八	二七・〇	二七・二	二七・二	二七・二	二七・二	
被服、身裝品製造業	二五・八	二六・四	二六・六	二六・九	二六・九	二六・九	二六・九	

紙工業印刷業	二六・七	二六・八	二七・一	二七・三
皮革、骨、羽毛 品類製造業	二六・三	二六・四	二六・七	二六・〇
木竹草蔓類に關 する製造業	二六・五	二六・六	二六・七	二七・〇
飲食料品製造業	二七・五	二七・三	二七・三	二七・六
土木建築に關する業	二七・一	—	—	—
ガス、電氣、水道業	二九・六	二九・六	二九・六	二九・五
其他の工業	二五・八	二六・三	二六・四	二六・七

體性別年齢別労働時間 労働時間を體性別年齢別に調査した全般的なもの未だないやうである。女工の労働時間に就いては商工省「賃銀統計表」の繊維工業、化學工業に於ける作業別女工の就業時間（休憩時間を除く）をみるのが最も正確であるやうであるが、その外日銀「労働統計」の繊維及染色工業、又は内閣統計局の「賃銀統計」の紡織工業もその性質上略々女工の労働時間を表示してゐるものと考へて差支へないであらう。これら諸統計によれば平和産業に於ける女工の就業時間は昭和五年以降大體停滞的であつたが本年は概して幾分の延長を示すに至つた。だがその時間はなほ法定最大限より稍々短いやうである。尤も軍需産業に於ける女工の就業時間は不明である。なほ年齢別労働時間にのみ關する統計も未だ存在しないやうである。

労働時間に關する法規違反 周知の如く我國に於ける十六

歳以上の成年男子職工は現行法規によつて何等保護されてゐない。従つてこゝに労働時間に關する法規違反とは所謂保護職工（女子及十六歳未滿の幼年工）に就いてのみ問題となる事柄である。いま昭和十二年「工場監督年報概況」によつて兩年度に於ける労働時間に關する法規違反を抜萃して表示すれば次の如く、依然として「保護職工をして法定時間（一日に就き十一時内）を超えて就業せしめたるもの」が壓倒的多數を占め、これに次いで「保護職工をして深夜業（午後十時より午前五時迄）を爲さしめたるもの」が多い。

	昭和十二年		昭和十一年		昭和十年	
	處罰	戒告	處罰	戒告	處罰	戒告
(1) 保護職工をして法定時間を超えて就業せしむ	七五七	四、六二五	七〇七	四、九三五	五五九	五、三九四
(2) 保護職工をして深夜業に就かしむ	一四九	五三三	六三	一〇四	七四	九六
(3) 保護職工に法定の休憩日を與へず	三	五三	八	二九	一五	一五三
(4) 法定の許可認可を受けずして就業時間の延長し若はその届出を怠る	—	三五四	二	四〇〇	一〇	六三五
(5) 妊娠婦に規定の休業を與へず又は規定の整理を怠る	—	四	—	三	—	三
合 計	九七	五、九九八	七九	五、七六六	六五八	六、三三九

次に昭和十年以降の處罰件數に就いてみるに(一)は逐年大幅の増大を示して居り、(二)は昭和十一年に比して二、三倍を記録した。更に(三)に於ても略々同様の傾向が窺はれる。次に戎告件數は(二)、(三)に於ける増大傾向にも拘らず(一)、(四)に於いては可成りの減少を示してゐる。之を要するに労働時間に關する法規違反は處罰件數に於ては引續き増大傾向にあるが戎告件數に於ては昭和十一年に比し僅に増大して居るが昭和十年に比しては却つて減少を示した。而してこれは主として(一)の處罰、戎告件數の變動によつて左右されてゐるものであることは云ふまでもないであらう。

(ロ) 労働強度

労働の強度が増進するといふことは、之を經濟學的に云へば、一労働時間當りにより多量の労働が支出されるといふことである。これは利潤の問題にとつても、賃銀の問題にとつても、又労働者の保健の問題にとつても極めて重大な關係をもつものであることは云ふまでもない。併し乍らその度合を測定の標識としては一労働時間當りの生産物量をとることが一應合理的であると考へられるが、一労働時間當りの生産物量は労働強度の變化のみでなく生産力の變化によつても影響されるものであり、而して生産物量の變化のうち幾何が労働強度の變化に歸せられるべきかを測定することは甚だ困難であると思はれるからである。だが多くの場合生産力の増進

は労働強度の増大を伴ふものであるから、一労働時間當り生産物量の増大が見られる場合には(勿論労働者數を一定として)労働強化の進行がこれに伴つてゐると考へて差支へないであらう。いま昭和五年以降に於ける労働強度の變化をみるに次の如くである。

年	三菱生産 指數 (工産品)	日銀労働 人員指數	一人當 生産指數	日銀正味 就業時間 時分	一人一時 間當生産 指數
昭和五年	100.0	83.0	123.9	9.55	22.7
同 六年	104.5	74.4	140.4	9.33	24.7
同 七年	122.1	74.7	148.7	9.41	25.3
同 八年	128.5	81.9	157.7	9.47	26.0
同 九年	131.9	91.3	153.2	9.53	25.5
同 十年	151.5	99.9	156.6	9.51	25.9
同 十一年	157.0	105.5	156.3	9.53	26.0
同 十二年	177.2	127.3	159.6	9.56	26.1

〔備考〕—日銀正味就業時間は便宜上各年とも十月のものを採つた。なほ昭和十二年は八月以降生産指數未發表のため自一月至七月の生産指數の平均を用ひた。

右によれば昭和五年以降職工一人一時間當りの生産物量は昭和八年の激増を例外とすれば——逐年漸増の傾向にあるものゝ如く、従つて労働強化もこれに伴つて進行してゐるものと思はれる。一方労働強化の進行は労働災害の増大を齎

らすものと考へられるから、以上の考察を補ふ意味で労働災害の推移よりして労働強化の變化をみてみると、災害率（職工千人に對する災害死傷者數の割合）は昭和五年以降七年迄漸減し八年以後漸増の傾向にある。このことより推して労働強化は八年頃より漸次顯著になつたとみられるのである。ところで本年度は三菱生産指數（工産品）が昨年八月以降發表されてゐないので年平均の一人一時間當り生産指數は全く不明であるが、他面労働災害は本年度は昨年度よりも更に次の如く増加してゐるから、労働強化も亦本年は更に進行してゐると結論して差支へないであらう。（なほ労働災害に就ては本篇第二章參照）

	死傷發生指數	千人當率指數
昭和十一年	二三八	一五四
同 十二年	二八六	一六六
同 十三年	三二六	一七二

〔備考〕—昭和七年基準、工場法適用工場に於けるもの、内閣情報部「週報」第一四〇號所載。

以上は一般的な考察であるが、最近に於ける労働強化は時局産業部門を中心とするものであるから、これ等部門に於ける生産活動並に労働災害をみなければ事態の真相は判然しないと考へられるが、不幸にして吾々には時局産業部門に於ける生産活動を表はす數字は與へられてゐない。そこでこゝでは労働災害の推移によつてのみこれを窺ふ外はないのである

がこれ等部門に於いては他部門に於けるとは異り昭和八・九年頃より遞増の傾向にあるのである。かくして最近に於ける労働強化は時局産業を中心として昭和八・九年頃より漸次明確となり、爾來益々顯著になつて來たと結論されるであらう。

第二節 鑛山労働者

労働時間

概観 日銀「労働統計」によつて昭和五年以降の「平均正味就業時間」即ち實際労働時間をみるに次の如く、最近概して停滞的であつた實際労働時間は本年は最近數年に比し幾分延長してゐるのが注目される。

昭和	平均正味就業時間 時分	就業日數 日
五年	八・五五	二七・〇
同 六年	八・五七	二六・〇
同 七年	九・〇九	二五・八
同 八年	八・五五	二七・一
同 九年	八・五五	二七・三
同 十年	八・五六	二七・四
同 十一年	八・五三	二七・六
同 十二年	八・五四	二七・五
同 十三年	九・〇三	二七・四

〔備考〕—内地鑛山（石炭山は鑛夫三百人以上、石油及び金屬の鑛

山は百人以上)一六八(昭和十三年十月現在、但しその数は年により多少の變動あり)に關するもの。各年十月現在。

業種	昭和五年十月	昭和八年十月	昭和十一年十月	昭和十三年十月
金屬鑛業	時分 日 八・三(二八・二)	時分 日 八・四(二七・八)	時分 日 八・七(二八・二)	時分 日 八・四(二八・〇)
石炭鑛業	八・五(二五・九)	八・七(二六・二)	八・七(二六・八)	九・一七(二六・五)
石油鑛業	一〇・三(二八・二)	一〇・〇(二八・二)	九・五(二八・二)	九・五(二七・七)
平均	八・五(二七・〇)	八・五(二七・二)	八・五(二七・六)	九・〇(二七・四)

〔備考〕—前表参照。括弧内は就業日數。

休憩時間 内閣統計局調によつて産業別休憩時間をみるに次の如くである。

業種	昭和五年	昭和八年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
總數	時分 〇・五	時分 〇・五	時分 〇・五	時分 〇・五	時分 〇・五
金屬鑛業	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
石炭鑛業	一・〇二	一・〇二	一・〇〇	〇・五	一・〇二
石油鑛業	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・〇五	一・〇五
其他の鑛業	〇・五	〇・四	〇・四	〇・七	〇・五

休業日數 内閣統計局調によつて休業日數を作業日數の側面より産業別にみるに次の如くである。

業種	昭和五年	昭和八年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
總數	日 二六・一	日 二六・四	日 二六・六	日 二六・六	日 二六・六

業種	昭和五年平均	昭和六年平均	昭和七年平均	昭和八年平均	昭和九年平均	昭和十年平均	昭和十一年平均	昭和十二年平均	昭和十三年平均
金屬鑛業	二七・七	二七・二	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・二
石炭鑛業	二五・〇	二五・七	二五・九	二六・〇	二六・〇	二六・一	二六・一	二六・一	二六・二
石油鑛業	二六・〇	二七・九	二八・一	二八・〇	二七・八	二七・八	二七・八	二七・八	二七・八
其他の鑛業	二七・五	二八・〇	二八・〇	二七・五	二七・五	二七・五	二七・五	二七・五	二七・五

第三節 交通労働者

労働時間

概観 内閣統計局調によつて昭和五年以降の趨勢をみるに次の如くである。

業種	勤務時間	内休憩時間	勤務日數	非番日數
昭和五年平均	時分 一〇・四	時分 一・四	日 二五・五	日 三・六
昭和六年平均	時分 一〇・六	時分 一・元	日 二五・三	日 三・六
昭和七年平均	時分 一〇・六	時分 一・三	日 二五・五	日 三・六
昭和八年平均	時分 一〇・一〇	時分 一・二七	日 二五・五	日 三・五
昭和九年平均	時分 一〇・〇五	時分 一・二八	日 二五・五	日 三・六
昭和十年平均	時分 一〇・〇七	時分 一・二七	日 二五・五	日 三・七
昭和十一年平均	時分 一〇・〇五	時分 一・二九	日 二五・五	日 三・七
昭和十二年平均	時分 一〇・〇八	時分 一・二九	日 二五・四	日 三・七
昭和十三年平均	時分 一〇・一四	時分 一・三〇	日 二五・三	日 三・六

〔備考〕—右調査対象たる事業場數は昭和十三年平均四六六である(但し年により多少變動あり)。勤務時間中には休憩時間を含む。

事業別労働時間 古内閣統計局調により昭和十三年平均に於ける事業別労働時間、休憩時間、休業日數等をみるに左の如くである。

事業場	勤務時間		内休憩時間		勤務日數	非番日數
	時	分	時	分		
陸上運輸業	一〇〇	一一・二四	一・四五	二五・一	二五・一	四・四
船舶運輸業	三〇四	一〇・一〇	二・〇八	二六・七	二六・七	二・八
運輸取扱業	一九	九・五三	一・一三	二七・四	二七・四	二・四
郵便、電信	三三	八・二〇	〇・五七	二五・六	二五・六	二・七
電話事業						

第二章 労働災害及労働衛生

第一節 工場労働者

(イ) 労働災害

災害死傷者數 昭和十二年度に於ける工場法適用工場（工場法一部適用工場を除く）の死傷者數並に災害率（職工千人に對する死傷者の割合）をみるに次の如くである。いまこれを累年的にみれば昭次五年以降同七年迄は漸減の傾向にあつたが、八年以降漸増に轉じたことが注目される。これは労働時間の延長及び労働強化が昭和八年以降年と共に進行してゐることを物語るのであらう。

死亡 重傷 輕傷 計

職工千人に對する割合
死亡 重傷 輕傷 計

昭和五年	二四三	九、二五二	二二、七五五	四三、二七〇	〇・一五五	五・九二〇	四・二六六	一・六
同 六年	二四七	七、七四二	二七、一四九	三五、二〇七	〇・一八四	六・一七三	三・二六九	
同 七年	二五〇	八、〇八九	二五、八九四	三四、二三三	〇・一六五	五・一六一	二・二四〇	
同 八年	三五四	九、二四七	三三、三六二	四一、九六三	〇・二〇五	三・一八八	三・四〇七	
同 九年	五三一	一三、九五五	四二、六六三	五七、一三九	〇・二六六	六・二二八	二・八・五〇	
同 十年	五三三	一六、八三〇	五二、四〇八	六九、七六〇	〇・二三七	四・〇三三	三・〇五八	
同 十一年	五五一	一九、三〇六	六〇、六八四	八〇、五六一	〇・二三七	六・二四四	三・四五	
同 十二年	六二一	二二、七七七	六〇、一〇一	八二、四九八	〇・二五八	四・二二八	三・六・九〇	

〔備考〕「工場監督年報概況」による。本表中には工場法一部適用工場を含まず。茲に重傷とは休業二週間以上又はその見込のもの。輕傷とは休業三日以上又はその見込のものを云ふ。

昭和九年に於ける死傷者數の増大は通例の工場災害によるの外、同九年九月二十一日に於ける風水害によつて齎されたものが含まれてゐる（風水害に依る死亡者數四九名、重傷者一三八名、内官設工場一名、輕傷者はその數詳かならずと云ふ）尚昭和九年以降は從來商工省所管に屬した八幡製鐵所が民營となりたる結果、民營工場の災害發生數が増大することとなりたることを豫め注意を要する。

次に昭和十三年の工場法適用工場の死傷發生指數及び千人當率指數を昭和七年を基準としてみれば次の如く、死傷發生數は三倍を越え、作業場の危険性は七二%を増加を示してゐる。

る。

	死傷發生指數	千人當率指數
昭和十一年	二三八	一五四
同 十二年	二六六	一六六
同 十三年	三三六	一七三

〔備考〕—内閣情報部「週報」第一四〇號に據る。

なほ右「週報」は過長労働時間と缺勤者の増加との關係について次の如く云つてゐる。——「然しながら過長労働時間の實施が、多量生産の目的に反し、多數の事故缺勤者を先頭に、漸次病氣缺勤者、公傷缺勤者の増加を招來しつゝあつた事實は、次の京濱地方主要工場について調査した結果からも明白に推知することが出来る（%は千分比）」と。

昭和十二年六月	公傷缺勤率%	病氣缺勤率%	事故缺勤率%	缺勤率合計%
大工場	四・三五	二二・七一	二八・八〇	五五・六六
中工場	七・九一	二四・九一	三三・五四	六五・三六
小工場	五・四八	三三・一三	四八・八一	八七・四三
計	四・七〇	二二・一七	二九・六四	五七・五一
昭和十三年六月	四・五四	二四・八九	四一・二〇	七〇・六三
大工場	七・五九	二八・三三	三八・二九	七四・二一
中工場	三・九一	一八・二六	五三・八七	七六・〇四
小工場	四・七九	二五・〇三	四一・二六	七一・〇八
計	一・九一	八・〇三	三九・二〇	二三・六〇

業種別災害死傷者數 昭和十二年中に於ける災害率をみる

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

に次の如くである。

	死亡	重傷	輕傷	計
染色工場	〇・〇四	一・八六	四・六六	六・五七
機械及器具工場	〇・四四	一五・七四	六二・八九	七八・九七
化學工場	〇・四一	七・八一	二五・三七	三三・五九
飲食物工場	〇・三三	三・三〇	六・九一	一〇・三三
雜工場	〇・二四	七・二九	二二・六四	二〇・二七
特別工場	一・二〇	三・六五	八〇・五七	二二・四三
計	〇・二五	八・四一	二八・二四	三六・九〇

更に昭和五年以降の業種別災害率の推移をみれば次の如く特別工場の昭和九年以降の増大を除外すれば、機械器具及び化學工場は昭和八、九年頃までは他工場と同じく漸減の傾向にあつたが、以後は他工場の漸減傾向に比し漸増してゐるのが目立つ。尚昭和十一年以降は獨り時局産業のみならず他の諸工場も増大に轉じたことは注目される。

	昭和五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年
染織	八・〇	六・四	六・五〇	六・八	五・八	五・五	六・〇	六・五七
機械器具	七・七	七・〇	六・三	五・一六	六・八	七・一	七・四七	七・六
化學	四・四	三・三	三・五九	三・〇	三・五九	三・八七	三・四一	三・三・五九
飲食物	一・四〇	一・四〇	一・〇九	一・一七	一・二〇	九・七五	一〇・七四	一〇・二三
雜	二・三・五	二・〇・五	二・四・六	二・〇・八	二・一・八	一・九・四	二・〇・一四	二・〇・一七
特別	三・九	三・五・七	三・五・九	四・五・四	二・二・六	二・二・八	二・四・六	二・三・四三
計	二六・一六	二二・六九	二二・四〇	二四・〇七	二八・五〇	三〇・六八	三三・四五	三六・九〇

次に機械器具工場に於ける勤務期間別死傷発生分布状態を見るに、(一ヶ月間の発生数についてである)次の如く死傷発生の重心点の次第に新入不熟練工の方に移りつゝあることを看取することができる。

勤務期間	昭和十一年八月	昭和十二年八月	昭和十三年八月
三月未滿	二六・七%	三三・六%	二四・九%
三—六月	九・〇	一四・九	一六・四
六月—一年	一三・六	一三・二	一九・八
一—一年半	一五・三	一一・〇	九・一
一年半—二年	七・八	六・一	五・四
二—二年半	七・四	五・三	四・〇
二年半—三年	四・三	四・三	三・三
三年以上	二五・九	二二・六	一七・一
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

〔備考〕—内閣情報部「週報」第一四〇號による。

體性別災害死傷者數 支那事變と共に女工の重工業への進出は著しきものがあるが、厚生省が最近某工場について調査した結果によれば(次表参照)、男工に比し女工の病氣缺勤率と事故缺勤率とは著しい相異があるのである。

男(十二年三月)	公傷缺勤率%	病氣缺勤率%	事故缺勤率%	合計%
五・四	一九・四	五七・三	八三・三	

工	女工	工
十三年三月	十二、二年三月	十三年三月
五・九	四・八	五・九
二五・四	二五・六	二五・四
六三・一	九四・九	六三・一
九四・三	一二・二	九四・三
二五・四	一二・八	二五・四
一五・八	一一・八	一五・八
一五・五	一七・七	一五・五
一七・七	一七・七	一七・七

〔備考〕—前表に同じ。

なほ左表についても同様のことが看取されるのである。

昭和十二年 調査工場			昭和十二年 調査工場			昭和十二年 調査工場		
職工數	疾病による三日以上休業者數	発生率	職工數	疾病による三日以上休業者數	発生率	職工數	疾病による三日以上休業者數	発生率
男 三五、八六四	一、六五〇	〇・〇一八	男 三六、六四四	一、八七二	〇・〇五〇	男 三五、八六四	一、六五〇	〇・〇一八
女 八、六九一	四〇〇	〇・〇四六	女 八、八八三	四八八	〇・〇五五	女 八、六九一	四〇〇	〇・〇四六
男 三六、二四五	一、七三三	〇・〇四七	男 三六、六四四	一、八七二	〇・〇五〇	男 三六、二四五	一、七三三	〇・〇四七
女 八、八八三	四八八	〇・〇五五	女 八、八八三	四八八	〇・〇五五	女 八、八八三	四八八	〇・〇五五
男 三五、八六四	一、六五〇	〇・〇一八	男 三六、六四四	一、八七二	〇・〇五〇	男 三五、八六四	一、六五〇	〇・〇一八
女 八、六九一	四〇〇	〇・〇四六	女 八、八八三	四八八	〇・〇五五	女 八、六九一	四〇〇	〇・〇四六

〔備考〕—谷野せつ氏「事變下に於ける工場婦人の労働事情とその保護方策」(社會事業、二三卷七號)

次に前掲週報により機械器具工場に於ける二〇三件の女工災害を原因別に分項してみると次の如く、プレス、フライス盤等の工作機械の安全装置は女工に使用させるには餘りに不完全であり、高熱物と引火性料品による件数の多いことは、危険物に對する作業指導訓練の缺如若しくは不備を示すものと思はれる。

災害原因	件数	災害原因	件数
プレスに因るもの	七	齒車に因るもの	二五
取扱中の物體に因るもの	三〇	引火性料品に因るもの	三
フライス盤に因るもの	二七	研磨盤に因るもの	九
物體の飛來に因るもの	二六	ボール盤に因るもの	八
高熱物に因るもの	一六	製作機に因るもの	七

(ロ) 労働衛生

寄宿舎の状況 いま右「工場監督年報概要」によつて昭和十二年十月一日現在に於ける寄宿舎施設ある工場數及び寄宿職工數をみるに次の如く、法適用工場中寄宿舎の設けある工場は二四、二〇三を算へ全適用工場の一〇二%に當り、其の收容職工數は七〇七、〇一〇(内、男一七一、二二三、女五三五、七八七人)で職工總數の二五%に當つてゐる。これを前年同期に比すれば工場數に於て一、七八三、職工數に於て一七、四九五人の増加である。而して寄宿舎の設けあるものは染織工場が最も多い。

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

昭和五年	寄宿舎の設けある工場數		寄宿職工數	
	男	女	男	女
昭和五年	一五、四九三	一三、八三〇	四八八、二二五	五七〇、九四五
同 六年	一五、五〇七	一四、六七三	四六九、五三三	五七四、一九四
同 七年	一五、〇六六	九六、一五〇	四三三、七五八	五二九、九〇八
同 八年	一五、七九八	一〇三、三二七	四四三、五八八	五四六、八二五
同 九年	一八、二一八	一六、六四五	四七三、四三三	五九〇、〇九七
同 十年	二〇、六七三	一三八、九二四	五〇三、〇五五	六四一、九七九
同 十一年	二二、四三〇	一五五、五六七	五三三、九四八	六八九、五五五
同 十二年	二四、二〇三	一七二、二三三	五三三、七八七	七〇七、〇一〇

〔備考〕—民營工場のみ、なほ産業別計數は不明である。

第二節 鑛山労働者

労働災害

災害死傷者數 昭和十二年度に於ける鑛山變災事故回数並に死傷者數及びその災害率をみるに次の如くである。更にこれを累年のみれば災害回数、死亡者率及び負傷者率とも一貫した傾向は見出し難いが、事變下の昭和十二年は災害回数の著増に反し、死亡者率、負傷者率とも減少してゐるのが注目される。なほ昭和十三年度の鑛山災害は全く不明である。

昭和五年	災害回数	同上指數	死亡者數	負傷者數
昭和五年	一〇七、四六六	六三	八九五(三・五)	一〇七、三七七(四二四・七)
(大正七年)	一〇〇			

同 六年	七六、三〇〇	四三	七二六(三・五)	七八、三五三(三・七)
同 七年	六五、七三四	三八	七二七(三・九)	六五、六九八(三・五)
同 八年	六六、九三九	三九	八七七(四・三)	六六、七三三(三・九)
同 九年	七三、三三九	四三	九二二(三・〇)	七三、一三四(三・九)
同 十年	七三、四八八	四三	一、一七二(四・二)	七三、一四三(三・九)
同 十一年	七三、五二〇	四三	一、二三四(四・二)	七三、八二二(四・七)
同 十二年	七六、六〇五	四六	一、〇三三(三・〇)	七三、八六三(三・八)

〔備考〕—括弧内は鑛夫千人に對する災害率（鑛夫は各年とも六月末現在の數である）。昭和十一年度以降は「本邦鑛業の趨勢」未發表のため「商工省統計表」に據る。以下同斷。

なほ本表は昭和十年迄は職員を含む。但しその數は極めて僅少である。

鑛種別災害死傷者數 昭和十二年度の鑛種別災害死傷者數をみるに次の如くであるが、鑛夫數未發表のため災害率不明でいかなる鑛種が最も危険なるかは判然しないが、恐らくは石炭山が最も危険なるものと推測される。

	死亡	重傷	輕傷
金 屬 山	一六三	三、四一〇	七、四六四
石 炭 山	八六〇	二三、九五五	四一、四五二
石 油 山	—	九〇	一一三
其他の非金屬山	八	五〇〇	八八〇
計	一、〇三三	二七、九五五	四九、九〇八

〔備考〕—重傷とは休業二週間以上の負傷、輕傷とは休業三日以上

の負傷を指すものである。

更に各種鑛山を通じて坑内外別にみれば左の如くで坑内の方が危険極めて大であることが推測される。

	死亡	重傷	輕傷
坑 内	九四三	二四、二四七	四三、四三七
坑 外	八八	三、七〇八	七、四五二
計	一、〇三二	二七、九五五	四九、九〇八

〔備考〕—右に同じ。

災害原因 右の事故回数及び死亡者數を原因別（重大原因のみ）にみれば左の如くである。

災害原因	回数	死亡者數	總回数に對する割合	總死亡者數に對する割合
落 磬	二七、五〇三	五二三	三・五〇	五・〇六
坑内鑛車の爲	九、四九六	九〇	一・二二	〇・八七
機械の爲	二、六七八	三三	〇・二四	〇・二二
瓦斯炭塵爆發	二七	五九	—	〇・五七
發破又は爆發藥の爲	三三五	三四	〇・〇四	〇・三三
坑外鑛車又は架空索道の爲	二、五六三	二四	〇・三三	〇・二二

第三章 賃 銀

第一節 工場労働者

(イ) 名 目 賃 金

概観 前掲日銀「労働統計」によつて「定額賃銀」及「實收賃銀」の最近數年間に於ける推移をみるに次の如く、「定額賃銀」は昭和七年以降低下の一途を辿りつゝあつたが、支那事變下に於ける本年は昨年引続きより大幅の反騰を示してゐる。これに對し、「實收賃銀」は七年迄は漸減し八年以降は（十年を除き）むしろ漸騰の傾向にあつたが、本年は之亦昨年引続き定額賃銀よりも更に一層著しく騰貴して既に基準年度を超えてゐるのが注目される。（絶対額においては定額一・四〇一圓、實收二・三四六圓以上いづれも男、十三年六月現在）尙事變發生以來打ち續く應召者の未經驗工乃至女工による補充がこの數字を多少とも低下せしめてゐることには注意すべきであらう。

	總指數		男		女	
	定額	實收	定額	實收	定額	實收
昭和六年平均	九二・三	九〇・七	九二・五	九二・〇	八七・九	七七・四
同 七年平均	八八・一	八八・一	八八・八	九二・七	八三・四	七〇・九
同 八年平均	八五・一	八九・二	八六・二	九五・一	七九・九	六八・四

第一部第二篇 工・礦・交通労働者状態

同 九年平均	八二・九	九二・二	八四・〇	九六・三	七八・〇	六七・三
同 十年平均	八一・三	九二・一	八二・二	九五・四	七六・七	六六・五
同 十一年平均	八〇・七	九二・八	八一・六	九四・二	七六・一	六六・五
同 十二年平均	八二・四	九六・八	八三・一	九八・〇	七七・九	七一・二
同 十三年平均	八五・四	一〇五・六	八六・四	一〇三・九	八〇・六	七五・〇
同 一月	八三・八	一〇〇・六	八四・六	一〇〇・二	七九・一	七三・〇
同 二月	八四・〇	一〇三・三	八四・八	一〇一・八	七九・四	七三・七
同 三月	八四・二	一〇四・三	八五・〇	一〇三・九	七九・六	七四・二
同 四月	八四・一	一〇三・三	八五・〇	一〇三・六	七九・五	七三・六
同 五月	八四・三	一〇二・九	八五・三	一〇三・二	七九・五	七三・二
同 六月	八四・九	一〇五・一	八五・八	一〇三・四	八〇・二	七四・四
同 七月	八五・六	一〇三・七	八六・六	一〇二・六	八〇・八	七四・五
同 八月	八五・九	一〇五・四	八七・一	一〇三・六	八一・〇	七五・〇
同 九月	八六・二	一〇五・九	八七・四	一〇三・六	八一・三	七五・五
同 十月	八六・五	一〇七・七	八七・七	一〇四・九	八一・六	七六・三
同 十一月	八六・九	一一〇・二	八八・一	一〇七・六	八二・〇	七七・八
同 十二月	八七・八	一一五・五	八九・一	一一三・八	八三・九	七九・八

〔備考〕—大正十五年基準、民營工場のみを指す、但し製絲業を除く
 外せるもの、なほ参考迄に内閣統計局調工場労働者賃銀指數
 （諸手當賞與額を含むもので實收賃銀に近きものと見做しうる
 —「賃銀統計月報」並に商工省調賃銀指數（原則として實收賃銀である—「昭和十三年賃銀統計表」）をみるに左の如く、
 略前記日銀調と同様の傾向を示してゐる。

昭和	内閣統計局調		商工省調	
	(昭和二年基準)		(大正十年乃至十二年全三箇年平均賃銀基準)	
六年	九五	八五・九	八三・六	八三・三
七年	九八	八三・六	八三・三	八三・三
八年	九七	八三・五	八三・六	八三・六
九年	九七	八三・六	八三・六	八三・六
十年	九六	八三・六	八三・六	八三・六
十一年	九七	八三・六	八三・六	八三・六
十二年	一〇〇	八三・五	八三・五	八三・五
十三年	一〇四	八三・五	八三・五	八三・五

右表(日銀調)によつて明らかな如く、昭和八年以降特に支那事變下の昨今年において顯著となつた「定額賃銀」と、「實收賃銀」との間の遞増的な開きは、一般的には勿論所定労働時間と實際労働時間との間の遞増的な開きに、換言すれば實際労働時間の標準労働日以上への遞増的な延長(即ち早出居残時間の延長)に基因するものと考へられるが、特に賃銀決定の部分的基準が請負制度に置かれてゐる限りにおいて、更に労働の遞増的強化をも反映するものと考へねばならない。

「實收賃銀」の「定額賃銀」を超過する増額部分乃至その増大が右の如き意義をもつものと考へられるならば、かゝるものとしての「實收賃銀」の増大は果して労働時間の延長と労働強度の増進とを補償する底のものであらうか。以下、資

料の關係上昭和十二年末の労働時間との關係における賃銀のみを、「工場統計表」の「一時間當賃銀」についてみるに右の如くである。

昭和	一時間當賃銀
五年末	一三(一四・三)
八年末	一三(一三・四)
十一年末	一三(一四・〇)
十二年末	一三

〔備考〕—こゝに「一時間當賃銀」とは賃銀支拂總額を労働時間延數にて除したものであるから、これは一時間當實收賃銀と考へられる。なほ括弧内は「労働統計實地調査報告」によるもの。

即ち昭和十二年末の一時間當平均賃銀は十三錢で同八年に比して一錢の騰貴を示してゐる。こゝでは實收賃銀の騰貴は昭和八年に比し労働時間の延長を一應充分に償つてゐるものと云はなければならぬ。だがそれにしても僅か一錢の騰貴は既に十數時間にも及ぶ過長労働時間を生理的に償ふに足りるものであるか否かは疑問とせざるを得ない。けだし過長労働時間にあつてはその超過が大なれば大なるほど通常の労働時間に比して労働者の疲勞或は労働力の消耗は加速度的に増進するものであるからである。假にこの程度の報酬が労働時間を生理的に漸く償つてゐるにしても、なほ吾々は労働の強度との關係を考へなければならぬ。即ち實收賃銀の騰貴には上記の如く労働強化の増進が反映してゐるのであるから、こ

れをも考慮に容れてみれば、昭和八年に比し一時間當平均賃銀の僅か一錢の騰貴は、既にそれが超過労働時間を生理的に辛うじて償ふに過ぎない以上、或はこれさへ疑問である以上この程度の騰貴を以つてしては労働強度の増進は決して償はれてゐないものと考へざるを得ないのである。

更に昭和十一年と比較してみれば、昭和十二年においては右一時間當平均賃銀は同十一年と等しく實收賃銀の騰貴は昭和十一年に比し何等の改善をもみてゐない。而かもここには昭和十一年に於けるよりもより以上の過長労働時間及び労働強化があること前述の如くであつてみれば、昭和十二年度は同十一年に比し労働に對する報酬は却つて低下してゐると考へざるを得ないのである。

次に「定額賃銀」に就いてみるに本年度は昨年度に引續き大幅の反騰を示してゐること前述の如くである。「定額賃銀」の増大は物價昂騰に對する賃銀引上及び物價高に對する諸手当支給等を示すものであり、この限りに於いては労働生活の改善を意味するものであるが、「實收賃銀」の増大が右の如く超過労働時間と労働強化による疲勞回復を補償するに足らないものと考へられる事情の下にあつては、それは労働者の生活状態に好ましい結果を齎らすといふ譯にはゆかないであらう。

以上は實收、定額賃銀ともいづれも賃銀名目に就いての考

察であるが、特に「定額賃銀」に就いての本年度の反騰が前述の如く物價高を背景とする賃銀引上乃至物價手當等の支給に基く事實を顧みれば、賃銀名目のみならず、更に進んで物價との關聯に於いてみた賃銀實質は如何といつた考察が必要となるであらう。これについては後段實質賃銀の項を参照。

事業別賃銀 日銀労働統計によつて本年度における事業別賃銀指數（定額及實收）をみるに次の如く、時局産業部門と紡績産業部門との間には著るしい相違が窺はれる。而してこの相違は特に實收賃銀において著るしい。即ち大正十五年を基準とする指數は前者に於いては九〇—一〇〇臺に達し、後者に於ては六〇—七〇臺にあるに過ぎない。次に事業別賃銀指數の推移をみるに、概して云へば、定額、實收とも昭和五年以降漸減の傾向にあつたが、昭和十一年を底として昨年來漸増傾向にある（昭和十一年の賃銀指數は省略。一昨年度本年鑑参照）。かゝる傾向は獨り時局産業に限らず、いづれの産業部門にも略々同様に見られるのであるが、このことは特に時局産業方面に低給者の増員が行はれてゐる事實を物語ると共に不急産業方面に於いても労働力の不足が漸く顯著となりつゝあることを示すものであらう。

製絲業	昭和五年 平均		昭和八年 平均		昭和十三年 平均	
	定額	實收	定額	實收	定額	實收
	六六・四	六二・七	六二・三	六二・七	六七・九	七三・〇

紡績業	九四・七	八六・八	七〇・一	六三・五	七五・一	六九・六
織物業	八六・四	八三・八	七一・六	六六・五	七九・三	七一・九
染色整理業	九六・三	九一・六	八五・六	八三・三	八七・九	八三・〇
組物編物業	八八・八	八三・五	七五・三	七〇・二	八一・二	六九・七
機械製造業	九六・三	九四・九	八五・七	一〇〇・六	七八・七	九三・六
船舶製造業	一〇〇・〇	九四・一	九三・〇	九七・一	八八・四	一〇四・四
車輛製造業	九五・六	八九・九	八六・三	八九・五	八一・〇	八五・四
器具製造業	九六・二	八九・五	八五・三	八九・三	七九・二	八六・一
金屬品製造業	九七・八	九七・六	八八・一	九六・三	八五・六	一〇二・二
窯業	九五・〇	九一・九	八六・〇	八三・六	八九・四	九〇・六
製紙業	九八・三	一〇一・七	九一・三	九二・四	九三・七	九九・四
製藥業	一〇〇・三	九七・七	九三・二	八二・七	九〇・五	八七・四
護謨製品業	九五・七	九六・五	八四・三	八六・三	八五・六	八九・六
人造肥料業	一〇三・五	一〇一・三	九九・〇	九五・四	九六・五	一〇五・九
飲食物工業	九九・四	九八・六	九三・六	九二・五	九二・九	九九・〇
印刷製本業	九三・五	九五・八	八三・〇	九〇・三	八〇・七	八九・九
製材家具工業	九四・三	八七・九	七六・一	七三・二	八一・五	八二・四

〔備考〕—大正十五年基準、但し製絲業に限り同年三月より十一月に至る九ヶ月分の平均を基準とす。民營工場のみ。なほ製絲業紡績業、織物業、編物業は女工の賃銀により、他の業種は男工の賃銀により作成せるものである。

右日銀調によつても軍需産業部門の労働者の賃銀の昂騰はみられなかつたが、なほ参考迄に商工省「賃銀統計表」によ

り昭和十年以降に於ける金屬工業及機械器具工業の賃銀をみるに左の如く、こゝでも賃銀は上昇してはゐるが暴騰といつたものはみられない。世上應々軍需産業に於ける労働賃銀の暴騰が傳へられてゐるが、少數の例外は兎も角、之を全般的にみればかくの如き噂は事實を誤るものと云はざるを得ないのである。年末（十二月二十八日）國家總動員法第六條に基く「賃銀統制に關する勅令案要綱」が可決されたが、賃銀統制理由にして同じく同法第六條に基く「從業者雇入制限に關する勅令案要綱」（十二月五日可決）による移動及び爭奪防止の結果として疑懼される賃銀上昇の停頓の緩和策としてならば格別であるが、若しそれが傳へられるが如く一般的賃銀暴騰を抑制するといふのであれば事實の認識を缺くものと云はざるを得ないであらう。

業工屬金	昭和			
	十年	十一年	十二年	十三年
平爐工	三・五七	三・六九	三・九三	四・〇七
鑄造工	二・四九	二・三七	二・六三	二・七三
鋼壓延工	二・九〇	二・八一	二・九九	三・二八
鍍金工	一・八四	一・九一	一・九三	二・〇九
鍛冶工	二・四四	二・四一	二・七三	二・八八
木型工	二・六一	二・五四	二・七九	二・九一
施盤工	二・五六	二・五三	二・六五	二・七五

業	工	具	器
仕立工	組立工	リベッター	銲接工
二・五二	二・七三	二・五〇	二・五二
二・四九	二・四四	二・五二	二・五〇
二・五七	二・七六	二・五二	二・五五
二・六一	二・九三	二・七五	二・五七

〔備考〕—賃銀は每一ヶ月を通算したる實收賃銀の年平均。尙右表は全國的のもの。

更に「工場統計表」によつて各産業別に一時間當賃銀（實收と見做し得る）の推移をみるに次の如くである。

	昭和五年	昭和八年	昭和十一年	昭和十二年
紡織工業	九錢	七錢	七錢	八錢
金屬工業	二	九	〇	〇
機械器具工業	三	〇	九	八
窯業	七	四	四	五
化學工業	六	四	三	三
製材及木製品工業	五	三	三	三
印刷及製本業	〇	二	七	七
食料品工業	五	三	三	三
ガス及電氣業	三	三	三	三
其他の工業	二	〇	〇	〇
平均	三	三	三	三

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

なほ右の事情は全産聯調「中堅工の實收について」（全産聯會報、第十九號所載）によれば一層判然とする。右調査は「労働者の收入に付て相反した見解が行はれてゐるので、此點に就て正鵠な判断を下す爲には、先づ以て統計面に現はれた様な平均でない、實際の生みの數字を得る必要がある。而も通常の勞務者の就業狀況なり實收狀況なりを窺ふには、特殊の高級熟練工とか又は就業後間もない未経験工とかでない謂はゞ工場の中堅層をなす様な職工各個について事變後の動きを見なければならぬ」といふ趣旨を以つて、昭和十四年四月中旬關係主要事業會社に對して照會狀を發して、夫々の事業所に於ける従業員の中から年齢、勤務年數、技倆及扶養家族等の諸點より見て中堅工と看做される様な者を一人宛適宜に選定した上、會社名、性別、職種、年齢、勤続年數、扶養家族數、就業日收入狀況について記載方を依頼し、回答のあつた五十一社の六十二事業所（何れも相當大規模のもの）の回答を集録したものである。

これによればいづれの産業部門に於いても延稼働時間數は増加してをり、これに相應して實收月額も増加してゐるのであるが、昂騰といつたことはみられないのである。なほ實收月額を延稼働時間數で除した一時間當實收額も増加してゐるがこれは恐らくは勞働力不足による定額賃銀の騰貴或は物價高に對する物價手當支給等の事情を反映するもので、この限

りでは労働時間の延長は償はれてゐるとみられるが、生計費との關係に於いては特に餘裕を生じたといふことはなく、平和産業、交通事業に於いては却つて生活水準の低下さへ來してゐるのである。

股販産業の中堅工（金屬精練業、機械器具製造業、製藥業、人造肥料業の二十六社三十二工場の三十二名）

昭和	實數	日數	延稼働時間數	月實收額	一時間當實收額	月控除額	控除額差引手取額
昭和十二・七	二七・六	二七・六	三〇・二	九九・六四	三・四	四・四一	九五・二三
	（均一日平）						
昭和十三・七	二七・五	二七・五	三三・六	一一四・元	三・五	六・九〇	一〇七・四九
	（均一日平）						
昭和十四・三	二七・六	二七・六	三三・〇	一一八・〇六	三・三	九・四九	一二八・五七
	（均一日平）						

〔備考〕—稼働時間數は休日出勤、早出、居残時間を含めたる全就業時間とす。

實收月額とは稼働時間に対応する月收總額にして健康保險法に所謂報酬月額とす。

控除月額とは健康保險料、退職積立金の外、共濟會、産業報國會等の會費、國民貯蓄にして毎月控除せらるゝものを指し、購買組合への支拂、食費、寄宿舎費等生計費に該當するものを

含まず、以下同斷。
平和産業の中堅工（窯業、製紙業、飲食品業、印刷業、製材業、電氣瓦斯業の十二社十二名）

昭和	實數	日數	延稼働時間數	月實收額	一時間當實收額	月控除額	控除額差引手取額
昭和十二・七	二七・五	二七・五	三〇・五	七六・八八	二・八	四・〇七	七三・八一
	（均一日平）						
昭和十三・七	二七・六	二七・六	三三・二	八〇・八七	二・六	五・三二	七五・五六
	（均一日平）						
昭和十四・三	二七・六	二七・六	三三・五	八三・三六	二・九	五・七〇	七七・六七
	（均一日平）						

交通事業の中堅工（電軌道會社の三名—電氣工、車輛工、鍛工）

昭和	實數	日數	延稼働時間數	月實收額	一時間當實收額	月控除額	控除額差引手取額
昭和十二・七	二七・〇	二七・〇	三三・〇	七九・七一	二・九	三・三九	七六・三二
	（均一日平）						
昭和十三・七	二七・三	二七・三	三三・三	九二・五四	三・〇	三・八〇	八七・三四
	（均一日平）						
昭和十四・三	二七・三	二七・三	三三・三	八五・二九	三・一	三・六九	八一・六〇
	（均一日平）						

鑛業の中堅坑夫（六社十二事業所の十二名—九名炭坑夫、二名金屬坑夫、一名雜夫）

昭和十二年・七	昭和十三年・七	昭和十四年・三	稼働日数		延稼働時間数		實收月額		一時間當實收額		控除月額		控除額差引手取額	
			日	時	日	時	圓	錢	圓	錢	圓	錢	圓	錢
實收 二六・六	實收 二五・九	實收 二六・八	均九・四	均九・八	二四九・八	二五三・三	二六・六	二五・九	二六・二	二五・一	二六・八	二五・八	二六・四	二五・四
指數 一〇〇・〇	指數 九七・五	指數 一〇〇・〇	均九・四	均九・八	一〇〇・〇	一〇一・四	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
指數 一〇〇・〇	指數 一〇〇・〇	指數 一〇〇・〇	均九・四	均九・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

體性別年齢別賃銀 内閣統計局調賃銀（諸手当賞與を含む）を體性別年齢別に産業別にみるに左の如く、女工の賃銀は男工に比し平均三分の一以下にある。更に女工の賃銀を各産業別にみれば可成りの差違があり、女工が所屬職工總數の八割を占めてゐる紡織工業に於いて最低を示してゐる。これは同工業に於いて十六歳未満の幼年工が他の産業と異つて約二割近くを占めてゐることに基因するものであらう。（昭和十三年六月現在）

工場	總平均	平均	男		女	
			未滿	以上	未滿	以上
總數	一・〇三三	三三九・〇	二四七・五	七三・六	二五二・六	八四・一
窯業、土石	五九	一九四・一	二二六・二	七六・五	二二九・三	八六・六
加工業	七九	三〇六・九	三三三・二	七九・六	三三六・五	一一五・一
金屬工業	九三	三三四・三	三四二・四	七八・四	二四八・七	二二八・一
機械器具	七三	二四九・二	二五三・六	七三・八	二五八・五	一〇〇・六
造船業、運搬	三三	二四四・八	二八〇・二	七二・五	二九五・一	一〇七・五
用具製造業	八八	一七六・七	一九六・三	七二・三	一九七・八	一〇〇・四
精巧工業	三三	八三・四	一三八・一	五九・七	一四二・一	六九・四
紡織工業	二二	一三〇・二	一八五・〇	九五・一	一八六・三	九五・二
被服、身裝品	六六	一七三・三	二〇四・八	六九・四	二〇九・一	一〇四・六
紙工業印刷業	一一	三六一・七	四二一・三	四八・〇	四二二・一	九四・六
皮革、骨、羽	四八	一三八・五	一六三・八	六〇・七	一六七・三	七五・六
毛品製造業	一〇	一五九・八	二三三・七	八六・四	二三六・三	九六・八
木竹草蔓類に關する製造業	二二	二四四・四	二四五・七	一〇九・三	二四五・八	一一三・九
飲食料品	一一	一六一・二	二〇三・七	七二・六	二〇九・二	九七・二
瓦斯、電氣	三三	二四四・四	二四五・七	一〇九・三	二四五・八	一一三・九
水道業	一一	一六一・二	二〇三・七	七二・六	二〇九・二	九七・二
其他の工業	三三	二四四・四	二四五・七	一〇九・三	二四五・八	一一三・九

女工の賃銀に就いてはなほ實收賃銀の有無が重要性をもつ

平均賃銀(圓) 一九二二 二〇三二 二〇三六 二〇九〇 二〇八八 二〇六三
 實質賃銀(圓) 一九二二 一九四五 一九六五 二〇九二 一七八三 一九〇六
 [備考]—内閣統計局調の賃銀は諸手当賞與額を含むもので實收賃銀に近きものと見做し得る。

第二節 鑛山労働者

(イ) 名目賃銀

概観 前掲日銀調によつて鑛山労働者の賃銀指數を一工當り(定額)と一人一日當り(實收)とに分けて最近の趨勢をみるに、昭和八年以降いづれも漸騰の傾向にあるが本年においてはその騰貴率が一層著るしいのが注目される。(絶対額においては定額は二・一四一圓、實收二・三三四圓——以上いづれも男、昭和十三年六月現在)

	總指數		男		女	
	一工當り	一人一日當り	一工當り	一人一日當り	一工當り	一人一日當り
昭和八年平均	九三・六	九〇・八	九一・九	八九・四	五七・五	五七・二
同 十年平均	一〇〇・〇	九八・八	九八・八	九七・〇	五七・九	五八・〇
同十二年平均	一三三・八	一三三・六	一三〇・二	一三三・二	七五・四	七六・九
一月	一三三・三	一三三・三	一三〇・四	一三〇・八	七二・〇	七三・三
二月	一三四・六	一三五・二	一三三・八	一三三・七	七二・五	七三・〇
三月	一三五・六	一三六・七	一三三・九	一三四・一	七二・九	七三・一
四月	一三八・〇	一三九・四	一三六・三	一三七・〇	七三・八	七三・九

[備考]—大正十五年基準。定礎法により作成。

一人一日當り賃銀は各鑛山の月中賃銀總支拂高(年季末以外の諸手当を含む)の合計を各鑛山の月中鑛夫出勤日數累計の合計を以て除したるもの。

一工當り賃銀は各鑛山の月中賃銀總支拂高の合計を各鑛山の月中延工數累計(一人の一定單位時間の労働を一工として計算したるもの)の合計を以て除したるもの。

なほ参考迄に内閣統計局調(諸手当賞與額を含むもので實收賃銀に近きもの)を見るに次の如くである。

内閣統計局調(昭和二年基準)	昭和六年平均	同 八年平均	同 十年平均	同十三年平均
	八六	八七	九四	一二六

産業別體性別年齢別賃銀 内閣統計局調賃銀(諸手当賞與

額を含む)を産業別によつて體性別年齢別にみるに次の如くである。(昭和十三年六月現在)

産業	總數	男			女		
		平均	未滿	以上	平均	未滿	以上
石油鑛業	九二	三三・八	二三・七	七九・八	二三・八	九・四	六・六
金屬鑛業	二六	一九・七	二〇・六	六六・〇	二〇・七	七六・二	五・四
石炭鑛業	四	二二・七	二四・一	八六・三	二五・〇	二〇・七	一・七

平均賃銀	實物賃銀なき鑛山及労働者			實物賃銀ある者		
	鑛山労働者	貨幣賃銀	鑛山労働者	貨幣賃銀	實物賃銀	
一・六〇	八四	二二・四	一・四一	四三三	七二・一五六	
				一・四一	一七三・一八四	
				一・八一	一・七二	
				〇・一〇		

(ロ) 實質賃銀

鑛山労働者の一工當り名目賃銀は前記の如く日銀調によれば昭和八年の九二・六より同十三年の二二・八と約四二%餘の騰貴率を示してをり、この間に於ける生計費指數の騰貴率約二三%を遙かに超過してゐる。また一人一日當り名目賃銀に於いても同期間に於ける騰貴率は約四六%で、これ又生計費の上を遙かに超過してゐる。即ち鑛山労働者は工場労働者とは異りその生活水準は寧ろ改善の傾向にあるものと見られる。併し前記日銀調によれば昭和十三年六月に於ける鑛山労働者(男)の一工當り賃銀は二・一四一圓、一人一日當り賃

石油鑛業 二二・七三二七・九 五・〇一七三・四 九・七
 其他の鑛業 四一・八五二一九・七 六九・九一九・一 七六・六 五・七 八〇・八
 (備考)―内閣統計局「統計時報」中「賃銀統計」に據る。なほ産業別體性別鑛山賃銀については日銀「労働統計」もこれを記載してゐる。

更に第五回「労働統計實地調査報告」により、鑛山労働者の賃銀に於いては可成り重要な地位を占めてゐる實物賃銀の各鑛種平均をみれば次の如くである。(昭和十一年十月十日現在)

實物賃銀なき者 鑛山及労働者
 實物賃銀ある者
 鑛山労働者 貨幣賃銀 労働者 全賃銀 貨幣賃銀 實物賃銀
 一・四一 一七三・一八四 一・八一 一・七二 〇・一〇

銀は二・三三四圓で、工場労働者に比し前者に於いては可成り優位にあるが、後者に於いては寧ろ少しく低位にあるのである。従つて鑛山労働者の生活水準が改善の傾向にあると云つても、その絶對的意義は工場労働者の可能的場合には未だ及ばないことに注意する必要があるであらう。

第三節 交通労働者

名目賃銀

概観 内閣統計局調により交通労働者の賃銀(諸手当賞與額を含む)の最近數年間における趨勢をみるに次の如くであ

第四章 家計

家計費に關しては昭和六年以降内閣統計局において「米穀統制の基本資料を供與する」目的を以て累年家計調査を施行しその結果を發表してゐる。いま昭和十四年二月に發表せられた「家計調査報告」(昭和十二年九月乃至同十三年八月)によつて昭和十二・十三年に跨がる一ケ年間の労働者家計の状況についてその概略を記述することとする。これによつて吾々は事變下第一年目における消費事情の一斑を窺ひ得るであらう。

(なほ本調査の要綱の要は次の如くである。(一)調査の地域は全國主要十都市。(二)調査の客體は給料生活者(官公吏・銀行會社員・教職員)及労働者(工場労働者・交通労働者)につき、平均月收五十圓以上百圓未滿の者一、六〇一世帯(給料生活者五六二

世帯・労働者一、〇三九世帯)を採擇、一世帯平均人員は給料生活者三・七七人(官公吏三・九五五・銀行會社員三・七〇人・教職員三・五五人)、労働者四・一六六(工場労働者四・一五人・交通労働者四・二五人)である。但し右一世帯平均人員はいづれも昭和十二年九月一日現在のもので、一ケ年延世帯人員を一ケ年延世帯で除して算出したる一世帯平均人員は給料生活者三・八八八・労働者四・二六六であつて、以下において一世帯平均人員とはこれを云ふ。(三)調査の方法は各家計簿記入者の世帯に毎月家計簿を配布し、之を記帳せしめたる上報告せしめるものである。なほこれら調査の要綱の詳細については原報告を参照されたい。

右によれば労働者家計における實支出總額は、昭和六、七年調査以降漸増の傾向にあつたが、本年は特にその増加著しきものがある。之を五大費目別にその支出總額中に占める割合についてみれば、前年に比し食物費、住居費及光熱費は事變下に於て増加を示し、被服費及び其の他の諸費は却つて減少を示してゐる。左表を見よ。

昭和	實收入		實支出					差引收支
	總額	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	其の他の諸費		
六・七年	八三・四三	二五・八三(三五・四)	一三・六九(一七・四)	三・三六(四・六)	九・三五(一二・八)	二一・八五(二九・九)	一〇・三五	
同 七・八年	八六・一八	二六・五三(三五・六)	一三・八四(一七・二)	二・三六(四・五)	九・二二(一二・四)	二二・六一(三〇・三)	一一・六一	
同 八・九年	八六・五九	二六・九四(三五・九)	一三・六〇(一六・八)	三・五九(四・八)	九・一五(一二・三)	二二・七七(三〇・三)	一一・五四	
同 九・十年	八六・六六	二九・三〇(三八・二)	一三・四三(一六・三)	三・六七(四・八)	九・一五(一二・九)	二三・一八(二八・九)	九・九三	
同 十・十一年	八六・九	三〇・三〇(三九・五)	一三・四三(一六・二)	三・七四(四・九)	八・五八(一二・二)	二三・六〇(二八・二)	一〇・四	

同十一・十二年	九〇・三三	七九・一七(100・〇)	三〇・九六(三九・一)	二一・三三(二五・六)	三・七三(四・七)	八・八五(一一・三)	二二・二八(二九・四)	二一・一五
同十二・十三年	九五・四八	八一・〇九(100・〇)	三三・七六(四〇・四)	二二・六六(二五・六)	四・〇七(五・〇)	八・四三(10・四)	二二・五七(二八・六)	一四・三九

併し乍ら本年度増加を示した飲食物費、住居費、光熱費にしても、この間に於ける當該生計費指數（内閣統計局調）の騰貴率には遙かに及ばないのであつて、労働者はこの側面に於いては實質的に生活水準の低下を餘儀なからしめられてゐるのである。更に減少を示した被服費及び其の他の諸費に至つては名目的にも實質的にも生活水準を低下せしめてゐるのであつて、この側面に於けるかくの如き犠牲にも拘はらず、飲食物費、住居費、光熱費は右の如く相對的低下を示し、結局に於いて實支出總額は生計費指數との關係に於いては約一〇%を低下してゐるのである。併しこの反面に於いて實収入の實支出に對する剩餘額が本年は一四圓三九錢の多きに上り絶對額及びその割合とも累年中最高を示し、従つて「財産の蓄積部分」も亦増加してゐることは事變下に於ける一つの顯著なる特徴として注目さるべきであらう。而して以上の一般的考察に於いては工場労働者も交通労働者も殆んど變るところがない。以下、職業別に労働者の家計をみることにする。（詳細の數字に就いては統計表参照）

第一節 工場労働者

一、實収入 工場労働者の一世帯一箇月の平均實収入は九六圓〇

九錢であつて、内勤勞收入は八九圓八三錢（實収入の九三・四九%）勤勞外收入六圓二六錢（六・五一%）である。勤勞收入中世帯主の收入は八五圓七四錢（實収入の八九・二三%）、世帯主の配偶者收入は二圓三五錢（二・四五%）、家族收入は一圓七四錢（一・八一%）であつて勤勞外收入の中では受贈の五圓二三錢（五・四四%）最も多く、財産収入は十二錢（〇・一二%）、其の他は九一錢（〇・九五%）である。

二、収入過不足 次に収入の過不足状況を見るに、勤勞收入對實支出の關係では八圓七三錢の剰余（剰余額の勤勞收入に對する割合九・七二%）、實収入對實支出の關係では一四圓九九錢の剰余（剰余額の實収入に對する割合一五・六〇%）である。

三、實支出 工場労働者の一世帯一箇月平均實支出は八一圓一〇錢であつて實収入の八四・四〇%に該り、交通労働者の夫れ（八七・六五%）比し稍々低率の支出である。

實支出八一圓一〇錢中飲食物費は三二圓七七錢（實支出の四〇・四一%）、住居費一二圓五九錢（一五・五二%）、光熱費は四圓〇四錢（四・九八%）、被服費は八圓五五錢（一〇・五四%）、其の他の諸費は二三圓一五錢（二八・五五%）である。

以上五大費中飲食物費では米麥費の一二圓九五錢（實支出の一五・九七%）最も多く、副食物費は一圓五二錢（一四・二二%）、嗜好品費は五圓九八錢（七・三七%）であつて、出前・外出先の食費は僅

かに二圓三二錢（二・八六％）である。又住居費では家賃の九圓九八錢（一・二・三一％）其の大部分を占め、被服費では衣服費五圓九五錢（七・三三％）、身の廻り品費は二圓六〇錢（三・二一％）である。其の他の諸費では文化費一〇圓九三錢（一・三・四八％）、社會生活費一〇圓〇八錢（一・二・四三％）、其の他は二圓一四錢（二・六四％）である。

四、總收入及總支出 工場労働者の世帯に於ける總收入一六九圓九七錢中實收入は九六圓〇九錢（總收入の五六・五三％）、實收入以外の収入は七三圓八八錢（四三・四七％）であつて、後者の中前月よりの繰越の四九圓一一錢（二八・八九％）、掛買の一三圓八九錢（七・一七％）を主なるものとし、貯金引出の六圓二三錢（三・六七％）、負債の二圓二七錢（一・三四％）、無盡取金の九七錢之に亞ぎ、以下保険金六六錢、貸金受入四九錢、質入四錢、其の他二二錢である。

總支出中實支出は八一圓一〇錢（總支出の四七・七一％）、實支出以外の支出は八八圓八七錢（五二・二九％）であつて、後者の中翌月への繰越の四九圓六九錢（二九・二三％）、貯金の一三圓八〇錢（八・一二％）、掛買拂の十三圓九四錢（八・二〇％）を主なるものとし、降つて保険料の五圓二七錢（三・一〇％）、負債返還の二圓二三錢（一・三三％）、無盡掛金の一圓八〇錢（一・〇六％）之に亞ぎ、以下貸金に一圓〇二錢、質受金に三錢、其の他に一圓〇九錢を算する。

次に實收入の實支出に對する剩余额一四圓九九錢（實收入の一五・

六〇％）は實支出以外の支出に繰入れられて貯金に七圓五七錢、保険に四圓六一錢、無盡に八三錢、貸金に五三錢の夫々支出超過を來し、此の全額一三圓五四錢（實收入の一四・〇九％）が財産の蓄積部分となるのであつて、爾余は繰越に五八錢、掛買に五錢、其の他に八七錢の支出超過となり、負債に四錢、質に一錢の收入超過を示してゐる。

第二節 交通労働者

一、實收入 交通労働者の一世帯一箇月平均實收入は九二圓四九錢であつて、内勤勞收入八五圓四六錢（實收入の九二・四〇％）、勤勞外收入七圓〇三錢（七・六〇％）である。勤勞收入中世帯主の收入は八四圓（實收入の九〇・八二％）、世帯主の配偶者收入は七六錢（〇・八二％）であつて、家族收入は七〇錢（〇・七六％）、勤勞外收入の中では受贈の六圓一二錢（實收入の六・六二％）が主なるものであつて、財産收入は僅かに八錢（〇・〇八％）、其の他は八三錢（〇・九〇％）である。

二、收入過不足 次に收入の過不足状況をみるに、勤勞收入對實支出の關係では四圓三九錢の剩餘（剩余额の收入に對する割合五・一四％）、實收入對實支出の關係では一一圓四二錢の剩餘（剩余额の實收入に對する割合一二・三五％）である。

三、實支出 交通労働者の一世帯一箇月平均實支出は八一圓〇七錢であつて實收入の八七・六五％に該る。

實支出八一圓〇七錢中飲食費は三二圓七二錢（實支出の四二・

三六%)、住居費は一三圓〇一錢(一六・〇五%)、光熱費は四圓二三錢(五・二二%)、被服費は七圓八二錢(九・六六%)、其の他の諸費は二三圓二八錢(二八・七一%)である。即ち交通労働者世帯の實支出中に占める飲食物費、被服費の割合は工場労働者世帯の夫れに比し稍々低く、住居費、光熱費及其の他の諸費の割合は稍々高い。

五大費中飲食物費では米麥費一二圓八〇錢(實支出の一五・七九%)最も多く、副食物費は一四圓四二錢(一四・〇八%)、嗜好品費は六圓〇三錢(七・四四%)であつて、出前・外出先の食費は僅かに二圓四七錢(三・〇五%)である。住居費では家賃の一〇圓五一錢(實支出の一一・九六%)、被服費では衣服費の五圓三二錢(六・五六%)が夫々其の大部分を占め、其の他の諸費では文化費の一圓一八錢(實支出の一三・七九%)、社會生活費の九圓九六錢(一二・二八%)が主なる支出である。

四、**總収入及總支出** 交通労働者に於ける總収入一六四圓三七錢中實収入は九二圓四九錢(總収入の五六・二七%)、實収入以外の収入は七一圓八八錢(四三・七三%)であつて、後者の中前月よりの繰越の四五圓〇五錢(二七・四一%)首位を占め、掛買の一五圓五八錢(九・四八%)、貯金引出の六圓七九錢(四・一三%)之に亞ぎ、降つて負債一圓三二錢(〇・八〇%)、貸金受入一圓一〇錢、無盡取金八五錢、保険金八二錢、其の他三七錢である。

總支出中實支出は八一圓〇七錢(總支出の四九・三二%)、實支出以外の支出は八三圓三〇錢(五〇・六八%)であつて、後者の中翌月への繰越の四五圓五七錢(二七・七二%)を主なるものとし、掛

買拂の一五圓八三錢(九・六三%)、貯金の一二圓六三錢(七・六八%)、保険料五圓一九錢(三・一六%)之に亞ぎ、遂に降つて負債返還一圓三九錢、無盡掛金一圓一三錢、貸金七六錢、其の他八〇錢を示してゐる。

次に實収入の實支出に對する剰余額一一圓四二錢(實収入の一二・三五%)は實支出以外の支出に繰り入れられて貯金に五圓八四錢、保険に四圓三七錢、無盡に二八錢の夫々支出超過を、貸金に三四錢の収入超過を示し、此の金額一〇圓一五錢(實収入の一〇・九七%)が財産の貯蓄部分となるのであつて、爾余は繰越に五二錢、掛買に二五錢、負債に七錢、其の他に四三錢の夫々の支出超過を示し、質にあつては差引超過のないことが現れてゐる。

第三篇 俸給生活者・商業使

用人・職業婦人状態

第一章 俸給生活者状態

第一節 俸給生活者數

俸給生活者の總數は元より明らかではない。たゞ昭和五年國勢調査の結果によれば職員數は二、〇五五、四四四であるが(第一篇第一章参照)、これは俸給生活者の最底數と見做されやう。(因にこれを職業別にみれば公務自由業最も多く總數の約八割を占め商業、工業、交通業が順次之につぐ。更に産業別にみれば右の順位は異ならないが公務自由業の占むる割合が可成り低下して五割餘となり、商業、工業、交通業特に前二者の増大が顯著である)この外「業主」及「勞務者」の一部も俸給生活者中に含まるべきであらうがその數は判然しない。要するに俸給生活者數は二百萬以上と推定されることだけは確かであらう。俸給生活者總數の最近の消長も亦遺憾乍ら不明であるが、僅に左の二三の職業に就いてこれを窺ひ得る。元より之によつて全般を推すことはできないが、いまはこの程度で満足するより外はない。

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人状態

官吏數

昭和五年末	昭和十年末	昭和十一年末
勅任奏任	判任	雇傭(嘱託を含む)計
文官 一五、四四四	文官 二二、五九一	文官 三四八、六三三
宮内官 三〇四	宮内官 一、一五〇	宮内官 三、〇六二
文官 一七、九八〇	文官 一四二、八二一	文官 三八、一一〇
宮内官 三三三	宮内官 二、二七九	宮内官 二、一〇五
計 二、〇五五、四四四	計 三、三六五、〇三九	計 四、八四六、四〇一

〔備考〕—第五十七回「帝國統計年鑑」に據る。

公吏數

昭和五年末	昭和十年末	昭和十一年末
府縣吏員	府縣吏員	府縣吏員
市吏員及雇傭	市吏員及雇傭	市吏員及雇傭
町村吏員及雇傭	町村吏員及雇傭	町村吏員及雇傭
市長・助役	市長・助役	市長・助役
計 三、一八〇	計 三、三六五、〇三九	計 四、八四六、四〇一

〔備考〕—前表に同じ。

教員數

昭和五年	昭和十一年
幼稚園 四、六五七	幼稚園 六、〇三九
小學校 二四、七九九	小學校 二六、四三三
中等學校程度 六五、八九七	中等學校程度 一七、九九〇
專門學校程度 八、八〇四	專門學校程度 八、六八六
大學 五、九四一	大學 六、六三一

其 他

一七、四三八

二〇、八五〇

計

三三七、五三六

四三一、五九八

〔備考〕—「昭和十一年度文部統計摘要」に據つて算出す。

工場職員数

事務員 技術員

民營 官公營 民營 官公營 計

昭和五年末 六、三九二 三、五〇六 五、八五四 七六九 一〇四、五五二(二四三、〇四三)

昭和十二年末 一三、八〇三 八、九三三 九五、三四五 七、〇七八 二四五、〇三五

〔備考〕—「工場統計表」に據る。従つて右は使用職工五人以上の

工場に於ける職員数。なほ、括弧内は昭和五年國勢調査の工業

(産業大分類)における職員数。

鑛山職員数

事務に従事する者 技術に従事する者

計

昭和五年六月末 八、三三八 一一、一〇一 一九、四三九(三五、六六七)

昭和十年六月末 八、九八九 一一、三三三 二〇、三二二

〔備考〕—「本邦鑛業の趨勢」に據る。但し昭和十一年度以降は未

発表のため十年度の職員数をかゝげておいた。なほ括弧内は昭

和五年國勢調査の鑛業(産業大分類)における職員数。

第二節 生活状態

1 俸 給

官吏 官吏の一人當平均俸給年額次の如し。

勅任奏任 判任 雇傭(囑託を含む)

昭和五年末 文 官 三、一五三 一、〇〇一 五五七

年末 官 内 官 三、三三〇 一、三三〇 六六六

昭和十年末 文 官 二、八四四 七六一 五四六

二年末 官 内 官 二、六三六 九二五 五五九

〔備考〕—第五十七回「帝國統計年鑑」に據る。

公吏 公吏の一人當俸給年額左の如し。

昭和五年末 府 縣 吏員 五九八

市 吏員及雇傭 九三〇

町村吏員及雇傭 四八五

府 縣 吏員 五三一

市 吏員及雇傭 八五三

町村吏員及雇傭 四四六

〔備考〕—前表に同じ。

教員 小學本科正教員一人當平均月俸左の如し。

昭和五年末 男 平均 七〇・二四 四九・七四 六三・八六

昭和十一年末 女 六九・三九 四九・五三 六三・三九

昭和十二年末 七〇・七〇 五〇・一四 六四・四四

〔備考〕—「昭和十二年度文部統計要覽」に據る。

學校卒業生初任給 昭和十三年度に於ける學校卒業生は次

の如く學歷別に差異のあるのは勿論であるが、技術者と事務

者との差異が本年に於ては殊に甚だしい。之を累年的にみれ

對實支出の關係に於て勤勞收入九三圓九一錢は實支出八九圓一七錢に對し四圓七四錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合五〇・五％）を示すが、之に勤勞外收入を加へた實收入一〇二圓九二錢を實支出と對比すれば一三圓七五錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一三・三六％）となる。

三、實支出 給料生活者の一箇月平均實支出は八九圓一七錢であつて實収入の八六・六四％に該る。實支出中食物費は三一圓九六錢（實支出の三五・八四％）、住居費は一五圓二七錢（二七・一二％）、光熱費は四圓七五錢（五・三三％）、被服費は一〇圓一一錢（一一・三四％）であつて、其の他の諸費は二七圓〇八錢（三〇・三七％）である。

次に五大費中飲食物費、住居費、被服費及其の他の諸費の四者に付き夫々其の支出の内譯をみるに、飲食物費では副食物費の一圓六八錢（實支出の一三・一〇％）最も多く、米麥費の一〇圓八一錢（二・一二％）、嗜好品費の六圓三二錢（七・〇九％）之に亞ぎ、出前・外出先の食費は三圓一五錢（三・五三％）である。住居費では家賃一二圓二二錢（一三・七〇％）その大部分を占め、被服費では衣服費七圓二七錢（八・一五％）、身の廻り品費は二圓八四錢（三・一九％）である。其の他の諸費では文化費一三圓一三錢（一四・七三％）、社會生活費一圓八八錢（一三・三二％）、其の他二圓〇七錢（二・三二％）である。

四、總收入及總支出

給料生活者の一世帯一箇月平均總収入は一七七圓四一錢であつて

内實収入は一〇二圓九二錢（總収入の五八・〇一％）實収入以外の収入は七四圓四九錢（四一・九九％）である。實収入以外の収入中前月よりの繰越の四五圓一三錢（二五・四三％）最も多く、掛買の一四圓九七錢（八・四四％）、貯金引出の一圓七三錢（六・六一％）之に亞ぎ、遙かに下つて負債は一圓〇九錢、貸金受入は五三錢、無盡取金は四二錢、保険金は二八錢の順序であつて其の他は三四錢である。

一世帯一箇月の平均總支出は總収入と同額の二七七圓四一錢であつて、内實支出は八九圓一七錢（總支出の五〇・二六％）實支出以外の支出は八八圓二四錢（四九・七四％）である。實支出以外の支出中翌月への繰越の四五圓四四錢（二五・六一％）最も多く、貯金の一八圓一九錢（一〇・二五％）、掛買拂の一五圓一九錢（八・五六％）之に亞ぎ、遙に降つて保険料に四圓七三錢（二・六七％）、貸金に一圓四二錢、負債返還に一圓一六錢、無盡掛金に八二錢、質受金に一錢、其の他に一圓二十八錢を示してゐる。

次に總収入對總支出の關係を考察するに、實収入の實支出に對する剩餘額一三圓七五錢（實収入の一三・三六％）は實支出以外の支出に振り向けられるのであるが、此の金額はやがて實支出以外の支出の實収入以外の収入に對する超過額に外ならないものであつて、今其の超過額の實收支以外の收支各項目への配分状況を見れば、貯金に六圓四六錢、保険に四圓四六錢、貸金に八九錢、無盡に四〇錢の夫々支出超過（實支出以外の支出各項目の之に對應する實収入以外の収入各項目に對する超過）を示し、其の金額一二圓二〇錢（實

収入の一・八五%)がやがて財産の新貯蓄部分となり、爾余の一圓五五錢は、繰越に三一錢、掛買に二二錢、負債に七錢、質に一錢、其の他に九四錢の夫々支出超過を示してゐる。(なほ詳細の數字については統計表を参照されたい)

第二章 商業使用人状態

商業使用人数 商業使用人の概念は明瞭ではないが、昭和五年國勢調査によつて職業別(大分類)商業に於ける「使用人」數をみるに二、二八二、五五六で、この中男子は一、二九九、八三一、女子は九八二、七二五を占め、その割合は五六・九%、四三・一%となつてゐる。又同じく産業別(大分類)商業をみれば「勞務者」數は二、五八八、一四四でありこれに「職員」數四七八、一一三を加へれば、合計三、〇六八、二五七となる(第一篇第一章参照)。尙、最近の消長は不明であるが、假りに内務省社會局が「商店法適用商店及従業員數調」において用ひた後述の如き方法に従つて、昭和十年に於ける産業別商業の「勞務者」及び「職員」の推定數(千位未滿四捨五入)を求めれば、夫々二、七七〇、〇〇〇、五二二〇〇〇、合計三、二八二、〇〇〇となる。

ところで内務省社會局の立案した商店法案要綱によれば、物品販賣業と理髮業及理容業が同法の適用を受けるのである

が、社會局ではこれ等産業の従業員數を明かにする必要を以て前述の「商店法適用商店及従業員數調」(推定)を發表した。これは備考に註記せられてあるやうに、昭和五年國勢調査を基礎として昭和十年の従業員數を推定したものであり、前述の商業使用人数の推定はこの方法を利用したもの以外ならない。この調査は元より商業使用人数を全部包括するものではないが、その大部分(七六%)を含むものであり、且つ全國と市都とに分たれてゐることは有益な参考資料となるであらう。いまこれを掲記すれば次の如くである。

業 主	使 用 人		計	總 計
	男	女		
物品販賣業	全 國 一、四八三、〇〇〇	一、五〇五、〇〇〇	三、〇〇八、〇〇〇	三、四九八、〇〇〇
	内 市 部 八五三、〇〇〇	一、二五三、〇〇〇	二、一〇六、〇〇〇	二、二八二、〇〇〇
理髮業	全 國 一四、〇〇〇	一五、〇〇〇	二九、〇〇〇	三三、〇〇〇
	内 市 部 七九、〇〇〇	三七、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一四五、〇〇〇

〔備考〕一、本表は最近に於ける該當調査なきを以て昭和五年國勢調査を基礎として推定に作成せるものなり、即ち全國の部「業主、使用人(男女)」に付ては昭和十年國勢調査帝國內地人口の昭和五年國勢調査帝國內地人口に對する比率一〇・七割を、市部「業主、使用人(男女)」は昭和十年國勢調査帝國內地市部人口の昭和五年國勢調査帝國內地市部人口に對する比率一四・六割を夫々昭和五年國勢調査に基く該當數に乗じて得たる數を千

位未滿は四捨五入に依り算出せり、使用人計は使用人男女の數を加算し、總計は業主及使用人計の數を加算したり。

二、右は社會局の備考であるが、これになほ若干の説明を加へれば、物品販賣業、理髮業及理容業はいづれも國勢調査の産業分類によるもので、使用人とは同じく國勢調査の「勞務者」及び「職員」を總稱せるものである。右社會局の調査は「勞働時報」第十四卷第五號所載のものに據る。

なほ右調査には次の如き「參考表」がついてゐる。

昭和五年國勢調査

	業主		使用人		總計
	男	女	男	女	
物品販賣業	全國 一、三六五、二〇六一	四〇六、四三九	四七七、七七一	八八四、二六三	二、六九、四三二
	内市部 五八三、九〇三	七八、八三四	一三一、四三九	九一〇、二七三	四九四、一七六
理髮業	全國 一、二六、〇七三	五四、六〇一	四三、七三三	九七、三三四	二二三、三三七
	内市部 五四、一七三	二五、三八九	一九、九四六	四五、三三五	九九、五〇八
理容業	帝國内地人口 六四、四五〇、〇五八				
	内市部 一五、四四四、三〇〇				
卸賣商	五〇一	一〇〇一	二〇〇一	三〇〇一	四〇〇一
百貨店	一〇〇人	一九九人	二九九人	三九九人	四九九人
小賣商	一四五	五三	一六	二	五
其他	三三	二四	二〇	一一	四
總計	二二	八七	三九	一四	九

昭和十年國勢調査

帝國内地人口	六九、二五四、一四八人
内市部	三、五九、二二三

〔備考〕—(一) 理髮業主及理容業主とは理髮師、髮結、美容師にして雇主又は單獨にして業務を営む者を謂ふものとす。

(二) 昭和五年國勢調査に於て失業者とは使用人の地位にあるものなるを以て之(物品販賣業二六、七二五人理髮業及理容業九〇六人)を各使用人の内より控除せり

(三) 理髮業及理容業の市部に於ける數字は總計のみ存するに止まるを以て、本表に於ける業主及使用人(男、女)數は其の總計を全國の部に於ける各該當數字の割合にて按分し算出せり。

更に内務省社會局の右商店法案要綱作成に伴ふ「五十人以上を使用する大商店に關する調」を掲記すれば次の如くである。元よりその數字は大商店に限られたものであるが、商業使用人の規模別配置を窺ふ好資料たるを失はない。(前掲「勞働時報」に據る)。

(一) 五十人以上を使用する大商店の規模別店舗數調

	五〇〇—	六〇〇—	一、〇〇〇—	一、五〇〇—	二、〇〇〇—	三、〇〇〇—	計
帝國内地人口	五〇〇—	六〇〇—	一、〇〇〇—	一、五〇〇—	二、〇〇〇—	三、〇〇〇—	
内市部	五九九人	九九九人	一、四九九人	一、九九九人	二、九九九人	以上	
卸賣商	—	—	—	—	—	—	三三
百貨店	—	—	—	—	—	—	一三三
小賣商	—	—	—	—	—	—	五〇
總計	九	五	九	六	五	一	三九五

年齢	住込給料 年度	通勤給料 年度	合計
一〇人未満	九〇(七・四)%	一四七(六・〇)%	二四七(一〇〇・〇)%
一〇人—一九人	六二(七・四)	九八(六・二)	一六〇(一〇〇・〇)
二〇人—二九人	三二(七・九)	三三(七・二)	六五(一〇〇・〇)
三〇人—四九人	六(二四・〇)	一九(七六・〇)	二五(一〇〇・〇)
五〇人以上	五(二九・四)	二(六四・七)	七(一〇〇・〇)

(二) 雇傭期間

雇傭期間については次表に示す如く、年齢を以て答へたるものは二十一歳、年限を以て答へたるものは十年が壓倒的に多い。即ち雇傭期間は五年、十年が最も多くしてその中間のものは殆んどなく、十五年以上は全然ない。然し乍ら雇傭期間として殆んど無意義な(民法六百二十七條第一項参照)十年以上のものが(二十七歳以上のものを含む)五三・七%(八七店)を占むるが如きはそれら長期のものが別家年限に近きことを示すものであらう。

年齢	年期奉公の期間	
	A 年齢を以て答へたるもの	B 年限を以て答へたるもの
二十一歳迄	六〇(六・二)%	五年間 六(八・六)%
二十二歳迄	四(四・五)	六年間 三(四・〇)
二十三歳迄	—	七年間 —
二十四歳迄	—	八年間 —
二十五歳迄	三(二・三)	九年間 —
二十六歳迄	—	十年間 四(五・八)

年齢	合計	合計
二十七歳迄	三(三・四)	十一年間 一(一・三)
二十八歳迄	九(一〇・三)	十二年間 二(二四・九)
二十九歳迄	五(五・七)	十三年間 五(六・八)
三十歳迄	五(五・七)	十五年間 六(八・二)
合計	八(一〇〇・〇)	七四(一〇〇・〇)

右の如き年期制度に於ける雇傭期間が別家年限に近きものの相當あることは直ちに住込給料制度に於ける住込期限(別家年限)を考察する必要が生ずる。即ち事實上別家金を有することにより住込期間(別家年限)は年限と同様の効果を有するのである。いまこれを回答の形式で分類すれば、妻帯迄と記したるもの九二(三四・九%)、年齢を以て示したるもの九三(三五・二%)、年限を以て示したるもの七九(二九・九%)であり、うち年齢又は年限を以て示したるものをみれば次の如くである。

年齢	給料制度に於ける住込期間	
	A 年齢を以て答へたるもの	B 年限を以て答へたるもの
二十一歳迄	一四(一五・一)%	五年間 四(五・〇)%
二十二歳迄	—	六年間 三(二・五)
二十三歳迄	—	七年間 七(八・九)
二十四歳迄	—	八年間 —
二十五歳迄	一六(一七・二)	十年間 三九(四九・四)

二十六歳迄	二(二・八)	十一年間	一(一・三)
二十七歳迄	一三(一四・〇)	十二年間	九(二・四)
二十八歳迄	二六(二六・〇)	十三年間	一(一・三・九)
二十九歳迄	七(七・五)	十四年間	一(一・三)
三十歳迄	六(六・四)	十五年間	五(六・三)
合計	九三(一〇〇・〇)	合計	七九(一〇〇・〇)

右の如く、年齢に於いては二十八歳が最も多く、年限に於いては十年が殆んど半を占め大體に於いて年期制度に於ける雇傭期間と一致する。更にこれら年齢又は年限は妻帯年齢に一致するものであるから別家なる制度を重視せざる商店においても獨身中は住込ましめるのを普通とすると云ひ得る。

(三) 賃銀及報酬

商業使用人に支拂はるべき報酬の種類としては貨幣賃銀、實物賃銀及教育の三者がある。而して實際には通勤制度は極めて少いのであるから、原則として賄つきとなり實物賃銀が支拂はれることとなる。勿論、全賃銀を通貨を以て支拂ひ、改めて實物給與の額を差引くといふ方法も可成り多数行はれてゐる。更に物品給與(仕着)としての實物賃銀がある。之は現在に於て尙多數を占め通勤制度に於いても尙三分の一を占める。

物品給與あるもの	一三四(八七・六)	二期制度	住込給料制度	通勤制度	合計
物品給與なきもの	一九(二・四)	七六(七三・〇)	六(六・七)	一〇二(三三・八)	
合計	一五三(一〇〇・〇)	二二(一〇〇・〇)	九(一〇〇・〇)	四三(一〇〇・〇)	

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人状態

商業使用人の貨幣賃銀については極めて複雑な様相を呈してゐるが、先づ基本的賃銀として定期的給付の支拂方法を分類すれば次の如く如何なる制度にても月給又は月手當が多く日給制度は通勤制度に於て三分の一を占めるにすぎない。

日給	一(〇・七)	五(一・〇)	三(三・三)	九(二・一)
月給(又は月手當)	二三(九・七)	二六(九・四)	六(六・七)	四三(九・六)
年給	三(二・三)	一(〇・四)	—	四(一・〇)
年給を以て定めたもの	三(一・四)	一(〇・四)	—	三(〇・七)
合計	一三(一〇〇・〇)	二七(一〇〇・〇)	九(一〇〇・〇)	四三(一〇〇・〇)

次に月給又は月手當について先づ第一にそれ等の初任給についてみるに、その支拂方法は或ひは公休日毎に若干圓づゝ渡し又は一定額の給料の外毎月小遣として一定額を月一度又は二、三度(公休等)に渡す等種々あり、更に給料中の一部を天引積立し又は少額の給料の外に積金若干圓等を定むる等、かなり多様な方法によつて支拂はれてゐる。

小店員の初任給調(賄付)

物品(仕着)を給與するもの	〇	圓	三(二・六)	—
物品(仕着)を給與せざるもの	二圓未滿	—	二(九・三)	—
合計	—	—	—	—

二一三圓	四(三・一)	二五(一三・五)	三(一・七)	五(七・一)
四一五圓	三(三・九)	九(四・九)	二(六・七)	二(三〇・〇)
六一七圓	九(七・八)	二七(一四・五)	三(一七・六)	一四(二〇・〇)
八一九圓	四(三・五)	一四(七・五)	—	六(八・五)
一〇一二圓	三(二・六)	三三(一三・四)	—	二〇(二八・六)
一三一五圓	一(〇・九)	六(三・二)	—	四(五・八)
合 計	二五(一〇〇・〇)	一六(一〇〇・〇)	一七(一〇〇・〇)	七〇(一〇〇・〇)

〔備考〕一、二、三圓、三圓―五圓等は低額に加算、端額は切捨。

次に通勤給料制度にあつては例數尠く、物品を給與するものにては一八圓一、二〇圓一、二〇圓一を數へ、給與せざるものにては一七圓一、一八圓一、二〇圓一、二五圓一を數へる。日給制度及年給、年期間給もその例尠く、僅に日給についてみるに、物品を給與するものにあつては年給制度五〇錢一、住込給料制度は五〇錢―六〇錢二、七〇錢―八〇錢二、通勤給料制度は六五錢一を數へ、物品の給與なきものにては住込給料制度が七〇錢一、通勤の場合六五錢二を數へる。次に月給制度に於ける昇給についてみるに、昇給せざるものは年給制度八(八・七%)、住込給料制度二(一・三%)を數へ通勤制度の場合は皆無である。昇給金額についてみると、一ヶ年の昇給額が年々相等しきものと年齢によつて異なるものとの二種に分れる。

均 等	五(六・〇)	六(四・五)	五(七・四)	一三(一三・三)
不均(主として遞増するもの)	二七(三三・三)	八(五・五)	二(二・六)	二五(四七・八)
年期制度	三二(六六・〇)	一四(四・五)	—	四六(七〇・五)
住込給料制度	—	—	—	—
通勤給料制度	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

合 計 七〇(一〇〇・〇) 一六(一〇〇・〇) 一七(一〇〇・〇) 七〇(一〇〇・〇)

次に昇給額の年々相等しきものに就いて一ヶ年の昇給額をみるに年給制度は一圓乃至二圓(三九・七五・一%)、住込給料制度は二圓(三一・四四・九%)、通勤給料制度は二圓乃至三圓(四・八〇%)が最も多い。更に昇給額の年齢によつて異なるものをみると、満二十歳に至るまでの平均一ヶ年昇給額は年給制度に於ては一圓五〇錢、住込給料制度にては二圓五〇錢が最も多數で殆ぼ同様の傾向がみられる。更にかくの如き場合に於ける高低の開きは何れの制度に於ても一圓が最も多く二圓がこれに亞ぎ甚だしき開きはみられぬが、たゞ年給制度は最大三圓に止るに反し、住込給料制度に於ては五圓五〇錢までの開きがある點に注目すべきであらう。

これら各種の昇給方法に於ける金額を總て總平均し一ヶ年昇給額を示せば年給制度にあつては三圓迄が八四(九三・五%)と殆んど全てを占むるに反し、住込給料制度は二圓より四圓五十錢迄が一六(七三・三%)を占める。最後にこれら一ヶ年の昇給額を初任給と比較對照してみれば次の如く、年給制度をとるものゝ内初任給の低きもの(二圓以下)は昇給額も極めて低く(一圓が最多)年給制度の原始的な特徴を残してゐるが、その他のものは年給制度にても住込制度にても初任給の高低に拘らず、昇給額は二圓が最低である(給料制度に於ける初任給五圓のものを除きて)。

(四) 實物賃銀

年給制度並びに住込給料制度に於いては賄に關する限りに於いて實物賃銀を有するがそれ以外に物品給與(仕着)があり、これを給

するものは前者に於いて八七・六％に對して後者に於いて七三％を占め、更にその見積り額に於いても貨幣賃銀に對して決して少からざる作用を及ぼしてゐる。又その種類に於ても作業衣又は盆暮の仕着程度より日常の被服一切に及ぶものあり、又履物、石鹼、手拭其の他理髪入浴等の物質給與をなすものあり、従つて給與の品名回數は種々雑多である。尙一般に物品給與をなす時期は何れも滿二十歳以下に限られてゐる。

物品給與は又年齢により甚だしく差異を有するものと然らざるものがあるが、之をその總平均においてみれば年期制度に於いては二十圓以上四十圓未滿が多く、住込給料制度に於いては十圓以上二十圓未滿が最も多い。

一ヶ年物品給與見積額（滿二十歳迄）

金額	年期制度 %	住込給料制度 %	通勤給料制度 %	合計 %
一〇圓未滿	三(二・八)	六(四・五)	二(四〇・三)	一〇(四・八)
一〇—一九圓	九(二・七)	三(二六・九)	一(二〇・〇)	四(二・九)
二〇—二九圓	一八(三・四)	二七(二〇・一)	一(二〇・〇)	四(二・九)
三〇—三九圓	一八(二五・四)	二五(一八・六)	一(二〇・〇)	四(二〇・九)
四〇—四九圓	四(五・六)	一(一四・三)	—	二(一〇・九)
五〇—五九圓	一〇(一四・一)	七(五・三)	—	一七(八・一)
六〇—六九圓	二(二・〇)	四(三・〇)	—	六(二・九)
七〇—七九圓	二(二・〇)	四(三・〇)	—	六(二・九)
八〇—八九圓	二(二・〇)	二(一・五)	—	四(一・九)
九〇圓	—	四(三・〇)	—	四(一・九)

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人状態

一〇〇圓以上 四(五・六) 一 一 四(一・九)
 合 計 七(二〇・〇) 一三(一〇〇・〇) 五(一〇〇・〇) 二〇(一〇〇・〇)
 次に貨幣賃銀と實物賃銀との比、即ち滿二十歳に至る間の月給又は月手當の平均年額を一〇〇とした場合物品給與の平均年額は何程となるかをみるに住込制度に於ては二〇以下が過半数を占むるに對し年期制度に於ては之に相當するものは約四分の一に過ぎない。又一〇〇以上のもの即ち物品給與の方が月給より多いものが前者にあつては僅に一％を有するに對し後者に於ては實に一四％を占める。かくの如く年期制度に於ける物品給與はその定期的給付に對し大なる役割を演ずるのであつて兩制度の差異は可成り明確とされる。

月給又は月手當平均年額（至滿二十歳）及物品

給與見積價格平均年額對比表

月給又は月手當平均年額を一〇〇とした物品給與平均年額	年期制度 %	住込給料制度 %
一〇 以下	三(六・一)	三(三・九)
一一—二〇	一〇(二〇・四)	二(二・三)
二一—三〇	九(一八・四)	一(一・九)
三一—四〇	四(八・二)	一(一・五)
四一—五〇	五(一〇・二)	四(四・三)
五一—六〇	三(六・一)	一(一・一)
六一—七〇	一(二・〇)	二(二・二)
七一—八〇	一(二・〇)	—
八一—九〇	三(六・一)	三(三・二)

(五) 勤務時間

九一—一〇〇	三(六・二)	一(一・二)					
一〇一—二〇〇	六(二・三)	一(一・二)					
二〇〇以上	一(二・〇)	—					
合計	四九(一〇〇・〇)	九三(二〇〇・〇)					

店員一日の勤務時間については商店法に規定されるところであるが、年齢に於て適用範囲外のものが多い。之について使用店員數別にみるに次の如くである。

七時間以内	五一・九人	一〇一・一四人	一五一一・九人	二〇一・二九人	三〇一・四九人	五〇人以上	計
	二(一・六)%	一(一・二)%	二(四・三)%	—	一(一・五)%	—	五(一・四)%
八時間	二(九・六)	七(七・三)	六(三・〇)	六(一五・〇)	二(八・七)	二(一一・〇)	三(一〇・一)
九時間	一(二・二)	一(三・五)	五(一〇・六)	二(五・三)	六(二六・一)	四(二三・五)	四(一二・七)
十時間	五(四三・三)	三(四〇・六)	二(四・七)	一(四・六)	五(二・七)	八(四七・一)	一(四一・〇)
十一時間	六(四・〇)	三(三・五)	三(六・四)	九(二三・七)	二(八・七)	三(一七・六)	三(一〇・一)
十二時間	二(二六・八)	三(三・五)	六(二・八)	四(一〇・五)	五(二・七)	—	四(一三・九)
十三時間	六(四・〇)	八(八・三)	三(六・四)	二(五・三)	三(二・一)	—	二(六・四)
十四時間	四(三・三)	二(二・一)	一(二・二)	—	—	—	七(二・〇)
十五時間以上	六(四・〇)	二(二・一)	—	一(二・六)	—	—	九(二・六)
合計	三五(一〇〇・〇)	九五(一〇〇・〇)	四七(一〇〇・〇)	三(一〇〇・〇)	一四(一〇〇・〇)	—	三三(一〇〇・〇)

〔備考〕十、十一時間又は十三、四時間はその長きものに計算。
 即ち五人以上使用商店に於ては凡てを通じて最も多いのは十時間であつて八時間より十三時間迄に殆んど全てが包含されてゐる。而して使用店員數別にみてもその大小によつては甚だしい差異はみられない。むしろ勤務時間の長短はその販賣形態(卸、小賣)が決定するものと思はれる。次表をみよ。

七時間以上	五(一・〇)%	一(〇・七)%	六(一・四)%				
	卸賣	小賣を主とするもの	計				
十五時間以上	—	—	—				
十四時間	—	—	—				
十三時間	—	—	—				
十二時間	—	—	—				
十一時間	—	—	—				
十時間	—	—	—				
九時間	—	—	—				
八時間	—	—	—				

合 計 二五三(100.0) 一五三(100.0) 四三三(100.0)

即ち右の如く卸賣專業にあつては十二時間以上が一九・四%に對し小賣業(卸小賣を含む)にあつてはそれが三八・一%にも及ぶのである。

(六) 休日の狀況

公休日についても勤務時間と同様一定の規定を有するか、更に組合の規定により一定されてゐるものもある。之を使用店員數別にみれば次の如く多人數使用商店の方が若干休日が多い。

一 日	二(九・八)	三(九・〇)	一(六・三)	二六(八・二)
一日及大祝祭日又は二、三日	六(五・四)	三(二・二)	三(五・二)	一(三・三)
二 日	六四(五七・一)	六八(五〇・八)	二三(一九・七)	二(二・五)
二日及大祝祭日又は二、三日	一六(一四・三)	二四(一七・九)	一五(一二・九)	二(二・五)
三日以上	四(三・六)	一六(一二・九)	五(八・六)	三〇(九・四)
日曜祝祭日	二(九・八)	二(八・三)	一〇(七・三)	六(七・五)
合 計	二二(二〇・〇)	二四(二〇・〇)	五八(五〇・〇)	一六(一〇・〇)

尙之を販賣形態によつてみるに卸賣にあつては二日以内のもの五・一%、小賣業(卸小賣)にあつては大部分即ち八四・五%を占める。之等の休日の外に夏季並に年末年始に一定の休暇を與ふるもの其他隨時歸省せしむるもの等相當あり、又業務の閑暇時を利用して休暇を與ふるものも相當數に上る。

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態

第三章 職業婦人狀態

第一節 職業婦人數

職業婦人なる言葉は色々な意味に解せられ、最も廣義に於ては報酬を得ることを目的として一定の契約關係の下に一定の勞務を提供する一切の有業婦人の總稱であるとされてゐる而してかゝる意味に於ける職業婦人は其の業務の性質及び雇傭關係を基準として大體次の四種類に大別できやう。即ち、(一)女工、女車掌、女子自由勞働者等肉體的勞働に従事する純粹の女子勞働者であり(二)女教員、保姆、女事務員、タイピスト、女店員、電話交換手、看護婦等或る程度の智能的乃至技術的職務に携る所謂女子俸給生活者であり(三)女醫、女藥劑師、産婆、女優、各種女藝術家、遊藝師匠、髮結、美容師其他自由業に携るもの、及び(四)ダンサー、女給藝妓、娼妓、仲居等の接客業に従事する職業婦人である。

併しこゝでは(一)は第一篇に譲り(但しこの分類中に屬すると見做される家事使用人——女中等は除外)、又(四)はこれを本章の附録として、後記することゝして本章に於ては職業婦人を(二)及び(三)の意味に即ち狹義に解しつゝその數をみることにしよう。

昭和五年國勢調査によれば、右の(二)及び(三)の意味の職業婦人を含むと考へられる商業、公務自由業及び(一)の中の家事使用人(以上職業大分類)に於ける女子有業者數は次の如くである。

職業	女子有業職業別女子 者を百と有業者總數 する男子を百とする 有業者數場合		雇主	單獨	使用人
	總數	有業者數			
商業	一、四六四、一九五	(二〇五・八)	一三六、二四三	三五五、三三八	九八二、七三五
公務	三〇三、三四八	(四八〇・三)	—	四、七三三	五八、三九〇
自由業	—	—	—	—	二九、一八六
家事使用人	六九七、二六	(二三・二)	—	—	六九七、二六
計	二、五三三、六五九	—	一三三、〇四四	三六八、一、九六九	一、〇七三、〇七三

「備考」—尙參考迄に右國勢調査によつて我國女子有業者數の總數をみるに、一〇、五八九、四〇三に上り、その中「雇主」は三五四、七九二、「單獨」は八三六、八六九、「使用人」は九、三九七、七四二となつてゐる。

昭和五年以降職業婦人數は急速に増大しつゝあることは明らかであるが、その數は遺憾乍ら不明であるといふ外はない。従つてこゝでは僅かに左の二三の職業に就いてその數の増大を窺ふに止める外はない。

昭和五年	醫・藥劑師	産婆・看護婦	學校教員・保姆	女髮結
三、五三九	一八、七三四	一〇一、〇一八	六二、五三五	—
(二、〇四一)	(一三三、二〇三)	(一〇一、八七七)	—	—

同 六年	三、九八六	一五四、一五三	九九、六三一	六〇、五七三
同 七年	四、七七〇	一六三、二八四	一〇三、〇三四	五七、七六四
同 八年	五、六七〇	一七二、七五四	一〇四、一三六	五五、〇九五
同 九年	六、七三〇	一八〇、四八六	一〇八、〇三六	五三、三三四
同 十年	七、八七四	一八五、八三三	一一〇、八七五	五一、一五四
同 十一年	九、一三三	二〇一、〇五五	一二九、五四七	四八、二八三
同 十二年	—	—	—	四五、九三〇

「備考」—前二者は厚生省衛生局「衛生局年報」學校教員、保姆は文部省「文部統計摘要」女髮結は「警察統計報告」に據る。なほ括弧内は昭和五年國勢調査に據るもの。

第二節 生活状態

厚生省職業部「昭和十三年年度知識階級就職に關する資料」に依つて昭和十三年三月卒業生の同年五末日現在の就職狀況をみるに次の如くである。即ち職業別にみれば事務員の五、四八四人(六二・五%)最も多く、之に次いで商店員の一、〇〇〇人(一一・四%)小學校教員の七五六人(八・六%)であり、この三者を除けば他のものは極めて僅かである。従つて高等女學校卒業生の大部分は知能的職業に従事してゐるものであると云ひ得る。更に就職者の給料に就いてみるにその就職先が多種多様であり、又従つて給料も雑多な様相を呈してゐる。其の最高は小學校教員及保姆の三八圓であり、事務

員の三六圓、商店員の三三圓が之に次いで居る。尙之を昨年度と比較するに一般的に極めて僅少乍ら上昇傾向がみられるが、商店員、社會事業従事員其他二三のものにあつては却つて低下を示してゐることが注目される。

	就職者數	給料		
		最高額	最低額	普通
事務員	五、四八四	六圓	六圓	三圓
商店員	一、〇〇〇	三圓	八圓	七圓
外 交 員	三	一	一	一
社會事業従事員	六五	二	一五	七
タイピスト	二六	三〇	一七	四
電話交換手	三〇六	二五	六	三
看護婦	二九	三三	三	八
製 圖 手	四三	三〇	二三	三〇
車 掌	七	一五	一五	一五
食 堂 給 仕	四	二七	一〇	二
女 工	九二	二	八	八
小 學 校 教 員	七五六	三六	二六	三〇
官 公 署 給 仕	一四〇	二五	九	二五
保 姆	一一五	三六	五	三〇
家 事 見 習	四〇三	二〇	三	三
製 劑 手	五	二四	二	三

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人状態

職業	計	八、七七七	一	一	一
學 校 助 手	八	二〇	一五	一五	一五
ガイドガール	三	一八	一八	一八	一八
エレベーターガール	七	三〇	三〇	三〇	三〇
劇 場 従 業 員	一	一	一	一	一

〔備考〕—全國高等女學校中五七六校の回答を集計したもの、其の卒業生總數六三、八四五人の中就職希望者數一二、七〇五人（卒業生總數の一九・九%）であり中就職決定者八、七七七人で就職希望者數に對するその比率は六九・一%である。

附 女給・藝娼妓酌婦

女給數 カフェー、バー及カフェー、バー女給數次の如し。

〔第十三回警察統計報告〕に據る。以下同斷

年次	カフェー・バー數	女給數
昭和五年未	二七、五三三	六六、八四〇
同 六年未	二七、〇四一	七七、三六一
同 七年未	三〇、五九八	八九、五四九
同 八年未	三五、三〇〇	九九、三二二
同 九年未	三七、〇五六	一〇七、四七八
同 十年未	三六、二〇三	一〇九、三三五
同 十一年未	三四、九七一	一一一、七〇〇
同 十二年未	三三、八一三	一一一、二八四

藝妓數 藝妓數及藝妓置屋數左の如し。

昭和五年末	藝妓置屋數	藝妓數
同 六年末	二、五三〇	八〇、〇七五
同 七年末	二、三四三	七七、三五二
同 八年末	二、〇四〇	七四、九九九
同 九年末	二〇、九四九	七四、二〇〇
同 十年末	二一、一九七	七二、五三八
同 十一年末	二一、六二二	七四、八五五
同 十二年末	三三、〇五二	七八、六九九
	三三、五四一	七九、八六八

〔備考〕—昭和五年國勢調査によれば同年十月一日現在藝妓數は七六、六三九である。

娼妓數 娼妓、貸座敷營業者及遊客數左の如し。

昭和五年末	貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數
同 六年末	一〇、八六一	五三、一七七	三三、八二七、七三〇
同 七年末	一〇、七九七	四三、〇六四	三三、三九三、八七〇
同 八年末	一〇、五〇〇	五一、五五七	三三、七三六、三四一
同 九年末	一〇、二八一	四九、三〇二	二四、九二二、五〇四
同 十年末	九、七三六	四五、七〇五	二五、八三八、七七六
同 十一年末	九、五三六	四五、八三七	二七、二七八、一〇六
同 十二年末	九、三三八	四七、〇七八	二八、〇六三、四五二
		四七、二二七	三〇、八一八、九八一

〔備考〕—昭和五年國勢調査によれば同年十月一日現在娼妓數は四

八、八三九である。

酌婦數

昭和五年末	同 六年末	同 七年末	同 八年末	同 九年末	同 十年末
七五、五三五	八一、〇一九	八五、九五二	八五、五九〇	八五、二二二	八三、六三二
同 十一年末	同 十二年末				
八五、六八五	八五、六九九				

第四篇 農・林・漁業労働状態

第一章 農民状態

第一節 農家の配置

農家戸数 「第十四次農林省統計表」(昭和十二年末現在—以下同断)によつて農家戸数をみるに次の如くである。

農家總戸数 五、五七四、八七九 戸 (總戸数の四三・二四) 三、五六〇(〇・四)減
前年に比し

〔備考〕—農林省「昭和十三年九月一日現在全國農家一齊調査」によれば農家總戸数は五、四四〇、九九八戸で、一三三、八八一戸即ち二・四%の減少を示してゐる。これは農家戸数が現實にこれだけ減少したことを意味するものではなく、右の調査が農家の概念を嚴密に規定し、養蠶農家でも桑及び一般農作物を耕作しないもの、牧畜業者でも飼料作物及び一般農作物を耕作しないもの等に對して除外規定を勵行したからである。併し農家戸数が漸減の傾向にあることは依然として否み難い。

最近十ヶ年間の趨勢をみるに農家戸数の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向にあり、絶對數に於ても昭和八年以降漸減を續けてゐる。更に之を地方別にみれば沖繩の七八%最も

高く東山區の六五%之に次ぎ、近畿區の二三%が最も低い。次にこれを專業兼業別にみれば左の如くである。

專業 四、一八〇、六七三 戸 (四・九%) 増
兼業 一、三五四、二〇七 (二五・〇%) 二六、八三三 (二・九)減
前年に比し

〔備考〕—前掲「全國農家一齊調査」によれば、專業農家二、四八〇、四七四戸(四五・七%)、兼業農家二、九五六、五二四戸(五四・三)であつて、右表に於ける兩者の關係はこゝでは逆になつてゐる。これは右調査が專業及び兼業農家を極めて嚴密に規定したに反し、—即ち專業農家とは農業のみを營む世帯のこととて、世帯員の誰かゞ農業を營んで居り、而も農業以外の業に従事するものがその世帯員の中には一人も居らない様な世帯を指し、兼業農家とは農業と他の業を兼ね營む世帯のこととて、詳しく言へば、世帯員の一人が農業の傍ら商業を營むといふ風に、同一人が農業と他の業とを兼ねてゐるものも、又、世帯員の二人以上が各別個の業に従事する場合をも含むものであつて、その際兩者の中の何れか主であり、又は従であるかを問はない。この場合收穫物の加工等の如き農業に附隨して當然行はれるものは兼業とは見做さない。—從來の統計が專業、兼業の區別を極めて曖昧にし專業の中には農業を主とする兼業農家をも含めてゐたからである。

これら兼業農家のうち農業を主とする兼業農家は一、六五四、三七四戸、農業を従とする兼業農家は一、三〇二、一五〇戸で

ある。従つて農業のみによつてか、或は主として農業を営むことによつて生計を維持する世帯は四、一三八、八四八戸、即ち總農家戸数の七六・一％であることを知るのである。

次に兼業農家の兼業種別割合をみるに雇傭労働を兼ねるものが一、二八四、三二六戸、即ち全兼業農家戸数の四三・四％を占

めてゐるといふ事實は注目に値する。而してこれを自小作別にみれば當然考へられるやうに、小作に於いて最も多く自作に於いて最も少ないのであるが、雇傭労働を兼ねるもの一二八萬余戸中一〇四萬余戸が小作農乃至自小作農によつて占められてゐることは特に注目されてよい。

業種	兼業農家總戸數		自作農		自小作農		小作農	
	戸數	%	戸數	%	戸數	%	戸數	%
林業	三三、二八八	七・八	九八、〇五五	一〇・四	一〇一、二五三	八・九	三三、八六〇	三・四
水産業	一八八、四五七	六・四	八三、二〇三	九・二	五九、一四一	五・三	四七、二四〇	五・一
工業	二八三、六五六	九・六	八〇、七二〇	九・〇	一九、三七九	一・〇・六	八三、五五七	九・〇
商業	三九〇、二八八	一三・二	一三九、二九一	一五・五	一三三、五四一	一二・七	一一八、四五六	一二・八
雇傭労働	一、二八四、三二六	四三・四	三三九、六〇八	二六・七	五三九、七五七	四六・八	五二四、九六三	五・六
その他	五七八、六六八	二一・二	二五八、二三三	二六・七	一八九、六六六	一六・八	一三〇、九三〇	一四・一
合計	二、九五六、五三四	一〇〇・〇	八九七、九五八	一〇〇・〇	一、一三一、六六七	一〇〇・〇	九三六、三七九	一〇〇・〇
向兼業の種類を農業を主とする兼業農家と農業を従とする兼業農家とに分類すれば次の如くである。								
	農業を主とする兼業農家	農業を従とする兼業農家	合計		合計			
林業	一八八、一三六	四三、九二一	二三二、〇五七	一、六五四、三七四	一、三〇二、一五〇			
水産業	七三、五三三	一五、九二四	八九、四五七					
工業	一三九、九二八	一四三、七二九	二八三、六五六					
商業	一五七、二四一	二三三、一四六	三九〇、二八八					
雇傭労働	七九八、八七三	四八五、四五四	一、二八四、三二六					
その他	二九七、七六四	二八〇、九〇六	五七八、六六八					

最近十ヶ年に於ける趨勢は「農林省統計表」によれば、大體に於いて專業農家は漸増し兼業農家は漸減の傾向にあるが本統計表にして前述の如く信憑するに足らざるものである以上、この傾向も俄かに事實としては受取り難い。諸種の調査によれば事實は兼業農家が漸増の傾向にあり、而かもその内容に於ては雇傭労働を兼ねるものが増加するといつた趨勢がみられるやうである。

次に農家總戸數を耕地の所有非所有を基準として自小作別

にみれば次の如くである。

自作農	戸 %
自作農	一、七三三、九九七 (三三・一〇)
小作農	一、五〇〇、九九四 (二六・九三)
自作兼小作農	二、三三九、八八八 (四一・九八)

〔備考〕—農林省「農山漁村經濟事情調査」によれば自作農一戸當耕作耕地面積(所有耕地面積)は平均一町二反六畝、自小作農一戸當平均一町二反六畝(所有耕地面積平均六反五畝、借入小作地平均六反一畝の合計)、小作農一戸當(借入小作地面積)平均九反九畝となつてゐる。(昭和七年末乃至八年始頃の全國八一三件の調査結果、「農務時報」百十六號所載)

なほ前掲「全國農家一齊調査」によれば自小作別農家戸數は次の如くである。

自作農	戸 %
自作農	一、六三六、三三七 (二九・九)
自小作農	二、四〇七、七九五 (四〇・二)
小作農	一、四〇六、八四六 (二三・九)

右自小作農の耕作面積中小作地の占める割合は次の如くで、自作地が六割以上を占めるものに對し、小作地が六割以上を占めるものが多く従つて自小作農は一般に小作的色彩の強いことを知り得るのである。

小作地二割未滿	戸 %
小作地二割未滿	三九四、二六六 (一六・四)
二割以上四割未滿	四七七、三九六 (二〇・三)
四割以上六割未滿	五〇七、三四四 (二一・一)

第一部第四篇 農・林・漁業労働状態

六割以上八割未滿	五七、九七七 (三・五)
八割以上	五〇〇、八三三 (二〇・八)

最近十ヶ年間の趨勢をみるに、自作農及び自作兼小作農に於ては大體昭和七年頃迄漸増の傾向が見られたが、以後漸減に轉じその中自作農は本年に至つて稍々増加を示した。之に反し小作農に於ては昭和四年迄漸減し以後増加の傾向にあつたが前年より漸減の傾向に轉じてゐる。

耕作耕地廣狹別農家戸數 農家總戸數を耕作地の廣狹別にみれば次の如く、經營全體の九割に當る部分が二町未滿の土地を耕作して居り、更にその中の四分の三以上即ち六八%が一町にも足りぬ土地を耕作してゐる。即ち我國の農業經營の壓倒的多數は小規模經營若くは零細經營である。(特殊の事情を有する北海道を除けばこの經營の零細性は更に強化される。)

耕作耕地廣狹別農家戸數 (昭和十二年未現在)

五段 未滿	戸 %
五段 未滿	一、八八四、五五五 (三三・八〇)
五段以上一町未滿	一、九〇五、四三五 (三三・二八)
一町以上二町未滿	一、二六三、八二四 (二一・六五)
二町以上三町未滿	三二八、一八二 (五・七一)
三町以上五町未滿	一三三、五三九 (二・二五)
五町以上	七八、三四四 (一・四一)
計	五、五七四、八七九 (一〇〇・〇〇)

〔備考〕―前掲「全國農家一齊調査」によれば次の如くで、五段以上一町未満の農家戸數と一町以上二町未満のそれとが右表と逆になつてゐるのが注目される。

五段 未滿	戸%
五段以上一町未滿	一、八五九、三五(三四・二)
一町以上二町未滿	一、六二四、五五(二九・七)
二町以上三町未滿	一、四六六、一八六(二六・九)
三町以上五町未滿	三〇八、八六六(五・七)
五町以上	一、二七、三九(二・二)
	七四、七七七(一・四)

なほこれを自小作別にみれば次の如くである。

町未滿	一町	二町	三町	四町	五町	以上	總數
自作	四・六	二四・七	二二・六	六・〇	二・五	一・六	一〇〇・〇
小作	五〇・四	二七・五	一五・七	二・八	二・〇	一・六	一〇〇・〇
自小作	一九・八	三四・三	三五・八	七・一	二・〇	一・〇	一〇〇・〇

次に耕作面積の各階級に屬する面積をみるに次の如し。

面積	總面積に對する割合%	總農家戸數に對する割合%
〇・五町未滿	四五三、九七七	八・三
〇・五町―一町	一、一七六、六九三	二二・四
一町―二町	二、〇〇五、三三〇	三六・六
二町―三町	七二八、二六三	一三・三
三町―五町	四三四、九五三	七・九

五町以上	六四、四六三	一・五	一・四
合計	五、四八三、六七〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

最近十ヶ年間に於ける趨勢をみるに、大體に於て一町以上三町未滿のものは漸増の傾向にあるが本年に於ては二町以上三町未滿のものが減少してゐる。一町未滿のもの及び三町以上五町未滿のものは總體に於て減少傾向を示してゐる。

又これを地方別にみると耕作規模二町以上の上のものは東北區一般及び關東區の茨城、栃木、千葉、北陸區の新潟等の東北地方、九州區の熊本、鹿兒島等に多く、これに反し一町以下の耕地耕作農家戸數は近畿、中國區に多い。

所有耕地廣狹別農家戸數 耕地所有者總戸數を所有耕地廣狹別にみれば次の如く、耕地所有者總戸數の略々半ばに達するものは所有耕地五段未滿の土地所有に屬し、これに次の「五段以上一町未滿」の耕地所有者戸數二割五分を併せれば實に七割五分に及び、これに反して所有地「五十町以上」の「大地主」の比率は一厘にも達せず、「十町以上五十町未滿」の比率九厘を加へても未だ一分にもならない。我國に於ける耕地所有者戸數の壓倒的多數は極端なる零細土地所有者である。(特殊の事情を有する北海道を除けば零細土地所有者の傾向は益々強化される)。

所有耕地廣狹別農家戸數(昭和十二年未現在)

五 段 未 滿	二、五〇、二五九 (四九・六〇) 戸 %
五段以上一町未滿	一、三〇四、九二四 (二五・三六)
一町以上三町未滿	九〇九、〇三五 (一七・六八)
三町以上五町未滿	二二九、四三六 (四・二七)
五町以上十町未滿	一〇九、七九九 (二・二三)
十町以上五十町未滿	四五、三三三 (〇・八八)
五十町 以上	三、二五三 (〇・〇六)
計	五、一四一、九六六 (一〇〇・〇〇)

最近十ヶ年間に於ける趨勢をみるに、所有者總數は昭和七年迄漸増の傾向にあつたが以後漸減の傾向に轉じた。尙所有耕地の廣狹別にみれば三町未滿のものは漸増の傾向に在るに反し、三町以上のものは大體に於て漸減の傾向を示しつつあり、本年は三町以上五町未滿を除きて凡て減少した。

更にこれを地方別にみれば、五段未滿の小地主に於ては廣島の一〇三、八一六戸最高にあり、兵庫、新潟、鹿児島、静岡、愛知、岡山の諸地方之に次ぎ、又五十町以上の大地主に於ては北海道の一、四四六戸を便宜上除外すれば、新潟の二二八戸最高にして、其他秋田、山形、宮城、茨城の順位である。

〔備考〕—右耕地所有者總戸數の中には耕作に従事せざる耕地所有者即ち「不耕地主」一、〇六八、〇八三戸(昭和十二年末現在)を含んでゐる。これは所有者總戸數の一六・〇八%に該る。な

ほ之を前年に比較すると、二、三七三戸の減少を示してゐる。(昭和十二年農事統計表)。これら「不耕地主」は農民とその經濟的範疇を異にするものであるからこれを差引かねばならない。併しこれら「不耕地主」が如何なる所有規模に屬してゐるかは明確ではないが大體三町以上の耕地所有者戸數は「不耕地主」であると見做していゝやうである。(農林省「農山漁村經濟事情調査」によれば地主一戸當の所有耕地面積は全國平均四町六段八畝である)さうすれば農民的土地所有はいづれも三町以下となり特に五段未滿の零細的土地所有者がその半ば以上を占めてゐる譯である。

第二節 農家の經營家計

農林省の「農家經濟調査」(昭和十一年度)によつて農家の經營家計を自小作別にみるに左の如くである。なほこれは後述の如く寧ろ標準農家以上の農家であるから總農家戸數の少くとも七割はこれ以下の水準にあることを銘記すべきである。

〔備考〕—右調査は農林省が大正十年以來道府縣農會に委嘱し、農家をして其の收支の實情を記帳せしめ、毎年其の成績を發表し來つたもので、今左に摘記するものはその最も最近、昭和十一年三月一日より昭和十二年二月末日に至る滿一ヶ年間)の成績の概要である。

但し豫め注意すべきは、「調査農家は當該市町村の農家平均一戸當耕作面積の十五割未滿の耕作地(田畑)を耕作する者の中より之を

選定」したものであり、従つて中位的平均的な農家以上の農家が調査客體として選ばれてゐるといふことである。

尙、この調査に於ては、「耕作地の八割以上を有する者は之を自作農とし、其の八割以上を借入れる者は之を小作農とし、其の他のを自小作農」としてゐる。

更に調査農家戸數についてみれば次の如くである。

「昭和十一年度に於て調査を開始せし農家は三四二戸なりしも、記帳中止或は記帳不備等の理由に因り調査不能に陥りたるもの、記帳可良なるも兼業所得相当多額にして而もその兼業が永續的に営まらるゝものと認められ、調査農家としては不適當なるの事由に因り、特殊農家として取扱ひ平均外に置けるもの等ありて」全府縣平均に採用せる農家戸數は自作農八四戸、自小作農一〇三戸、小作農八六戸、計二七三戸（北海道及沖繩を除く）である。

「調査成績は特に附記せざる限り……全府縣平均に採用せる農家の總戸數を以て算出した算術平均である。」「但し三者平均は自作農小作農及自小作農の各平均を更に平均せるものである。」

(イ) 農業用土地面積

農業用土地とは農業經營に使用される年度始現在に於ける一切の土地を謂ふ。同一土地にして農業經營以外に併用される場合はその使用程度に依り按分しその所屬を定めた。

農業用土地の調査農家平均一戸當面積を示せば次の如くである。

耕地以外土地				耕作地				總數							
他	其	野	原	林	山	地	空	畑	田	借	所	借	所	借	所
入	有	數	數	入	有	數	數	入	有	數	數	入	有	數	數
0.03	2.14	2.17	0.31	1.11	4.30	4.30	0.01	1.13	4.08	4.08	1.33	1.33	4.08	4.08	1.33
0.13	0.11	0.04	0.29	0.29	7.18	8.17	0.24	2.99	4.06	4.06	2.51	2.51	4.06	4.06	2.51
0.06	3.08	3.14	1.00	1.00	20.15	21.15	0.11	20.15	21.15	21.15	1.17	1.17	21.15	21.15	1.17
0.06	3.08	3.14	1.00	1.00	20.15	21.15	0.11	20.15	21.15	21.15	1.17	1.17	21.15	21.15	1.17

(口) 世帯員及農業労働

世帯員とは調査者及其家族並同居人であつて年度内に調査者と同じ一経済関係にあつた者(雇人を除く)を謂ふ。従て不在の家族と雖も調査者と同一経済関係に在つた者は之を含み、経済の獨立する者は家族と雖之を含まない。

世帯員数の調査農家平均一戸當實員数を示せば次の如くである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
總數	六・四九	六・四三	六・四九	六・四七
男	三・一〇	三・一七	三・三二	三・一六
女	三・三九	三・二六	三・一六	三・三三
農業従業者數	三・七九	三・七九	三・七六	三・七六
兒童數	二・二六	二・二九	二・四四	二・三〇

〔備考〕—實員數とは世帯員の實數を謂ふ。農業従業者數とは主として農業に従事したる者を凡て一人として數へたる實員數を謂ふ。而して兒童數とは數へ年十四歳以下の實數を謂ふ。

次に調査農家の平均一戸當農業労働時間及び従業日數を示せば次表の如くである。

(農業労働時間とは農家が農業に投下した労働時間であつて、家族労働及雇傭労働の兩者を含むものである。年雇とは一ヶ年以上の長期雇傭の意志を以て期間を定め、又は定めずして雇傭せらるる者を謂ふ。但し實際の雇傭期間が一ヶ年以下の短期に終るも年雇と見做すこととした。手傳人とは世帯員外の者にして勞賃(現物勞賃を

含む)を受けずして労働に従事する者を謂ふ。季節雇とは旬又は月を單位として勞賃を定め雇傭せらるる者、又日雇とは一日を單位として雇傭せらるる者を謂ふ。従業日數は一人一日一時間以上労働せる日を凡て一日と數へたる延日數とした。

總數	家労働				雇傭				手傳人
	全	自作農	自小作農	小作農	全	年	季節	日	
全數	六、三〇・九六	六、四七・五三	五、九五〇・二八	六、三三九・五六	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	一、四一・六二	八・八〇
從業日數	七、四四・八八	七、九四・八六	七、三三・四九	七、七二・六一	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	一、四一・六二	八・八〇
全數	六、〇四六・八五	六、一三〇・七九	五、七九一・四一	五、九八九・六八	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	一、四一・六二	八・八〇
從業日數	七、五六・六八	七、六一・二五	七、二七・〇八	七、四五・〇〇	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	一、四一・六二	八・八〇
全數	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	二、七四・一一	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	一、四一・六二	八・八〇
從業日數	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	二、七四・一一	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	一、四一・六二	八・八〇
全數	三、三六	一、八四・四一	二、七四・一一	三、三六	三、三六	一、八四・四一	二、七四・一一	一、四一・六二	八・八〇
從業日數	三、三六	一、八四・四一	二、七四・一一	三、三六	三、三六	一、八四・四一	二、七四・一一	一、四一・六二	八・八〇
全數	一、八四・四一	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	一、八四・四一	二、七四・一一	三、三六	一、四一・六二	八・八〇
從業日數	一、八四・四一	二、七四・一一	三、三六	一、八四・四一	一、八四・四一	二、七四・一一	三、三六	一、四一・六二	八・八〇
全數	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	八・八〇
從業日數	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	一、四一・六二	八・八〇
全數	一、三三〇	一、四一・六二	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、四一・六二	一、三三〇	一、三三〇	八・八〇
從業日數	一、三三〇	一、四一・六二	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、四一・六二	一、三三〇	一、三三〇	八・八〇
全數	八・二一七	四・五・六六	四・〇・二一	五・六・〇三	八・二一七	四・五・六六	四・〇・二一	五・六・〇三	八・八〇
從業日數	八・二一七	四・五・六六	四・〇・二一	五・六・〇三	八・二一七	四・五・六六	四・〇・二一	五・六・〇三	八・八〇
全數	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	八・八〇
從業日數	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	四・九一	八・八〇

なほ世帯員の農業労働時間以外の労働時間を示せば次の如くである。

内 訳	時			
	自作農	自小作農	小作農	三者平均
總労働時間	一〇、九七五・二四二	一一、二九一・六六一	一〇、九二七・九七一	一一、〇三一・五九〇
農業労働時間	六、〇四六・八五五	六、一三〇・七九七	五、七九一・四一四	五、九九九・六八六
(従業日數)	七五・六六	七六・二五	七五・〇八	七五・〇〇
兼業労働時間	七五・九七	九二・四三	一一、二七〇・五九	九二・六六
家事労働時間	三、五五・三三	三、四七二・三六	三、二七六・五四	三、四四五・四一
其他の労働時間	六二六・九九	五九七・二〇	五七三・四三	六〇三・八四
比	%			
農業労働時間	五五・一〇	五四・七六	五三・〇〇	五四・三〇
兼業労働時間	六・五三	八・八六	一一・六三	九・〇〇
家事労働時間	三・三六	三・〇三	三・〇〇	三・一三
其他の労働時間	五・七一	五・三三	五・三七	五・四七

この調査の対象たる農家の耕地面積は平均一町三反足らずであつたが、本表によればこの狭少なる耕地面積に平均六・五人に上る家族世帯員が依存してをり、平均三・八人が農業に従事してゐるのである。こゝでは耕地面積は家族世帯員に對しては餘りに狭少に過ぎ、又農業従業者數は耕地面積に對して餘りに過剰であるものゝ如くである。(通説によれば、本邦農業經營耕地面積は少くとも一町五反を必要とするといふ)この意味に於いてこゝにはコンスタントな「剩餘勞力」が常に存在するものと考へられる。そしてそれは特に小作に於いて甚だしいやうである。併し「剩餘勞力」は少くとも潜在的であつて顯在的でないことに留意すべきである。

更に農業労働は世帯員による自家労働が殆んど全部を占めていて特に著しい。本邦農業の零細經營は所謂「家族的勞作經營」である。彼等は自ら家族と共に農業に従事し原則として雇傭労働に依存しないのであるから、その限りでは労働者であること云へやう。

なほ參考迄に最近五ヶ年間に於ける農業労働時間及びその内容の變遷をみるに次の如くである。

年	時			
	自作農	自小作農	小作農	三者平均
昭和七年	總數 六、四七三・四三	六、三六六・〇八	六、七三三・四三	六、五三四・三三
昭和七年	家族労働 六、二八・三三	六、〇七九・一九	六、四七三・五三	六、二三三・三四
昭和七年	雇傭労働 三五・一一	三〇六・八九	二四〇・九〇	三〇〇・九七
昭和八年	總數 六、六六八・三五	六、三九五・〇四	六、四四四・三八	六、五〇五・八九
昭和八年	家族労働 六、三〇一・二七	六、〇三六・四八	六、一八・六〇	六、一七三・〇八
昭和八年	雇傭労働 三六七・〇八	三六八・五六	二六五・七六	三三三・八一
昭和九年	總數 六、五九二・八五	六、三四〇・二〇	六、〇八五・四六	六、三三九・五〇
昭和九年	家族労働 六、二四三・九六	六、〇三七・六三	五、八四五・六五	六、〇四二・四一
昭和九年	雇傭労働 三四八・八九	三〇二・五七	二九九・八一	二九七・〇九
昭和十年	總數 六、三三三・七三	六、三八四・七三	六、〇三六・五六	六、二五一・三四
昭和十年	家族労働 五、九八五・二八	六、〇六六・一三	五、七六二・八三	五、九三八・〇八
昭和十年	雇傭労働 三四七・四四	三二八・五六	二七三・七三	三三三・二六
昭和十一年	總數 六、三三〇・九六	六、四四七・五三	五、九五〇・二八	六、二九九・五六
昭和十一年	家族労働 六、六〇四・八五	六、一三〇・七九	五、七九一・四一	五、九九九・六八
昭和十一年	雇傭労働 二七四・一一	三二六・七三	一五八・八七	二四九・九〇

(ハ) 農業用資産

農業用資産とは所有借入を問はず農業經營に使用せらるゝ土地、土地改良設備、建物、農具、動物、植物及現物であつて農家の所有に屬するものを謂ふ。

之等の財産にして農業と農業以外とに併用される場合はその使用程度に依り按分し其の所屬を決定した。

正確には「現金及之に準ずべきもの」の中にも農業用財産に含ますべき部分がある譯であるが、之等は農業用財産なりや否やを決定することが困難なるもの多きを以て便宜上之を除外した。

農業用財産の調査農家一戸當價額左の如し。

内訳	自作農			自小作農			小作農			三者平均		
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
土地	五、九二六・九三	六、〇〇一・三六	五、三三五・八九	五、七四四・七三	五、六八二・七二	三、二〇四・二三	五、四二二・一一	三、一三三・六五	五、六八二・七二	三、二〇四・二三	五、四二二・一一	
内所有	二、三三二・一一	二、七九七・三五	四、八〇一・七六	二、六二一・〇八	二、三三二・一一	二、七九七・三五	四、八〇一・七六	二、六二一・〇八	二、三三二・一一	二、七九七・三五	四、八〇一・七六	
借入	六・六三	四・二四	〇・五九	三・八二	六・六三	四・二四	〇・五九	三・八二	六・六三	四・二四	〇・五九	
土地改良設備	六七八・二五	四七三・四一	三九六・六三	四九〇・四三	一八六・〇四	一八三・四八	一四五・六六	一七二・七三	一八六・〇四	一八三・四八	一四五・六六	
建物	一八六・〇四	一八三・四八	一四五・六六	一七二・七三	一一七・九一	一〇五・二七	八〇・〇一	一〇一・〇七	一一七・九一	一〇五・二七	八〇・〇一	
農具	二八五・〇六	一七五・一八	一三三・八一	一九四・三五	四八三・六一	三五三・六六	二六九・〇八	三六八・七六	二八五・〇六	一七五・一八	一三三・八一	
動物	四八三・六一	三五三・六六	二六九・〇八	三六八・七六	二八五・〇六	一七五・一八	一三三・八一	一九四・三五	四八三・六一	三五三・六六	二六九・〇八	
植物	三・八〇	八・八一	二五・七〇	一二・七七	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	三・八〇	八・八一	二五・七〇	
現物	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	
土地以外	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	
借入	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	
計	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	七、〇八七・六八	七、六七八・二三	七、三〇五・四三	六、二七九・三七	

第一部第四篇 農・林・漁業労働状態

内訳	自作農	自小作農	小作農	三者平均
所有	七、四四〇・三三	四、四九九・三七	一、四五二・八九	四、四六三・八三
借入	二、六〇一・一一	二、八〇六・〇六	四、八二七・四八	二、六三三・八五

右に依れば農民は農家に於ける最重要の生産手段たる土地の外、粗葬乍ら建物、農具、動物等若干の生産手段をも所有してゐるのであつて、この限りでは彼等農民は獨立小企業者である。彼等の社會的經濟的性格はこの意味では資本家的色彩を有するが、前述の如く自ら労働すると云ふ意味では寧ろ賃銀労働者に近い。要するに農民はそれ自體過渡的性質を有するものゝ如く、その上層に於ては資本家に近く、その下層に於ては賃銀労働者に近いと考へられるのである。特に小作農に於ては既に最重要生産手段たる土地を喪失してをりこの限りに於いて自作農よりも更に一步賃銀労働者に接近してゐるのである。

なほこゝで注目すべきは過小農制の本質として土地財産が極めて壓倒的な地位を占めてゐること（自作農七六・四％、自小作農七一・二％、小作農三五・四％、三者平均七〇・二％）、即ち極めて多額の支出が土地に固定されてゐること、また固定されねばならぬといふことである。けだしこのことはたゞに自己の利用し得る所の生産的資本の範圍をそれだけ制限して農業生産力發展を阻止せしめるばかりでなく、高利貸付業と租税制度とをして此等に存在の根據を與へるものだからである。（小作人の場合に於ける土地財産とは借入土地の

價格を表はす。故に事の性質上その土地財産の殆んど全部が借入土地財産になつてゐるのである。この土地財産の壓倒的優位に照應するものがかの「利子」としての高率なる小作料であつて、こゝでは従つて借地制度を通じて地主への貢納を餘儀なくされてゐるのである。

なほ参考迄に日本勸業銀行調査課「田畑賣買價格及小作料調」(昭和十三年三月現在)に依つて昭和十三年度に於ける田畑賣買價格をみるに左の如く前年度に比し各品共に著るしく騰貴してゐる。而して田畑共に昂騰率は上品等のものよりは下品等のものが大である。右につき上記調査は次の如く云ふ

「本年度に於ける田畑の賣買價格が昂騰を告げたるに就ては其の原因多々有るべしと雖も、前年以來引續き米其他各種農産物價格が概ね強調を呈したること、土地賃貸價格の改訂により田畑負擔の輕減せられたること、事變に鑑み小作爭議の減少したること、其他農村が事業關係に基く種々なる収入に依つて潤はされたること等の事實に依り田畑の賣却希望減少し、購入希望者の増加したること等に歸すを得べく事變に因る悪影響は未だ現はれざるものゝ如し」と。

		全國平均賣買價格(反當)		騰落比較	
		(△印は低落を示す)			
		昭和十三年	昭和十二年	實數	割合%
田	上の中	六五六	六〇二	五四	九〇・〇
	普通	五九九	四七〇	四九	一〇・四
下の中	普通	三六五	三三八	三七	一一・三
	その他				

畑		上の中	普通	下の中
		四三〇	三〇四	一九二
		三六九	二七六	一七一
		三	二六	二
		八・〇	九・四	一三・三

(二) 農業總收入

農業總收入とは一ケ年間の農業經營に因りて得たる一切の收入を謂ひ、當該年度の耕種、養畜、養蠶及之等の生産物の加工に因る收入の外、自家生産物の加工に當り其の不足を補ふ爲他より原料を得て爲す程度の加工、又は農業財産の一時的農業以外の利用に因る收入(例へば牛、馬、農具等の賃貸料の如く)の如き農業經營に附隨的に營まれる業務の收入をも之を含んでゐる。但し土地、建物の如き農産物に非ざる物の賣却に因る収入は夫が農業用財産なる場合と雖も之を含まない。又林業及水産業は大規模に營まれ獨立の事業と認めらるゝ場合は之を農業經營より除外し、其の収入は之を兼業總收入として計上した。

農業總收入を調査農家平均一戸當金額に示せば次の如くである。

耕種	種	收入	自作農			自小作農			小作農			三者平均		
			圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
稻	作		六五六・七三	七三四・九九	七二一・七七	七〇四・四九								
麥	作		九一・二五	一〇七・四六	九二・二八	九七・〇〇								
園藝	作		一三三・二六	一一九・三三	一三六・五六	一三三・八一								
蔬菜	菜		七六・五三	八〇・四二	九九・二六	八五・四〇								
果實	實		四四・二二	三一・九五	二五・八三	三四・〇〇								
其他耕種			四六・六六	五三・四七	四七・七四	四八・九七								

計	耕種以外收入										
	養蠶收入	精繭	養畜收入	牛	馬	豚	鶏及鶏卵	農産加工	菓加工	蔬菜加工	其の他
一、二五〇・三八	一六三・四四	一五三・六〇	八七・三三	二四・五四	〇・六二	六・五五	五四・七五	二六・八一	一六・五四	一・〇〇	三〇・〇三
一、三〇四・六六	一四三・七〇	一四一・七八	六三・九一	一一・四九	三・四〇	五・三四	四〇・六四	三六・七六	二五・八六	三・〇三	二・六九
一、二七六・四七	九六・一〇	九一・一九	三七・六六	七・五五	二・八一	七・二〇	一九・五三	二三・一二	一七・一三	二・二五	八・五三
一、二四四・五〇	一三三・七五	一三六・五三	六三・九六	一四・五三	二・二八	六・三六	三六・三〇	二九・五八	一九・八四	二・〇九	一六・七四
	現物増減價格										
	三・六三										
	一五・八七										
	動植物増減價格										
	一八・四〇										
	一〇・九七										
	一五・〇八										

農業總收入は平均一、二〇〇圓内外で、その過半は米及麥によつて占められ、繭收入が之に次ぎ以上三者で總收入の七割以上を占めてゐる。これに次いで多いのは蔬菜、畜産物、果實である。要するに本邦農業は養蠶と小園藝及小畜産とを伴つた米麥中心の主穀式農業であるが米麥以外のものは大體副業と概稱されるものに屬する。而して副業は農業的副業と加工的副業とに概括出来るが、それが農家の「剩餘勞力」の利用

形態であるといふ意味に於ても、又副業生産物が商品として販賣され従つて現金收入を齎らすといふ意味に於ても、農家にとつて直接關係深い問題である。更に副業はこのやうな關係を通して農家經濟の市場への依存を促進するものである。

なほ本表に於ける數字の算出については次の點が注意されねばならない。即ち右農業總收入を構成するものとしては主として農産物販賣額及農産物の使用額（但し農産物にして再び農業生産に使用せられたるもの、例へば堆肥、綠肥、種苗の如きは之を含まず）であるが、この後者の見積が如何なる基準によりて行はれたかといふことに就いては、本調査には何の説明もないのである。併し使用額のうち少くとも小作料として使用されたものゝ見積額の基準の明示は特に必要なものではなからうか。けだし小作農にあつては現實の生産關係を表示するものは小作料であると考へられるのであつて、然も吾々はこれを貨幣として理解すべきであらうからである。

なほ參考迄に最近五ヶ年間に於ける趨勢をみるに次の如し。

	自作農	自作農	小作農	三者平均
昭和七年度	一、〇九・五三	一、〇三・六〇	一、〇〇・四五	一、〇四・八六
昭和八年度	一、一九・〇五	一、一六・〇九	一、二〇・七八	一、一五・六九
昭和九年度	一、三三・二七	一、三二・八三	一、二四・七八	一、二九・三三
昭和十年度	一、四五・六九	一、三三・五四	一、二八・八四	一、三三・〇三
昭和十一年度	一、四二・三四	一、四七・〇九	一、三六・七三	一、四一・七三

序に農産物販賣額の調査農家一戸當金額及割合を示せば次の如し。

尤もこゝに農産物販賣額とは生産年度及生産物の如何を問はず調査農家が一ケ年間に販賣せる農産物の總額を云ひ、此の中には當該年度以前に於て生産せられたる物及受入小作米の如き自家生産物も含まれてゐる。従つて前記農業總收入中に含まれる販賣額を示すものではないが自家生産以外の農産物は僅に之を含むに過ぎざるを以てそれに近いものと云ふことが出来よう。

作物	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
	圓	%	圓	%	圓	%	圓	%
稻作	407.71	(46.67)	38.83	(43.19)	175.97	(33.31)	304.17	(41.83)
麥作	56.21	(6.44)	73.40	(9.29)	56.25	(10.64)	61.59	(8.47)
精麥	154.04	(17.63)	134.77	(17.29)	91.29	(17.26)	136.66	(17.42)
園藝	82.06	(9.38)	76.81	(9.86)	93.29	(19.64)	82.04	(11.55)
其他	173.77	(19.88)	166.27	(21.37)	121.76	(21.25)	150.70	(20.73)
計	873.79	(100.00)	779.33	(100.00)	538.26	(100.00)	779.14	(100.00)

なほ前掲農林省「農山漁村經濟事情調査」によつて「農家生産米商品化割合及手持米の割合」をみるに左の如くである。

地主	販賣米割合 (地主は手持米を含む)		一月十日現在 手持米割合		四月末日現在 手持米割合	
	割	%	割	%	割	%
地主	7.9		6.6		4.2	
自作農	6.2		5.8		3.3	
自小作農	4.0		4.7		2.1	
小作農	1.9		3.2		1.0	
平均	5.0		5.0		2.5	

(ホ) 農業經營費

農業經營費とは右の農業總收入を擧げるに要したる一切の費用を謂ふ。

農業經營費の調査農家一戸當金額を示せば次の如し。

費目	自作農	自小作農	小作農	三者平均
土地改良設備費	0.69	0.66	0.01	0.49
土地費	2.03	0.04	0.09	0.55
建物費	20.26	14.69	11.88	15.58
農具費	23.59	23.27	18.69	21.55
種苗費	9.29	5.93	4.97	6.73
植物減價費	1.05	0.29	0.37	0.57
蠶種費	6.90	5.70	4.44	5.68
家畜費	23.55	13.88	11.58	16.00
動物減價費	0.54	0.99	1.27	0.93
飼料費	55.05	47.93	33.01	44.99
肥料費	128.40	135.14	126.89	130.81
光熱動力費	3.93	3.95	3.55	3.81

藥劑費	三〇二	三・四六	三・四八	三・三三
加工原料費	一七四	一・五七	〇・四八	一・二六
勞賃	一七・七四	一九・四三	一一・三〇	一六・二五
負債利子	一〇・二四	一五・四〇	八・二二	一一・二五
諸負擔	七二・六一	四三・五六	一五・七一	四四・二九
小作料	一四・四七	一九〇・六八	三九・四三	一七六・一九
賃借料	二・四三	二・九六	三・〇〇	二・八〇
販賣費	七・三六	六・五六	八・八九	七・六三
其他	一一・〇二	一一・六五	八・〇六	一〇・二四
計	四〇一・八〇	五七七・七三	六四二・二一	五七九・九一

前述の約一、二〇〇圓内外の總收入を擧げるには平均五〇圓内外の經營費を必要とすること右の如くであるが、經營費の中最も大なる部分を占めるものは、前述の農業財産中に占める土地財産の比重の壓倒的優位に照應するところの負債利子、諸負擔及び小作料である。次表を見よ。(但し負債利子及び諸負擔はその大部分が土地に關するものであるが、全部が土地に關するものではないから、次表は正確に土地のための負擔を示すものとは云ひ難い)。なほ經營費は自小作別には總收入の場合と異つて可成りの相異を示してゐるが、この相異は主として右の土地負擔の相異に基くものである。即ち小作に於ける土地負擔は自作の二倍に上つてゐる。

なほ右の小作料の算出について注意すべきことは周知のやうにそ

れが一般的には現物小作料であるが故に如何なる基準によつて評價されたものであるかといふことである。本調査には之れについて何等の説明もないが、若しこの小作料の評價にして現實の農業生産關係の正しい認識に立脚したものでないとしたら吾々は右の數字をその儘信頼することは出来ないであらう。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
負債利子	二・五五%	二・八一%	一・三四%	二・二七%
諸負擔	一七・八三	八・三三	二・六〇	八・五五
小作料	三・六〇	三・八一	四・五三	三・四一
計	二二・九七	四三・九四	五・四六	四三・一三

なほ日本勸業銀行調査課「田畑賣買價格及小作料調」(昭和十三年三月現在)によつて田畑の實收小作料額をみるに左の如く、田畑各品共に下田を除き増騰してゐるが、田よりは畑の方が又上品等よりは下品等の方が増騰率は大である。右につき前記調査は次の如く云つてゐる。――

「田の小作料が本年度に於て増加したるは前年度産米の減收地方に於ける小作料が概して其の低減程度小なるか、又は其儘据置かれたる上、産米増收の地方に於て増加したるに基因す。然るに畑に於ける増加の大なりしは主として農産物價の昂騰に歸することを得べし。即ち畑小作料は金納物納の二種あるのみならず物納契約の内にも時價に依る換算額を以て納入する慣行の地方も有りて本調査に於ては物納は之を全て金納に換算統一したる爲め農産物價格も騰貴の影響が顯著に現はれたるものと謂ふべし」と。

	昭和十三年			昭和十二年			増減比較(△印は低 落を示す)	
	石	割合	増減	石	割合	増減	割合	
田 上の中	一・二元	〇・〇一	△	一・三六	〇・〇一	△	〇・八	
田 普の中	一・〇五	〇・〇一	△	一・〇四	〇・〇一	△	一・〇	
田 下の中	〇・七	—	△	〇・七	—	△	—	
畑 上の中	三・〇六	一・七六	△	二・〇二	一・七六	△	八・八	
畑 普の中	一・六〇	一・三三	△	一・四七	一・三三	△	九・〇	
畑 下の中	一・〇二	〇・八九	△	九・三五	〇・八九	△	九・五	

〔備考〕—田小作料は玄米を以て表はし、畑小作料中玄米雑穀を以て納入するものは金納に換算せり。以下の諸表に於ても亦同じ。

土地に関する諸経費に次いで大きいのは肥料費であつて、

其の割合次の如し。

肥料費	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	二九・四七%	二四・六七%	二二・〇〇%	二四・〇八%

ところで右経費目中には所謂自家労賃が擧げられてゐないのであるから(経費目中に労賃と云ふのは雇傭労働力に対する労賃である)、従つてこゝでの計算に従へば農業总收入から農業経営費を差引いた残額即ち農業所得が所謂企業家利潤と所謂自家労賃とに充てられなければならない(併し實際にはこの残額は企業家利潤はおろか自家労賃さへも覆ひ得ないこと後述の如くである)。

尙、参考迄に農業経営費中の現金及び現物の金額割合をみるに左の如し。

現金	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
	圓	%	圓	%	圓	%	圓	%
現物(小作料其他)	三五七・四三	八八・九六	三三八・二八	六二・七六	二六九・三五	四四・五八	三三二・六八	六三・二一
減價額(建物及土地改良設備、農具其他)	一六・〇六	三・九九	一八六・〇一	三三・九六	三三六・二四	五二・三三	一七三・七四	三三・三五
計	四〇一・五〇	一〇〇・〇〇	五四七・三三	一〇〇・〇〇	六〇四・五九	一〇〇・〇〇	五〇六・四二	一〇〇・〇〇

(ハ) 家計費

家計費とは農業経営費及兼業費以外の一切の費用にして農家の生

計に要したる費用である。家計費の調査農家平均一戸當金額を示せば左の如し。

費活生一第	費活生二第			
	計	教育費	修養費	交際費
住居費	自作農 三・四六	自作農 一・九二	自作農 一・〇五	自作農 六・三三
飲食費	自作農 三・七二	自作農 二・三六	自作農 七・〇〇	自作農 六・三三
光熱動力費	自作農 三・二六	自作農 三・四三	自作農 七・二四	自作農 六・三三
被服費	自作農 八・九七	自作農 七・二四	自作農 五・一八	自作農 七・二四
家具什器費	自作農 二・〇八	自作農 二・三六	自作農 二・〇八	自作農 二・〇八
計	自作農 五三・九六	自作農 五二・七四	自作農 四七・六四	自作農 五〇・九二
	(六四・〇七)%	(六六・二七)%	(七〇・五六)%	(六六・七三)%
計	自作農 一・九二	自作農 二・三六	自作農 九・〇三	自作農 一・三六
嗜好費	自作農 三・〇四	自作農 六・四三	自作農 八・一四	自作農 八・五六
其他	自作農 一・九二	自作農 三・〇七	自作農 二・七四	自作農 三・〇八
計	自作農 三三・二四	自作農 二六・〇四	自作農 一九・八八	自作農 二五・三六
	(三五・九三)%	(三三・七三)%	(二九・四四)%	(三三・二七)%
計	自作農 八四・二〇	自作農 七三・一九	自作農 六五・五三	自作農 七六・二七

これに依れば「第一生活費」にしる「第二生活費」にしるその低廉なること誠に驚くべきものがある。而して「第一生活費」が六四―七〇%を占めてゐる事實はその生活が非常に切詰められてゐることを示してゐる。いま試に農民一ヶ月の生活費をみれば自作農は六・〇四九人の家族で七〇・一〇圓、自小作農は六・四三人で六四・三四圓、小作農は六・四九人で五六・二九圓、三者平均は六・四七人で六三・五八圓といふ僅かなものである。次に一人一日當りの食費をとつてみれば、自作農一五・三錢、自小作農一五・二錢、小作農一四・七錢、三者平均では一五・〇一錢となつてゐる。更に第二生活費中の教育費の僅かなことも注目すべきことである。

次に最近五年間に於ける家計費の状況をみるに次の如くである。

昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度
自作農 六三・五六	自作農 六四・〇六	自作農 六九・七六	自作農 七三・八一	自作農 八四・三〇
自小作農 五八・〇三	自小作農 五九・一九	自小作農 六三・五〇	自小作農 六九・八二	自小作農 七三・一九
小作農 四六・六七	小作農 五三・三三	小作農 五六・九六	小作農 六二・〇三	小作農 六七・五三
三者平均 五八・七五	三者平均 六〇・一九	三者平均 六三・七四	三者平均 七〇・三三	三者平均 七六・二七

ところで右の如き低度の生活水準を漸くにして可能ならしめてゐるところの極めて僅かの生活費（最低勞賃と見做して差問へない）でさへ本來の農業の經營からは賄はれてゐないのである。このことは農業總収入と農業經營費との差額即ち農業所得と家計費（生活費）とを比較してみれば明らかである。

農業總収入	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業總収入	一、二五〇・六六	一、三〇四・六六	一、一七六・四七	一、二四四・五〇
農業經營費	四〇二・八〇	五四七・七三	六〇四・二二	五七二・九一

差引過不足	(十六四・五六)	(十七五・九三)	(十五七四・五六)	(十七七六・五九)
(農業所得)				
家計費	八四一・二〇	七三二・一九	六七五・五三	七六二・九七
(生計費)				
差引過不足	(十七七・七六)	(二一五・二六)	(二二〇一・二六)	(二二六・三六)

即ち農民は所謂企業家利潤は何等之を擧げ得ぬのみならずその最低賃銀までも喰ひ込まれてゐるのである。このことは彼等の經營の限界たる自家勞賃の確保さへも本來の農業よりしては不可能であることを示してゐる。而かもこれは彼等農民が怠惰であるが故にではない。否寧ろ彼等は過勞と云つていゝほど極めて勤勉でさへある。彼等にあつては勞働生産性の低下は問題ではなくして、専ら農業所得の絶対額の増大が追求されてゐる。それほど彼等の勞働の集約度は高いのである。換言すれば餘りにも過多の勞働が投下されてゐるのである。従つて、こゝでは過勞は必至でなければならぬ(農民の「過剩勞力」とは正に右のやうな意味に於いて存在するものなのである)。併し農業經營に於けるこの過勞にも拘はらず家計費はその全部を賄はれてはゐない。これは一方では農業總収入が僅少であるからであり、他方では農業經營費が尨大であるからに外ならないが、一言以つて之を蓋へば要するに貨幣經濟化せる零細經營の必然的歸結と云ふより外はない。我國の農業機構はその著るしく貨幣經濟化せる過小農制の故に本來の農業のみを以てしては到底農家を維持することは出

來ないのである。

尙、參考迄に家計費に於ける現金關係を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
現金	四七三・八三	四三六・四六	三六二・一七	四三〇・八三
%	(五六・三三)	(五五・三三)	(五三・六一)	(五五・二六)
現物	三五四・〇四	三三四・五六	三〇四・五二	三三一・〇五
(四三・〇九)	(四三・三三)	(四五・〇八)	(四三・三九)	
減價額	一三三・三三	一一・一五	八・八三	一一・二〇
(一・五八)	(一・四四)	(一・三三)	(一・四五)	
合計	八四一・二〇	七七二・一九	六七五・五三	七六二・九七
(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	

左の數字と、前記の經營費に於ける現金の數字とよりして農家經濟に於ける現金關係を知り得るであらう。概して云へば農家の支出の半ば以上は現金支出である。而してこれは農業の市場への依存の程度を表すものに外ならない。

(ト) 農家の收支

上述の如く本來の農業の經營よりしては農家の維持は不可能であるが、この農家の破綻を救ふものが所謂農業外收入である。これは兼業總収入から兼業費を控除した兼業所得と家事収入との合計よりなる。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
兼業總収入	一四〇・三三	一三五・五三	一六五・八四	一四七・二〇
兼業費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
兼業所得	四〇・三三	三五・五三	六五・八四	四七・二〇
家事収入	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
合計	一四〇・三三	一三五・五三	一六五・八四	一四七・二〇

兼業費	10.03	6.03	15.48	10.51
差引過不足 (兼業所得)	130.19	129.50	150.36	136.68
家事収入	50.74	49.90	52.41	50.03
合計	180.93	176.40	202.77	186.72

即ち農業外収入の大部分は兼業總収入より得られたものであり、而してこの兼業總収入の壓倒的部分を占めるのは俸給勞賃収入(勤勞收入)に外ならないのである。(自作農六四・七一%、自小作農八五・三二%、小作農七七・九八%、三者平均七六・〇二%)。併し一般に勤勞收入と云つても自作農と小作農とはその内容が異り、後者のそれは殆んど全部勞賃収入よりなるのである(農務時報第八十五號「最近に於ける農家經濟狀況の變遷」参照)。このことは農民特に小作農が何程かの程度に於いて賃勞働者化してゐることを示す一の論證たるものであらう。

次に農家一年の總決算として、農家の總収入の總經費、或は同じことであるが、農家の總所得と家計費とを比較するに次の如くである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業に於ける過不足	77.6	115.6	101.6	111.6
農業外に於ける過不足	180.93	176.40	150.36	169.23
差引過不足	103.33	60.80	48.76	71.11

第一部第四篇 農・林・漁業勞働狀態

これに依れば自作農、自小作農、小作農は云ふまでもなくその額に可成りの差異を示しつゞいづれも「剩餘」を生じてゐるが、これはとりも直さず農業外収入中就中俸給勞賃収入が最低賃銀を出でない生計費の不足を覆ひ得る以上の収入を擧げ得たからである。併し乍ら、一方農業外収入が農家の經濟にとつて恒常的且つ不可缺の要素となつてゐるといふ事實は、我國農業再生産の基礎の動搖を意味するものに外ならぬであらう。

次に最近五ヶ年間に於ける農家の「剩餘」をみるに次の如くである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
昭和七年度	72.3	73.7	51.9	65.3
昭和八年度	140.0	135.4	90.0	119.8
昭和九年度	157.6	74.5	51.8	94.6
昭和十年度	159.7	183.0	56.4	133.0
昭和十一年度	186.3	162.4	101.5	150.3

尙、右の剩餘額は自、小作農各平均の數であるが、之を個別的にみれば左の如く、剩餘ある戸數は自作農、自小作農に多く、またその剩餘額も自作農、自小作農に於て大であるが之に反して小作農に於ては不足せる農家の割合は自小作農に比して遙に大である。而してその不足額は大部分二百圓乃至百圓未滿であるが、吾々はこれが優良農家であることを考へ

ねばならぬ。普通一般の農家特に小作農に於てはその不足額及不足戸數も相當大なるものがあると推測されるのである。

過不足額	剩餘ある戸數			不足せる戸數		
	自作農	自小農	小作農	自作農	自小農	小作農
百圓未滿	九	二五	二五	九	二七	二七
二百圓未滿	二四	二五	二五	二四	二七	二七
二百圓以上	二七	二五	二五	二七	二七	二七
三百圓未滿	二五	二二	二二	二五	二二	二二
三百圓以上	二五	二二	二二	二五	二二	二二
四百圓未滿	二〇	二六	二六	二〇	二二	二二
四百圓以上	二〇	二六	二六	二〇	二二	二二
五百圓未滿	四	二	二	四	二	二
五百圓以上	四	二	二	四	二	二
六百圓未滿	三	三	三	三	三	三
六百圓以上	三	三	三	三	三	三
七百圓未滿	三	三	三	三	三	三
七百圓以上	三	三	三	三	三	三
計	四三・三九 (100.00)	七三・二〇 (100.00)	四三・三九 (100.00)	四三・三九 (100.00)	七三・二〇 (100.00)	四三・三九 (100.00)

計	千圓未滿			九百圓以上			八百圓未滿			七百圓以上		
	自作農	自小農	小作農	自作農	自小農	小作農	自作農	自小農	小作農	自作農	自小農	小作農
計	七二	八二	五五	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
計	六九	七五	六三	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

(チ) 農家の負債

農家の収入に於いて不足が生ずる場合にはそれだけ農家の負債となるのであるが、こゝに負債とは借入金、購入品未拂代金、未拂利子、未拂小作料其の他に之に類する金銭又は現物負債を謂ふ。

起債目的別負債の調査農家平均一戸當金額及割合を示せば左の如し。

農業用負債	自作農			自小作農			三者平均			
	圓	%	圓	圓	%	圓	%	圓	%	
農業用負債	二七・四六	(四四・〇八)	四三・四八	(五・〇六)	三九・七九	(五・六七)	二九・九一	(五・二六)		
兼業用負債	一四・七七	(二・九九)	二・四八	(〇・三三)	一・〇〇	(〇・三三)	六・〇八	(一・〇九)		
家事用負債	二六・二六	(五・九三)	三九・二四	(四・六二)	二三・九四	(四・二二)	二六・一五	(四・六五)		
計	四九・三九	(100.00)	七三・二〇	(100.00)	四四・七三	(100.00)	五六・〇四	(100.00)		

即ち調査農家一戸當負債は三者平均で約五百六十圓に達し、よつてみれば、昭和七年七月現在に於ける農家一戸當負債は平均約八百三七圓にして、負債總額は四七億一千七百萬圓に

達する。而して利率別負債額をみるに一割未満のもの最も多く、一割二分未満、一割五分未満之に次ぎ一割五分以上のもの最も少きが如くである。更に前記「農林省農務局農山漁村経済事情調査」によつて借入金利子、負債額及借入先をみるに左の如くである。

借入先	有擔保			無擔保		
	普通	最高	最低	普通	最高	最低
信用組合	九厘	九厘	七厘	九厘	一〇厘	八厘
普通銀行	九厘	一〇厘	八厘	一〇厘	一六厘	九厘
農工銀行又は北海道拓殖銀行	六厘	八厘	七厘	七厘	八厘	七厘
個人金貸業	一三厘	一五厘	一〇厘	一三厘	一六厘	一〇厘
地主	一〇厘	一三厘	九厘	一三厘	一四厘	九厘
肥料商	一三厘	一四厘	一〇厘	一三厘	一四厘	一〇厘
平均	一〇厘	一三厘	八厘	一〇厘	一三厘	九厘

調査件數	所有及經營面積		一戸當負債額
	戸	畝	
地主	五七三	四九七	二、九七九
自作農	六三三	一、五六一	一、四四一
自小作農	六三〇	七四四	一、〇三九
小作農	六四四	一〇七	五三三

第一部第四篇 農・林・漁業労働状態

(リ) 諸負擔

諸負擔とは金銭又は物品を以て支拂ひ又は支拂ふべき負債であつて、租税の外農會其他産業團體の負擔其他一切の公共的事業の負債を含む。但し間接税(兼業等の爲納税したものを除く)、登録税不動産所得税、相続税、手数料等に相當するもの、組合出資金の類及び神社佛閣への献納、喜捨其他任意寄資金の如きは之を含まない。而して之等の負擔は農家の經費として夫々其の屬する經費中に之を包含せしめてゐるものである。

いま農業、兼業、家事用諸負擔を合計せる諸負擔總額をみるに左の如くである。

税	國			
	田租	畑租	宅地租	其他地租
自作農	八・五三	一・四〇	一・三〇	〇・七
自小作農	三・二四	〇・四三	〇・九三	〇・五
小作農	〇・〇三	〇・〇一	〇・六九	〇・〇一
三者平均	三・九二	〇・六二	〇・九四	〇・一
小計	一二・五九	四・六五	〇・七四	五・六六

借入先	信用組合					銀行					無盡					商人					商人以外					其他				
	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%	組各	%						
地主	二・九	四〇・六	一・五	一八	一・八	一四・七	五・二	一〇〇	二・九	四〇・六	一・五	一八	一・八	一四・七	五・二	一〇〇	二・九	四〇・六	一・五	一八	一・八	一四・七	五・二							
自作農	二・二	三三・四	二・三	二八・八	三・二	二〇・二	六・二	一〇〇	二・二	三三・四	二・三	二八・八	三・二	二〇・二	六・二	一〇〇	二・二	三三・四	二・三	二八・八	三・二	二〇・二	六・二							
自小作農	二・四	一六・五	二・七	二七・二	五・〇	二二・二	五・八	一〇〇	二・四	一六・五	二・七	二七・二	五・〇	二二・二	五・八	一〇〇	二・四	一六・五	二・七	二七・二	五・〇	二二・二	五・八							
小作農	三・二	二・六	三・一	八・九	二・六	六・四	一〇〇	三・二	二・六	三・一	八・九	二・六	六・四	一〇〇	三・二	二・六	三・一	八・九	二・六	三・一	八・九	二・六	六・四							

諸負擔總額	内譯				市町村稅				道府縣稅												
	農業諸負擔	兼業諸負擔	其他	小計	農會費	其他產業團體負擔	其他	小計	地租附加稅	家屋稅	戶數割	其他	小計	地租附加稅	家屋稅	其他	小計				
(100.00)	七二・六一 (一七・八)	四・四七 (四・六)	八・三五 (二〇・五九)	(二二・一八)	三・九七 (三・八六)	八・二七 (四〇・三三)	六・二六 (二一・七)	二〇・五九 (四七・三三)	二四・〇七 (二四・〇四)	二・一五 (一・八三)	二・二二 (一・三五〇)	二・五二 (三・〇七)	三六・〇七 (二四・〇四)	一〇・二九 (五・六四)	二・一五 (一・八三)	二・二二 (一・一〇)	二・五二 (二・七一)	(三六・四七)	(二八・三〇)	(二六・四七)	(二六・四七)
(100.00)	四・五・五 (八・三)	一・八・八 (三・二)	六・二・六 (一四・〇六)	(二二・一八)	二・一・七 (二・一七)	五・六・三 (一四・四)	三・三・六 (五・三三)	〇・五・二 (一・一四)	二四・〇・四 (二四・〇四)	一・八・三 (一・八三)	一・三・五・〇 (一・三五〇)	三・〇・七 (三・〇七)	二四・〇・四 (二四・〇四)	五・六・四 (五・六四)	一・一・三 (一・一三)	一・一・〇 (一・一〇)	二・七・一 (二・七一)	(三六・四七)	(二八・三〇)	(二六・四七)	(二六・四七)
(100.00)	二・五・二 (二・五二)	一・二・六 (一・二六)	三・三・六 (五・三三)	(二二・一八)	〇・五・二 (一・一四)	一・四・二 (四・二)	三・三・六 (五・三三)	一・三・三 (一・三三)	二四・〇・〇 (二四・〇〇)	一・一・三 (一・一三)	一・三・八・六 (一・三八六)	二・七・六 (二・七六)	二四・〇・〇 (二四・〇〇)	五・六・九 (五・六九)	一・一・三 (一・一三)	一・一・〇 (一・一〇)	二・七・一 (二・七一)	(三六・四七)	(二八・三〇)	(二六・四七)	(二六・四七)
(100.00)	四・四・九 (八・六)	二・四・四 (二・四四)	六・〇・〇 (一三・三三)	(二二・一八)	二・二・三 (二・二三)	五・一・〇 (一四・一)	六・〇・〇 (一三・三三)	二・三・三 (二・三三)	二四・〇・〇 (二四・〇〇)	一・六・九 (一・六九)	一・三・八・六 (一・三八六)	二・七・六 (二・七六)	二四・〇・〇 (二四・〇〇)	五・六・九 (五・六九)	一・一・三 (一・一三)	一・一・〇 (一・一〇)	二・七・一 (二・七一)	(三六・四七)	(二八・三〇)	(二六・四七)	(二六・四七)

家事諸負擔 一六・七四 (三・〇) 一三・一八 (一・五) 八・一五 (一・二) 一三・三六 (二・六)

〔備考〕―括弧内は農業經營費、兼業費、家計費等をいづれも一〇〇・〇とせる各種負擔の割合。

右に依れば諸負擔とは殆んど租稅のことであるから(かく云へばとて租稅外の公課平均約十三圓は極めて小さい農家の經濟にとつて決して軽い負擔ではあり得ないことは云ふまでもない)、いま租稅に就いてみるに、課稅主體から云ふと道府縣並に市町村による道府縣稅及び市町村稅即ち所謂地方稅が重要であり、また租稅の種類から云へば地租關係の租稅及び戶數割、家屋稅が重要であることを知る。即ち地租及び戶數割、家屋稅關係の地方稅が農民の負擔を重からしめてゐるのである。

尙、右の直接稅の外に消費稅(農林省の調査によれば昭和八年度に於いて調査農家平均一戸當一三圓五七錢の消費を負擔してゐる)關稅等が目には見えぬが農民にかゝつてゐる事實を忘れてはならない。

更に右表より明らかなる如く、諸負擔特に租稅負擔は自作農に重く小作農に軽いのであるが、これはその階級的地位の相異に基く當然の結果であつて、小作農にはこの代りに小作料といふ遙かに重い負擔があるのである。

最後に最近五ヶ年間に於ける諸負擔總額の狀況をみれば左

の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
昭和七年度	六九・〇六	三五・三〇	二一・八四	三六・七三
昭和八年度	九三・三六	四九・九五	三三・三六	五四・五三
昭和九年度	九五・七七	五三・五六	三三・三四	五九・九〇
昭和十年度	九一・五五	五三・九六	二四・〇五	五九・五三
昭和十一年度	九三・八二	五九・六三	二五・二二	五九・一九

第三節 農業被傭労働者

農業被傭労働者數 農林省農務局「農業労働者に關する調査」によつて大正八年に於ける全國農業被傭労働者數をみるに總數三一・一萬で、内純労働者は二七・七萬（一二％）に過ぎず、他はすべて兼業労働者でその數二七・四萬（八八％）に上る。兼業労働者の中には、農業經營者又はその家族であつて賃銀をえて農業労働に従事することある者及び農業以外の事業經營者又はその家族であつて賃銀をえて農業労働に従事することあるものが含まれ、前者は二一・六萬、後者は五・八萬である。即ち我國農業に於いては固有の意味の農業労働者は極めて尠く、農業に於ける雇傭労働は主として兼業労働者、就中貧農及びその家族によつて擔當されてゐるのである。このことは逆に云へば既に零細農家は本來の農業のみでは生計を維持してゆけなくなつてゐるといふことである。

更にこれ等農業被傭労働者を雇傭契約の種類から分類すれば日傭労働者は一八一萬（五八％）、季節傭は九二萬（三〇％）、定傭は三八萬（一二％）となつてゐるが、その大部分は農家の家族である（日傭一三一萬、季節傭五九萬、定傭二四萬）。

	男子		女子		幼年者	計	農業労働者總數に對する百分率
	人	人	人	人			
日傭	兼業労働者	九五〇、〇七〇	六四七、二四五	一三、九九一	一、六二〇、二二六	五二・七	%
	純労働者	一一九、八六一	八〇、九七三	一、八八一	二〇三、七二四	六・五	
計	一、〇六九、九三二	七二八、二二七	一四、七九二	一、八二二、九四〇	五八・二		
季節傭	兼業労働者	四〇八、七二九	四〇五、三九九	九、七五〇	八三三、八七八	二六・四	%
	純労働者	五三、〇一九	四三、二二三	一、五七六	九五、八二八	三・一	
計	四六〇、七四八	四四七、六三二	一一、三二六	九一九、七〇六	二九・五		
定傭	兼業労働者	一八八、四六三	一一六、一六〇	五、八三二	三二〇、四五四	九・九	%
	純労働者	四九、五三六	二三、九二四	一、〇三〇	七四、四八二	二・四	
計	二三六、〇〇一	一四〇、〇七四	六、八六一	三九四、九三六	一二・三		
兼業労働者計	一、五四七、二六三	一、一六八、八〇四	二八、四九三	二、七四四、五五八	八八・〇		
純労働者計	二二一、四一八	一四七、二一九	四、四八七	三七三、〇二四	一二・〇		
合 計	一、七六八、六八一	一、三一六、〇二七	三三、九七三	三、〇八四、六〇二	一〇〇・〇		
農業被傭労働者總數に對する百分率	五六・七	四三・三	一一・一	一〇〇・〇	—		

〔備考〕一、本表は町村毎に調査したる地方廳の報告に依る。
二、日傭及季節傭に付いては大正八年の一年間の状況に依り、定傭に付いては大正九年十月一日の状況に依る

傾向にあつたが、昭和八年以降稍々上騰に轉じ、本年は特にその騰貴率が大である。これは支那事變による應召及び都市軍需産業への流出が主として農業被傭労働を必要とする零細農民によつて賄はれてゐることを語るものであると共に、事變下において實際に所謂勞力不足が存在することを示すものであらう。

(一) 農業傭賃銀 (農林省、農作傭賃銀統計表)

年	傭賃銀 (圓)	
	男	女
昭和五年	〇・五七	〇・四一
昭和六年	〇・四七	〇・三三
昭和八年	〇・四四	〇・三三
昭和十年	〇・四六	〇・三三
昭和十二年	〇・六〇	〇・四三
昭和十三年	〇・七六	〇・四八

日	傭賃銀 (圓)	
	男	女
昭和五年	一・二四	〇・八七
昭和六年	〇・八六	〇・六四
昭和八年	〇・七九	〇・五七
昭和十年	〇・八五	〇・六五
昭和十二年	一・〇〇	〇・七九
昭和十三年	一・三三	一・〇一

季節	傭賃銀 (圓)	
	男	女
昭和五年	一・二五	〇・九六
昭和六年	〇・九五	〇・七三
昭和八年	〇・八九	〇・六九
昭和十年	〇・九五	〇・七六
昭和十二年	一・一四	一・九三
昭和十三年	一・一八	〇・九四

(二) 養蠶傭賃銀 (農林省、製絲職工及養蠶傭賃銀統計表)

年 (一日)	傭賃銀 (圓)	
	男	女
昭和五年	〇・七三	〇・五二
昭和六年	〇・九五	〇・三六
昭和八年	〇・五八	〇・四二
昭和十年	〇・六一	〇・四四
昭和十二年	〇・六七	〇・五一

季節	傭賃銀 (圓)	
	男	女
昭和五年	一・〇五	〇・八四
昭和六年	〇・八九	〇・六七
昭和八年	〇・八六	〇・六五
昭和十年	〇・九五	〇・七四
昭和十二年	〇・九六	〇・八一

日	傭賃銀 (圓)	
	男	女
昭和五年	一・〇九	〇・八五
昭和六年	〇・九三	〇・七三
昭和八年	〇・八九	〇・六九
昭和十年	〇・九六	〇・七五
昭和十二年	一・〇七	〇・八四

第一部第四篇 農・林・漁業労働状態

第二章 林業労働者状態

林業労働者については極く最近の資料たる農林省第九次「山林要覽」に依つてみるより致し方ないが、同調査は昭和十一年度の數字であるから昨年 trends については右の數字より推測するの外はない。

先づ林業労働者の賃銀についてみるに左の如くである。

職種	國有林 (圓)	民有林 (圓)
柚 夫	一・四三	一・三五
製炭 夫	〇・九七	〇・九〇
造林 夫	〇・九九	〇・八八
土木 夫	一・二三	〇・九五

〔備考〕—昭和十一年度男一人一日府縣平均賃銀。(但し民有林は昭和十年調)。國有林は昭和十一年度使用労働者の總延人員を以て總支拂賃銀額を除き算出したる平均賃銀を以てし民有林は道府縣の調査に係る普通賃銀を掲ぐ。但し府縣の平均は上記の平均賃銀を算術平均したるものとす。

なほ昭和六年以降の林業労働賃銀の趨勢をみるに左の如くである。

昭 和 六 年	國 有 林	公 有 林 野 官 行 造 林
六	七〇	

日本労働年鑑

同	七年	六	六
同	八年	三	三
同	九年	三	六
同	十年	七	七
同	十一年	七	三

〔備考〕—右は男女平均指数、大正八、九、十年の三ヶ年平均を一〇〇とす。

即ち右の如く林業労働者にあつても労賃の一般的上昇の傾向がみられるのであるが、然し乍ら之を鑛・工労働者の賃銀額と比較するときは未だ遙かに懸隔がある。

第三章 漁民状態

漁業労働者の生活状態については未だ全国的な調査がないやうである。前年度本年鑑には明石市水産會「漁家經濟基本調査」を紹介したが、本年度は適當な資料が見當らないから之を割愛することとした。

第一部 (勞働者狀態) 統計表

第一表 勞働人口

(其一) 國勢調査に依る職業別人口 (有業者) (昭和五年十月一日)

業種	總數	雇主	單獨	總數	使用人		雇主	單獨	使用人
					男	女			
總數 (有業者)	二九、六九、四〇〇	六、二九、九四四	三、三三、八四五	二〇、〇七三、八五一	一〇、七六六、一〇九	九、三〇七、七四三	二〇・七	二一・五	二〇・八
農 業	一四、一四〇、一〇七	四、二七、一六六	七九、三三四	九、一三三、六六七	三、一七三、二八三	五、九六〇、三三四	三〇・二	五・二	四六・六
農耕に従事する者	一三、五四九、四九一	四、一七六、七三一	六七三、一〇四	八、六九九、六五六	三、〇一七、九四五	五、六八一、七一一	三〇・八	五・〇	六四・二
畜産に従事する者	六〇、六三〇	一三、二五一	一一、六九四	三四、六八五	二三、四六二	一三、二三三	二二・九	二〇・九	五七・二
蠶業に従事する者	三五四、六四四	五三、四五五	一三、一三三	二八、〇六六	五一、〇七〇	二二六、九九六	一五・一	三・七	八一・三
林業に従事する者	一七五、三四三	三三、七二九	三〇、四〇三	一一一、三二〇	八、一〇六	二九、四〇四	一九・二	一七・四	六三・四
水 産 業	四六六、六四四	一一五、八二〇	一一六、四六六	三三四、三四八	二二、三三六	四一、三三〇	二二・二	二・三	五七・五
漁業に従事する者	五四六、六三四	一一五、八二〇	一一六、四六六	三三四、三七八	二七、二五八	四三、三三〇	二二・二	二・三	五七・五
鑛 業	二五、一三〇	四、四八〇	五、三二〇	二四、一四〇	二、四九六	四、九三四	一・八	二・一	一九・一
採炭に従事する者	一八三、五五六	四、四八〇	一一九	一八二、〇〇四	一四、五六四	三五、四二〇	〇・二	〇・一	九九・七
採鑛に従事する者	三三、八七三	六二七	六〇八	三〇、六四八	二七、二〇六	三、四四二	一・九	一・九	九六・二
石油鑛業に従事する者	二、八四五	三三	一四	二、七九九	二、七三三	七五	一・一	〇・五	九八・四
土石採取に従事する者	三三、九四四	三、三九六	四、五六九	二五、九七九	二三、九八二	一、九九七	一〇・〇	一三・五	七六・五
工 業	五、六九六、五八一	六六六、六四四	四、五、二五六	四、〇七三、六八	二、八八、九八五	一、三二八、六九六	三三・一	一七・一	七〇・八
窯業土石加工に従事する者	一六九、四一四	二二、八五四	九、七二五	一三七、八二五	一一〇、五三四	二七、三一一	二二・九	五・七	八一・四
金屬工業、機械器具製造、造船運搬用具製造に従事する者	七〇五、三九五	七四、一三四	七八、七八〇	五三三、四八一	五三三、七六二	一八、七一九	一〇・五	一一・二	七八・三

各業總數一〇〇中

精巧工業に従事する者	五七、九二一	五、九七一	一一、一〇一	四〇、八四八	三六、五五〇	五、二九八	一〇・三	一九・二	七〇・三
化學製品の製造に従事する者	一三七、五三七	一一、五五〇	七、五〇一	一〇八、四八六	八四、〇八五	二四、四〇一	九・〇	五・九	八五・一
紡織工業に従事する者	一、三六一、一五三	九四、〇六一	九六、〇六一	一、一七一、〇七六	三〇九、二〇八	八六一、八八八	六・九	七・一	八六・〇
被服、身装品製造に従事する者	四九七、六九五	七一、三四七	一五九、二二五	二六七、一三二	一七五、六九五	九一、四三八	一四・三	三三・〇	五三・七
紙工業印刷に従事する者	二六五、二六三	三四、五八一	三三、三二七	一九八、三五五	一六三、六四七	三四、七〇八	一三・〇	二二・二	七三・八
皮革、骨、羽毛品類製造に従事する者	三三、一一九	四、六〇一	五、五三七	二二、九八一	一八、九六一	四、〇二〇	一四・九	一六・七	六九・四
木竹草蔓類に関する製造に従事する者	七〇三、三三五	一一二、六二六	二〇三、四〇六	三六七、三三三	三四七、〇八六	四〇、二二七	一六・〇	二八・九	五五・一
製鹽に従事する者	二一、八四六	二、二二二	九六	一九、五四〇	一五、九五四	三、五八六	一〇・一	〇・五	八九・四
飲食料嗜好品製造に従事する者	四四六、八〇三	一〇七、〇三〇	四〇、五九二	二九八、一八一	二〇七、五三四	九一、六五七	二二・九	九・一	六七・〇
土木建築に従事する者	一、〇〇〇、〇七八	一三四、三七三	三〇九、七三三	五五五、九八二	五五三、六七四	三、三〇八	一三・四	三三・〇	五五・六
瓦斯、電氣、水道業に従事する者	一三六、六三四	—	一、七六八	一二六、八五六	一二六、七二八	一三八	—	一・四	九八・六
その他の工業的職業	一八二、四〇六	一一、三五九	一九、四三三	一四九、六一四	一三四、五六七	二五、〇二七	六・八	一〇・七	八二・五
商業的職業	四、四七六、〇三八	三三三、〇三六	一、三四一、四六六	二、二八三、五五六	一、二九八、八三三	九六二、七三三	二二・三	二七・七	五二・〇
金融保険に従事する者	三、二五五、二二五	六九七、四七四	一、一〇二、六七六	一、四五五、〇六五	一、〇三六、七五四	五二八、三二九	二二・四	三三・九	四四・七
接客業に従事する者	六一、八四三	四、八一〇	三三、八三四	四、一九九	四、〇〇四	二、一九五	七・八	二〇・七	七二・五
交通業	一、二六一、〇四〇	二五〇、七七三	二二六、九七六	七三三、二九二	二二一、〇七三	五六二、二二九	二二・六	一〇・九	六七・五
運輸に従事する者	九三三、九三三	六〇、九五八	一一三、三四八	七五三、六二六	七三四、一七七	二九、四五九	六・五	一三・〇	八〇・四
通信に従事する者	一七二、六五三	—	—	一七一、六五三	一三三、八六三	四七、七八九	—	—	一〇〇・〇
公務、自由業	二、〇〇〇、一八一	四八、九三八	一、三三、七三六	一、三三、三三七	一、三三、一四一	二二九、一八六	二・四	八・五	一八九・一
官吏、公吏、雇傭員	四三六、二九三	—	—	四三六、二九三	四三〇、〇〇四	一六、二八八	—	—	一〇〇・〇

陸海軍現役軍人	二四二、七九六	—	二四二、七九六	—	100.0
法務に従事にす者	七、四九二	二、五三九	三、四七四	—	一九.九
教育に従事する者	三三、一九三	一九六	六九九	—	九九.七
宗教家	一五二、二四八	三五五	七、二八一	—	九四.九
医療に従事する者	二六六、六七七	三七、八九八	九三、七〇七	—	五二.〇
書記的職業	四三九、四一八	九	七二	—	一〇〇.〇
記者著述家、藝術家遊藝家	一一四、七七三	五、二〇七	四五、二六九	—	五六.〇
其の他の自由業	五八、三〇三	二、七二六	二四、四七四	—	五三.四
家事使用人	七六一、三三九	—	—	—	一〇〇.〇
家使用人	七八一、三三九	—	—	—	一〇〇.七
其の他の有業者	三三〇、三六六	二、八二二	三三、七九	—	九三.九

第一表 (其二) 大正九年及昭和五年國勢調査産業別人口比較 (内閣統計局調)

産業	昭和五年人口	昭和五年産業分類ニ依リ組織ヘタル大正九年人口		有業者一萬中		大正九年ニ比シ増減(△)		割合%
		昭和五年	大正九年	昭和五年	大正九年	人員	割合%	
總數	四、四四〇、〇〇〇	—	—	—	—	八、四八六、三三二	—	二五.三
有業者(1-9)	二、九、六、六四〇	二、七、二、〇、七六四	二、七、二、〇、七六四	10,000	10,000	二、三、八、八、八六六	—	八.六
農	一、三、五、〇、三、九一五	一、四、二、六、五、五三二	一、四、二、六、五、五三二	1,771	1,771	△ 一、五、五、五七七	△	一一.二
畜産	六三、七九一	一、三、六、八、八、三六九	一、三、六、八、八、三六九	四、五、五九	五、〇、一一	△ 一、八、四、四、四四	△	一三.三
蠶業	三、四九、〇七三	四三、五八一	四三、五八一	一一	一六	12,110	—	四三.一
其の他の農業	二八、一七九	三、四八、八六九	三、四八、八六九	112	132	1104	—	一.一
林業	一八七、〇六八	二六、七二八	二六、七二八	10	10	1,721	—	五.五

第一部 統計表

商品販賣業	三、二九六、一四七	二、四三三、八九五	一、一二五	八八九	△	八七三、二五三	四六〇
媒介周旋業	一六八、〇一〇	二〇九、三三三	七	七七	△	四一、三三三	一三九
金融保險業	一八三、六三〇	一三三、〇五一	六二	四八		五二、九六九	三二一
物品貸貸業預り業	三二、九三三	一九、七五五	七	七		二、一五八	一〇三
娛樂興業ニ關スル業	八二、二八九	二九、六二六	二六	一一		五三、六七三	一、七九二
接客業	一、一四三、三七八	八三六、三三〇	三六六	三〇七		三〇六、〇三八	三六六
其ノ他ノ商業	一一、二九九	一〇、六八一	四	四		六二八	五八
6 交通業	九四三、二一六	九五一、八六三	三三九	三三九	△	六、七四七	七
交通業	九四三、二一六	九五一、八六三	三三九	三三九	△	六、七四七	七
7 公務自由業	二、〇〇九、一五二	一、五二六、七六九	六七	五五		四八八、四七七	三三三
公務	一、〇〇一、〇八七	七九三、二六九	三三八	二九一		二〇七、八二八	二六二
法務	一四、三三三	七、二九五	五	三		六、九七七	九二
教育	三八八、五二五	二五七、七四九	一三二	九五		一三〇、七六六	四〇九
宗教	一六〇、七六六	一四一、六三三	四	三		一九、一三三	一三三
醫療	二五、〇三二	一八、二四五	八	六		六八、六七六	三七六
著述藝術遊藝	六〇、七六五	七六、六四四	二	二	△	一五、八七九	一〇九
其ノ他ノ自由業	一三六、七三六	七九、七六〇	三	二	△		一、三三二
8 家事	二〇一、一七九	一四〇、〇四一	三三	三三		一五〇、〇九四	三三三
家事	二〇一、一七九	一四〇、〇四一	三三	三三		一五〇、〇九四	三三三
9 其ノ他ノ産業	七〇、五三三	五八、七四四	四	三		一一、八二八	一〇一
其ノ他ノ産業	七〇、五三三	五八、七四四	四	三		一一、八二八	一〇一
10 無業	四、八三〇、三六五	二、七〇三、二九二	一	一		六、一三六、〇三六	三三三
無業	四、八三〇、三六五	二、七〇三、二九二	一	一		六、一三六、〇三六	三三三

(其三) 工場鑛山等勞働者數 (昭和十二年十二月末現在、厚生省勞働局調)

道 府 縣	工場勞働者		計	鑛山勞働者		計
	男	女		男	女	
北海道	四七、六三九	一三、三三九	六〇、九六八	六四、二四六	四、一八一	六八、四三七
東京都	五〇四、九九一	一六一、一九一	六六六、一八二	六七三	五八	七三〇
大阪府	七〇、九〇五	四二、九九九	一一三、八九四	一、〇六九	一一〇	一、一七九
神奈川縣	三六一、二三五	一五三、八〇〇	五一五、〇三五	八四	一三	九七
兵庫縣	一五三、三八八	三三、八一八	一八四、二〇六	一六	一	一七
長崎縣	一七四、七七〇	七八、一三五	二五二、九〇五	四、九二五	五〇七	五、四三二
新潟縣	五六、五四八	六、七四三	六三、二九〇	二四、五三三	三、二二二	二七、七五五
埼玉縣	三六、一五九	三〇、四九八	六六、六五七	四、七三九	七五八	五、四九七
群馬縣	五四、七〇七	三二、二五七	八五、九六四	一、四一一	八二	一、四九三
千葉縣	三四、三四八	三六、一七八	七〇、五二六	三、二四六	二二二	三、四六七
茨城縣	一五、八五四	五、〇五三	二〇、九〇七	二五九	二五	二八四
栃木縣	二四、一〇八	一〇、五二四	三四、六三二	七、三八七	一、〇二四	八、四一一
奈良縣	一三、一七四	一五、八二五	二八、九九九	六、二〇四	五二五	六、七二九
三重縣	七、六〇九	八、三五八	一五、九六七	九四七	七〇	一、〇一七
愛知縣	二一、九三三	三五、三三九	五七、二七二	一、六六〇	一〇一	一、七六一
靜岡縣	二〇七、〇九〇	一四七、八四三	三五四、九三三	一、一五一	一〇三	一、二五四
山梨縣	五〇、五六六	五三、二二九	一〇三、八九五	三、六三八	五二六	四、一五四
滋賀縣	四、六三四	一三、一九七	一七、八三一	六三五	一〇〇	七三五
岐阜縣	八、四六四	二〇、一七一	二八、六三五	四三一	三六	四六九
岐阜縣	三一、三九二	三五、〇八八	六六、四八〇	三、五四四	三二五	三、八五九

第一部 統計表

熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長
本	賀	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森	手	島	城	野
一三、二八五	六、六九二	七、七三八	一六五、四一四	九、二五三	二〇、五九三	一〇、三六九	八、五〇〇	二二、二四〇	三三、五三四	一一三、五三七	三一、三九六	八、六七九	四、一〇六	二二、〇九四	一六、一〇八	一五、四四六	九、二六七	八、九一三	六、六〇五	九、三八八	一六、五四四	一〇、五五三	一七、三八二
一〇、七九七	四、六六五	六、〇〇四	二八、五五〇	八、〇七四	二八、三六三	八、四三〇	一〇、五五〇	一八、一四〇	一〇、四〇六	三五、八三〇	三五、八一九	八、二九五	六、六四五	二二、三八三	二九、八六四	三九、七九二	二、四三七	一四、七六九	二、一九六	四、〇四六	一九、二九四	六、七八八	五一、九一〇
二二、〇八二	一一、三五七	一三、七四二	一九三、九六四	一七、三三七	四八、九五六	一八、七九九	一九、〇五〇	三九、三八〇	四二、九三〇	一四九、三五七	六七、二一五	一六、九七四	一〇、七五一	四四、四七七	四五、九七二	五五、二三八	一一、七〇四	二三、六八二	八、八〇一	一三、四三四	三五、八三八	一七、三四一	六九、二九二
九、二三三	一〇、一三〇	三、〇七八	一一〇、六一四	一、五六八	六、四九九	九四三	一、二三九	一、八九一	一九、六〇〇	一、六九二	三、四六六	一、二七七	七九三	九七	一、六四八	一、四〇三	一七、三五七	四、五六六	三、二〇一	一一、六一〇	一九、〇四九	五、四一八	一、四三三
一〇四	一、四三三	二六	一一、二二四	二四九	九三二	三四	一五〇	三三一	八、一九九	一四五	三三一	二四	二四	二四	二五八	一五二	一、七四三	七二八	三五九	一、四三七	二、五五七	六七一	一〇三
九、六三七	一一、五八二	三、二九四	一三三、八三八	一、八一七	七、四三一	九七七	一、三七九	二、二二二	二七、七九九	一、八三七	三、七八七	一、四九一	一、〇〇七	一一一	一、九〇六	一、五五四	一九、一〇〇	五、二八四	三、五六〇	一四、〇四七	二一、六〇六	六、〇八九	一、五三六

宮崎	一四、八二四	一一、七二四	二六、五三八	二、一七六	二八八	二、四六四
鹿兒島	八、三八七	九、九八三	一八、三七〇	六、五九九	九四五	七、五四四
沖繩	一、九六六	五九〇	二、五五六	九九三	一七三	一、一六六
計	二、四八七、二九六	一、三六七、八八八	三、八五五、一八四	三八九、三六五	四六、四四五	四三五、八一〇

(ロ)

運輸交通通信勞働者

日傭勞働者其他

(イ)・(ロ)全部

	男		女		計		男		女		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道	二六、〇七三	二、八九一	二八、九六三	一二九、六九八	三四、六五六	一六四、三五四	二六七、六五五	五五、〇五七	三三二、七一一			
東北	五八、六二七	一〇、九二五	六九、五五二	五四、六〇四	八、一〇〇	六二、七〇四	六一八、八九四	一八〇、二七四	七九九、一六八			
東京	一五、六六九	二、八七六	一八、五四五	三〇、三八〇	八、三八六	三八、七六六	一一八、〇三三	五四、三六一	一七二、三八四			
大阪	四八、八五九	八、五〇八	五七、三六七	六八、二九七	一五、六六七	八三、九一四	四七八、四七五	一七七、九三八	六五六、四一三			
京都	二二、八四二	三、九三四	二七、七六六	六三、六七九	九、〇五九	七二、七三八	二二九、九二五	四四、八〇二	二八四、七二七			
神奈川	二二、六六二	四、三九二	二七、〇五四	六六、九六七	一〇、二三四	七七、二〇一	二六九、三三四	九三、二六八	三六二、五九二			
兵庫	四、二〇〇	八〇〇	五、〇〇〇	一六、一五二	五、四一八	二一、五七〇	一〇一、四三三	一六、一八二	一七一、六二四			
長崎	九、二二二	一、八〇七	一一、〇二九	三六、七八九	一四、〇三四	五〇、八二三	八六、九〇九	四七、〇九七	一三四、〇〇六			
新潟	八、一四二	一、三八三	九、五二五	二〇、九五六	七、八六三	二八、八一九	八五、二二六	四〇、五八四	一二五、八〇〇			
埼玉	五、九六一	九三三	六、八九四	一一、七九〇	三、五一三	一五、三〇三	五五、三六三	四〇、八三七	九六、二〇〇			
群馬	七、五三〇	一、二〇九	八、七三九	一四、五四三	八、二二八	二二、七七〇	三八、一八五	一四、五一五	五三、七〇〇			
千葉	七、五三七	一、二二七	八、七六四	二一、三七五	九、七七七	三、一五三	六〇、四〇七	二二、五四二	八二、九四九			
茨城	五、四一九	九六一	六、三八〇	一七、一七二	五、七七一	二二、九六三	四一、九六九	二三、〇九二	六五、〇六一			
栃木	三、九三九	六〇一	四、五四〇	一七、〇九三	五、三九七	二二、四九〇	二九、五八八	一四、四三六	四四、〇一四			
奈良	八、〇四二	一、四七六	九、五一八	一七、二二三	一三、二二七	六三、四五〇	八二、八五七	四九、一四三	一三二、〇〇〇			
三重	二〇、九七四	三、九四六	二四、九二〇	五八、九四五	一四、九八七	七三、九三三	二八八、一四〇	一六六、八七九	四五五、〇一九			
愛知	一四、七六一	二、一〇四	一六、八六五	五六、五二七	一四、九四八	七二、四七五	一三五、五二二	七〇、七九七	一九六、三〇二			

第一部 統計表

山	滋	岐	長	宮	福	岩	青	山	秋	福	石	富	鳥	鳥	岡	廣	山	和	德	香	愛	高	福
梨	賀	卓	野	城	島	手	森	形	田	井	川	山	取	根	山	島	口	山	島	川	媛	知	岡
二〇、九七四	三、〇七四	七、一六一	七、一六一	七、〇三六	八、四四三	三、五九四	五、七九六	三、七九四	六、〇六五	三、九二五	三、九八六	三、九八六	三、三二七	四、〇九六	八、三三三	一三、六四六	五、六三八	三、九九五	三、三五八	三、〇一〇	四、八五七	四、八三三	二二、三五五
三、九四六	四三七	八二〇	一、二三一	九四一	七六八	三七一	六〇六	五二四	八九四	五二二	五七〇	五五三	五四〇	四〇九	一、四六七	二、〇三七	六七三	四三三	九二一	五四五	六二五	五五四	四、三八九
二四、九二〇	三、五一	八、五五八	八、三九三	七、九七七	九、二一一	三、九六五	六、四〇三	四、三一八	六、九六〇	四、四三七	五、〇四六	四、五三九	三、八五七	四、五〇五	九、七九九	一五、六八三	六、三一	四、四三八	四、二七九	三、五五五	五、四八二	五、三七六	二七、七四四
五八、九四五	一三、四五八	二二、五六一	五五、三八四	二五、六四一	三五、三三五	二一、二五六	二二、二〇五	四四、三七二	一九、八六〇	一三、一七四	一八、七四一	一七、六七三	一四、八四〇	二一、二〇四	三七、八七四	三三、三九五	二一、二〇四	三三、三八三	五、九六〇	一三、〇三五	三五、四一四	二七、三〇七	五三、三七四
一四、九八七	五、〇三九	六、一〇九	一四、〇一五	一一、〇一九	一二、五一	一三、一三四	五、八一七	九、六〇一	一九、六一五	六、〇二七	四、三六五	五、〇一〇	七、七六八	六、四三六	六、九五四	一三、九三〇	八、三二二	一一、三五二	五、九七一	六、一八	九、八七〇	一〇、三〇八	一九、九九一
七三、九三三	一七、四九七	二九、六七〇	六九、三九九	三六、六六〇	四七、八三六	六八、四五三	二七、〇七三	三三、八〇六	六三、九八七	二五、八八七	一七、五三九	二二、七五一	二五、四四一	二一、二七六	四四、八二八	四六、三三五	二、九一六	四三、七三四	一一、九三一	一九、一五三	四五、二八四	三七、六一五	七三、三六五
一九、一五八	二四、四二七	六六、二三五	八一、三六〇	四八、六四八	七九、三六一	八〇、九一一	三六、八五八	四〇、四七八	七七、〇六一	四〇、六三三	三五、四〇六	四三、九一八	二五、八八九	二八、八九二	八一、〇六八	一六二、二六〇	七八、九六六	五九、五〇九	一九、〇四七	二七、三五七	六七、三六三	四三、九五〇	三六二、七五七
一五、九二一	二五、六八五	四二、三三三	六七、二五九	一九、四一九	三五、一三〇	一八、九八八	八、九七八	二五、六二二	二四、六九〇	四六、四八三	三五、〇五七	二八、九七〇	一五、一六七	一五、三五四	四四、五六一	五〇、九四二	二七、五九〇	三〇、二四五	一七、五九二	一五、一二七	三九、七九〇	一九、一八五	六五、一四四
三五、〇六九	五〇、一一二	二〇八、五六七	一四八、六一九	六八、〇六七	一一四、四九一	九九、八九九	四五、八三六	六六、〇九〇	一〇一、七五一	八七、二一六	七〇、四六三	七二、八八八	四一、〇五六	四四、二四六	一三五、六三九	二二二、二〇二	一〇六、五五六	八九、七五四	三六、六三九	四二、四八四	一〇七、一五三	六三、一三五	四二七、九〇一

大分	四、六四五	六二八	五、二六三	一、二、八四八	六、四四五	一九、二九三	二八、三〇九	一三、二八三	四一、五九二
佐賀	四、六七三	八八一	五、五五三	一〇、九六四	五、〇〇一	一五、九六五	三三、四五八	一一、九九九	四四、四五七
熊本	四、六三七	五五一	五、一八八	一三、七九四	四、七八四	一八、五七八	三九、九四八	一六、五三七	五六、四八五
宮崎	四、三八四	三六四	四、七四八	九、〇八〇	三、七三〇	一三、八一〇	三〇、四五四	一六、〇九六	四六、五五〇
鹿兒島	九、三三三	八三八	一〇、一六〇	三五、〇三三	一四、四〇七	四九、四三九	五九、三四〇	二六、一六三	八五、五〇三
沖繩	四、七五四	一七七	四、九三一	一四、〇三四	二、七三四	一六、七六八	二一、七四七	三、六七四	二五、四二一
計	四七〇、六〇一	七四、五五七	五四五、一五八	一、四八三、三八〇	四四五、八六七	一、九三九、二四七	四、八三〇、六四二	一、九三四、七五七	六、七六五、三九九

第二表 工場勞働者數及鑛山勞働者數

(其一) 職工數累年表

(1) 常時五人以上使用工場 (工場統計表ニ據ル)

		昭和十二年末	同十一年末	同十年末	同九年末	同八年末	同七年末	同六年末	同五年末	同四年末	同三年末
總計	男	一、七三七、〇三三	一、四五八、三九八	一、二八七、五七五	一、一四七、〇九七	九六七、六五九	八四六、三〇七	七七四、〇九八	七九六、二八二	八五五、一八七	九四八、八七六
	女	一、二〇九、四八〇	一、一三四、二八九	一、〇八一、七〇三	一、〇二六、三五六	九三三、四三三	八八七、二〇四	八八六、二三四	八八七、二八一	九六九、八三五	九八七、三七三
計		二、九三六、五二二	二、五九二、六八七	二、五九九、二七七	二、一六三、四五三	一、九〇一、〇九一	一、七三三、五一一	一、六六〇、三三二	一、六八三、五六三	一、八二五、〇三二	一、九三六、二四九
紡織工業	男	二〇一、三五五	二〇三、六六九	一九三、八六六	一八四、八〇五	一七〇、五八一	一六一、四〇八	一五八、二八一	一六三、〇五六	一八三、一八九	一八九、六五四
	女	八三一、一五五	八三四、二四八	八二二、八三七	七八四、五一五	七三七、〇五〇	七三〇、〇五一	七四〇、五一一	七四〇、三四三	八二四、五〇一	八〇八、五八二
計		一、〇三三、五〇一	一、〇三七、九一七	一、〇〇六、七〇三	九六九、三三〇	九〇七、六三二	八八一、四五九	八九八、七九二	九〇三、三九九	九九七、六九〇	九九八、二二六
金屬工業	男	二二六、五五一	二二七、九二〇	二〇一、五九五	一七一、五〇三	一一五、六〇三	八九、八四三	七七、九三三	七七、五九三	八三、二七九	一一一、一四一
	女	二二、九三九	一八、九三八	一六、〇一七	一三、一七九	一〇、〇五〇	七、六二七	六、三三六	六、五九一	七、六六〇	九、五六二
計		二四九、四五〇	二四六、八五八	二一七、五七二	一八四、六八二	一二五、六五三	九七、四六九	八四、二六九	八四、一一二	九〇、九三九	一二一、七〇三
機械器具工業	男	五四七、二七六	四一七、五六三	三三五、〇六一	二八八、一九九	二二八、五四〇	一七八、八八九	一四七、一〇五	一五七、六二八	一七七、八九	二二七、四七四
	女	五四、四〇八	三九、四〇一	三三、二〇一	二六、四七〇	二〇、七八三	一五、六八三	一一、二四六	一〇、七二〇	一二、三三五	一三、一八三
計		六〇一、六八四	四五六、九六三	三六七、二六三	三一四、六六九	二四九、三三三	一九四、五七二	一五八、三五五	一六八、三三八	一九〇、一五四	二五〇、六五七

(2) 工場法適用工場 (工場監督年報ニ據ル)

窯業			化學工業			製材及木製品工業			印刷及製本業			食料品工業			ガス及電氣業			其他ノ工業		
計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男
八八、〇三三	二四、八二四	一一、八五七	三三二、七九六	一一〇、八四八	二二一、九四八	一〇七、八六九	一一、三〇五	九六、五六四	六四、六五二	八、一〇五	五六、五四七	一四〇、三六四	四五、一四四	九、二三四	九、二八六	八九、一六〇	八九、一六〇	一八八、八六〇	九九、七〇〇	八九、一六〇
八〇、二三三	二一、四七〇	一〇一、七〇二	二七三、四八七	九四、三〇五	一七九、一八二	九三、二九三	九、一二三	八四、一七〇	五八、八三九	七、二三〇	五一、六〇九	一二八、七八八	三六、五九二	八、六八六	八、七二一	八二、九四七	八二、九四七	一五九、五九七	八二、九四七	八二、九四七
七三、七四一	一八、九五七	九二、六九八	二二八、六三六	七九、八三五	一四八、八〇三	八五、一〇七	七、八六〇	七七、二四七	六〇、五六九	七、一六五	五三、四〇四	一二六、四五四	三一、六七一	八、三五〇	八、三九〇	七五、一一八	七五、一一八	一四四、一七三	七五、一一八	七五、一一八
六五、三五九	一七、〇〇四	八二、三六三	一九二、二七〇	六七、五四三	一二四、七二七	七六、五八四	六、八七四	六九、七二〇	五六、八九一	六、七二三	五〇、一七八	一二〇、八五〇	二六、七二五	八、一九〇	八、二六〇	六七、二七三	六七、二七三	一三〇、八四九	六七、二七三	六七、二七三
五七、九三〇	一三、二六五	七二、一九五	一六三、七〇六	五七、四三四	一〇六、二七二	五、六二四	六〇、八一五	六六、四三九	五三、六七九	六、一四八	四七、五三一	一二七、六三八	二四、五九九	八、二五七	八、三三〇	五八、四一六	五八、四一六	一一三、九〇九	五八、四一六	五八、四一六
五一、〇三〇	一〇、七八三	六一、八二三	一三六、〇二二	四七、三四一	八八、六八〇	六〇、六二六	四、六〇一	五六、〇一五	五一、三五三	五、九二〇	四六、四三三	一一六、四〇三	二一、〇三二	七、九一〇	七、九六八	五四、一〇九	五四、一〇九	一〇三、八〇八	五四、一〇九	五四、一〇九
四七、三四〇	九、三九一	五六、七三二	一二三、四六一	四二、九四〇	七九、五三一	五、六五八	四、四四四	五三、二二四	五一、三六七	五、八九五	四五、四七二	一一四、二八一	一九、二三五	八、一四四	八、二四八	四六、一三二	四六、一三二	八九、九三九	四六、一三二	四六、一三二
四九、八六七	一〇、八六七	六〇、七三四	一一八、二六〇	三九、一二〇	七九、一四〇	五七、八一〇	四、七八一	五三、〇三九	五三、四七八	六、一二一	四七、三五七	一一七、九八八	二〇、二九二	七、九〇六	七、九九一	四八、四三三	四八、四三三	九一、一六一	四八、四三三	四八、四三三
五七、三五九	一二、七五八	七〇、一一七	一二二、二五〇	四〇、五九〇	八二、六六〇	五八、九九六	四、八八一	五四、一一五	五二、〇一五	六、五四三	四五、四七三	一一二、六八一	二一、三二七	七、九五四	八、〇三八	四九、一六七	四九、一六七	九一、八二五	四九、一六七	四九、一六七
三五、二六六	一二、九八二	六八、二四八	一一〇、一五二	四二、四三五	七七、七二七	五六、六二二	五、四四一	五一、一九〇	五四、二二〇	八、〇八六	四六、一三四	一一四、一一二	四三、五二九	八、五七三	八、六四三	四三、五〇四	四三、五〇四	九〇、一〇九	四三、五〇四	四三、五〇四

昭和十二年 十月一日	昭和十一年 十月一日	昭和十年 十月一日	同九年 十月一日	同八年 十月一日	同七年 十月一日	同六年 十月一日	同五年 十月一日	同四年 十月一日	同三年 十月一日
二、八二七、五三二	二、三四七、〇五〇	二、三三三、九六七	二、〇八〇、三三三	一、八二一、六七〇	一、六六六、五三三	一、六六四、五〇九	一、七二〇、一八九	一、八六六、七〇五	一、七三五、三三七

備考 昭和四年以降施行規則第二七條適用工場ノ分ヲ含ム

第三表 労働異動

(其一) 工場労働者異動 (日銀「労働統計」による)

昭和十三年	解雇	雇入	月末現在
一	五九、八七一	六六、五二七	一、四四五、四三九
二	五六、五三四	六六、〇三〇	一、四六五、二六〇
三	五五、五〇六	七六、五一一	一、四九一、五九八
四	六一、六九七	一二三、九三〇	一、五四四、三七七
五	五九、三四三	六三、二九一	一、五五〇、八五三
六	五八、四八五	五八、六六三	一、五五九、〇五四
七	六〇、四七九	五九、九九四	一、五五五、二七三
八	六六、五五〇	六九、六二八	一、五六八、五九三
九	六八、五三三	七八、三八七	一、五八一、五八〇
十	六三、四二一	七〇、七四四	一、五九〇、六〇〇
十一	五五、八三八	六五、六九五	一、六〇八、二九七
十二月	六七、四一九	五九、五七〇	一、五九八、一一一
累計	七三三、六六六	八四七、九四九	

昭和十三年	解雇	雇入	月末現在
一	一一、五三六	一五、四四七	二二八、三〇四

(其二) 鑛山労働者異動

二	月	一、六四一	一三、七四五	三三〇、四〇八
三	月	一三、五三五	一三、九四〇	三三〇、八一三
四	月	一四、〇二四	一三、一三一	二二九、四四九
五	月	一三、八五七	一三、六〇六	二二六、四八二
六	月	一一、六〇六	一三、九〇二	二二八、三二八
七	月	一二、〇九五	一六、一五六	二二二、九九〇
八	月	一四、二〇五	一八、三六三	二二七、八二〇
九	月	一六、一四〇	一七、八七五	二九九、五五五
十	月	一五、一七四	一六、六四二	二三一、〇三三
十	月	一三、三九八	一六、四四三	二三五、〇六八
十	月	一一、四六三	一七、二四五	二四〇、八五〇
累計	計	一五五、六七六	一八三、四九五	

第四表 家計調查 (內閣統計局調查)

(其一) 勞働者家計調查 (自昭和十二年九月至昭和十三年八月)

(1) 收入階級別一世帶一箇月平均實收入內譯

世帶	總數	總數	未五〇圓	未六〇圓	未七〇圓	未八〇圓	未九〇圓	未一〇〇圓	以一〇〇圓上
世帶人員	總數	總數	未五〇圓	未六〇圓	未七〇圓	未八〇圓	未九〇圓	未一〇〇圓	以一〇〇圓上
一世帶平均	四、四三・三六	四、四三・三六	四・六一	三・四四	四・二一	四・二三	四・三〇	四・二五	四・四〇
總數	一、〇三九	一、〇三九	五	三	四	一	一	一	四
總數	四、四三・三六	四、四三・三六	三三・〇三	七五・七〇	三六五・九三	五五六・二七	八三三・六九	七四三・四三	一、八二四・四二

第一部 統計表

第一部統計表

實收	總額	收入階級別一世帯一箇月平均總收入總支出						
		未滿五〇圓	未滿六〇圓	未滿七〇圓	未滿八〇圓	未滿九〇圓	未滿一〇〇圓	一〇〇圓以上
九五・四八	一六九・〇三	四五・四〇	五七・二三	六六・〇四	七五・二二	八四・九一	九四・八六	二六・七六
〇・一八	〇・一八	〇・一三	〇・一七	〇・二二	〇・二三	〇・二三	〇・一七	〇・二三
一・九七	一・九七	二・三七	一・〇七	〇・八八	一・五五	一・四〇	一・五六	二・八三
〇・六三	〇・六三	〇・九八	〇・二八	〇・四八	〇・三〇	〇・五四	〇・七四	〇・七七
三・七九	三・七九	一・二二	一・八九	二・二二	二・九二	三・三九	三・六七	四・八〇
六・五六	六・五六	二・七六	二・六三	三・三九	三・九〇	五・三五	六・六三	八・九五
〇・八三	〇・八三	〇・三六	〇・四〇	〇・四七	〇・五六	〇・七六	〇・八〇	一・〇八
〇・一〇	〇・一〇	〇・〇四	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇九	〇・一一	〇・二二
〇・二四	〇・二四	〇・一六	〇・一六	〇・一四	〇・一八	〇・二四	〇・二三	〇・二九
〇・九六	〇・九六	〇・二四	〇・五九	〇・四三	〇・六四	〇・七三	〇・九五	一・三五
一・五六	一・五六	一・一九	〇・三九	〇・七七	〇・九六	一・一七	一・五二	二・二〇
〇・六六	〇・六六	〇・〇三	〇・五一	〇・四六	〇・六八	〇・四六	〇・六五	〇・八二
五・七〇	五・七〇	一・五七	三・三九	三・六七	四・三三	五・〇四	五・六三	七・一四
二・三・一七	二・三・一七	一一・〇三	一一・五四	一三・一五	一六・二〇	一九・二九	二三・六五	三〇・五八
八・四三	八・四三	三・六六	三・九五	五・四九	六・〇七	七・一八	八・四七	一〇・七五
四・〇七	四・〇七	三・四八	三・七二	三・六四	三・七五	四・〇〇	四・一五	四・三〇
一・二・六六	一・二・六六	六・六六	八・八六	九・九七	一一・一三	一一・九八	一三・〇三	一四・三三
五・九九	五・九九	〇・三八	一・三九	一・六二	一・七五	二・一六	二・二〇	二・九四
二・三五	二・三五	三・〇一	四・六四	四・三三	五・二二	五・五三	五・八五	七・〇〇

一世帶平均消費單位	總數					
	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
總額	二・九三	二・八六	二・七二	二・七六	二・九三	三・〇三
飲食物費	八九・一七	五九・二七	六二・〇三	六八・四九	七六・三八	四八・〇七
米麥費	三三・九六	二二・二五	二五・七三	二七・〇四	二八・三七	三三・一八
副食物費	一〇・八一	八・四一	一〇・七三	一〇・四八	一〇・三六	一〇・八一
嗜好品費	一一・六八	七・六五	八・八〇	一〇・〇九	一〇・二九	一一・四八
出前外出先ノ食費	三・二五	三・五五	四・六四	四・八四	五・二二	六・三四
住居費	六・三三	一・六四	一・五六	一・六四	二・六〇	二・五五
光熱費	一五・二七	九・四九	一〇・二四	一二・三四	一三・八〇	一四・七五
被服費	四・七五	三・六一	四・五三	四・一七	四・六〇	四・七六
其他ノ諸費	一〇・一一	二・八七	五・五二	七・五六	八・一〇	九・一一
保健衛生費	二七・〇八	二二・〇五	一六・〇一	一七・四八	二二・五一	二四・二七
教育費	六・二八	二・五九	三・七一	四・七八	五・六八	五・六六
教育費	〇・八二	—	〇・三七	〇・四六	〇・七一	〇・九一
教育費	一・五三	〇・六九	一・二九	〇・七八	一・〇三	一・五二
交通費	一・七九	〇・三五	〇・五二	〇・九二	一・四三	一・五八
通信運搬費	〇・三九	〇・〇八	〇・二五	〇・三三	〇・三六	〇・三五
文房具費	〇・一三	〇・〇五	〇・〇八	〇・〇九	〇・一〇	〇・一三
負擔費	〇・九六	〇・六〇	〇・四四	〇・七七	〇・九二	〇・九三
交際費	七・五七	三・八八	四・五八	四・八七	六・〇五	六・六七
修養娛樂費	四・六七	一・一七	二・一九	三・三三	三・八七	四・二九
旅行費	〇・八九	〇・五六	〇・二一	〇・四五	〇・四七	〇・八一
其他費	一・九三	一一・七四	二・二〇	〇・六四	〇・八六	一・三四
記入不備	〇・一四	〇・三四	〇・一七	〇・一〇	〇・〇五	〇・〇九

